

第六十七回
国会

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第五号

昭和四十六年十二月十八日(土曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

十二月十八日

辞任

志村 愛子君
加藤 進君

補欠選任

竹内 藤男君
渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

長谷川 仁君

鬼丸 勝之君

楠 正俊君

剣持 享弘君

丸茂 重貞君

松井 誠君

森中 守義君

矢追 秀彦君

高山 恒雄君

岩間 正男君

稲嶺 一郎君

今泉 正二君

長田 裕二君

梶木 又三君

片山 正英君

亀井 善彰君

古賀雷四郎君

柴立 芳文君

鈴木 省吾君

園田 清充君

竹内 藤男君

西村 尚治君

初村瀧一郎君

国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣臨時代理

文部大臣

厚生大臣

農林大臣臨時代理

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

宮崎 正雄君

山内 一郎君

若林 正武君

占部 秀男君

大橋 和孝君

川村 清一君

田中寿美子君

宮之原貞光君

村田 秀三君

森 勝治君

上林繁次郎君

原田 立君

藤原 房雄君

栗林 卓司君

渡辺 武君

喜屋武眞榮君

佐藤 榮作君

前尾繁三郎君

福田 赳夫君

田中 角榮君

高見 三郎君

斎藤 昇君

山中 貞則君

丹羽喬四郎君

廣瀬 正雄君

原 健三郎君

西村 英一君

渡海元三郎君

江崎 眞澄君

大石 武一君

木内 四郎君

木村 俊夫君

竹下 登君

政府委員

国務大臣

内閣法制局長官

内閣法制局沖繩

法制参事官

内閣法制局第二

部長

内閣法制局第三

部長

内閣法制局第四

部長

人事院総裁

人事院事務総局

管理局長

総理府総務副長

官

公正取引委員会

委員長

防衛庁参事官

防衛庁防衛局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務

部調停官

防衛施設庁施設

部長

防衛施設庁事務

部長

経済企画庁国民

生活局長

経済企画庁総合

開発局長

科学技術庁研究

調整局長

科学技術庁原子

力局長

環境庁大気保全

局長

環境庁水質保全

局長

沖繩・北方対策

庁長官

中村 寅太君

高辻 正巳君

系 光家君

林 信一君

茂串 俊君

角田礼次郎君

佐藤 達夫君

英木 広君

砂田 重民君

谷村 裕君

鶴崎 敏君

久保 卓也君

島田 豊君

銅崎 富司君

薄田 浩君

安斉 正邦君

宮崎 仁君

岡部 保君

千葉 博君

成田 壽治君

山形 操六君

岡安 誠君

岡部 秀一君

沖繩・北方対策

庁総務部長

沖繩・北方対策

庁調整部長

外務省アメリカ

局長

外務省条約局長

局長

外務省情報文化

局長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省理財局次

長

文部省初等中等

教育局長

厚生省環境衛生

局長

農林省農政局長

局長

農林省農地局長

局長

農林省蚕糸園芸

局長

通商産業省企業

局長

通商産業省公益

事業局長

中小企業庁次長

運輸大臣官房審

議官

運輸省海運局長

運輸省港務局長

運輸省鉄道監督

局長

運輸省航空局長

海上保安庁長官

郵政大臣官房長

岡田 純夫君

田辺 博通君

吉野 文六君

井川 克一君

和田 力君

前田多良夫君

平井 勉郎君

吉瀬 維哉君

大倉 眞隆君

小幡 琢也君

岩間英太郎君

浦田 純一君

内村 良英君

三善 信二君

荒勝 巖君

本田 早苗君

三宅 幸夫君

進 淳君

見坊 力男君

鈴木 珊吉君

栗栖 義明君

山口 眞弘君

内村 信行君

手塚 良成君

森田 行正君

郵政大臣官房電 気通信監理官	柏木 輝彦君
郵政大臣官房電 気通信監理官	牧野 康夫君
郵政省郵務局長	溝呂木 繁君
郵政省貯金局長	石井多加三君
郵政省簡易保険 局長	野田誠二郎君
郵政省電波監理 局長	藤木 栄君
労働省労働基準 局長	石黒 拓爾君
建設省計画局長	岡部 實夫君
建設省都市局長	高橋 弘篤君
建設省河川局長	吉兼 三郎君
建設省道路局長	川崎 精一君
建設省住宅局長	高橋國一郎君
自治省行政局長	多治見高雄君
自治省財政局長	宮澤 弘君
事務局側	鎌田 要人君
常任委員会専門 員	相原 桂次君
常任委員会専門 員	鈴木 武君
常任委員会専門 員	宮出 秀雄君
常任委員会専門 員	竹森 秋夫君
説明員	
警察庁刑事局保 安部長	本庄 務君

本日の会議に付した案件
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○沖縄振興開発特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○沖縄平和開発基本法案(衆議院送付、予備審査)
○沖縄における雇用に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)
○連合審査会に関する件

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖縄及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案以上の各案件を一括議題とし、昨日に引き続き、質疑を行ないます。矢追秀彦君。

○矢追秀彦君 初めに総理にお伺いいたしますが、総理は所信表明で、「明るく豊かでそして平和な沖縄県を建設する」と、こういうことをお述べになりましたが、どのような沖縄にしようとする理はお考えになっておられるのか、まず具体的に所信をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) さのうもその点で私も委員にお答えしたと思っております。これで明らかになったように、明るい、明朗潤達なまた同時に物質的にも恵まれた、豊かな、また平和な、これは本土と同じような、平和で、そして生活が安定すると、こういうような沖縄県でありたいと、かように思っております。

○矢追秀彦君 この平和な沖縄という問題についてでございますけれども、日米共同声明の第六項におきましては、「現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割りを果たしていることを認めた」と、このようにあります

が、いまだに沖縄は御存じのようにキーストーン・オブ・ザ・パシフィックと、このようにいわれてまいりましたが、これが沖縄返還により、沖縄の戦略的価値というものはどのように変わるのか、あるいはその価値は減少するのか、さらに強化をされるのか。その点について伺いたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) 共同声明当時の情勢と今日の情勢は変わっておりますが、私どもの繁栄への道をたどったのも、これひとえに日本が安全、平和であると、こういうことだと思っております。もちろんわが国民のまじめなまた努力、真摯な努力が結実したと、こういうことも言えますが、同時に、われわれが平和のうちに過ごした、これにはやはりわれわれが自衛隊を持ち、そういうその足らざることを日米安全保障条約で補っている、ここらにもやはりわれわれが見のがすところのできないものがあるのではないかと、かように思っております。私は、沖縄が祖国に返還されれば、同じような立場で、米軍基地は、今度は安全保障条約の範囲内において、われわれが基地も提供する義務がありますから、同時にまた軍事行動——米軍の軍事行動です、これは自衛隊じゃございません——これが安保条約の範囲内にとどまること、これを逸脱しないようにすること、これが必要だろと思ひます。かように考えますと、安全保障条約というものは、その役割りは一体何なのか。私はたいへん戦争抑止力、かような意味に役立っておりますのではないだろうか、かように思ひます。

○矢追秀彦君 沖縄の基地の重要性という問題について——実はこれあとで持っていきたいと思います——一九六九年それから七〇年、この二つの、外務省の情報文化局から出された「目でみる日本の安全保障」という、こういう資料がありますけれども、この中の三四ページから入りたいと思ひますが、その前に外務大臣にお伺いしますが、このパンフレットはどういう目的で、どういうところへ、大体どれぐらいの部数が配られておられるのか、

その点をお伺いしたい。
○国務大臣(福田赳夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(吉野文六君) 本パンフレットは外務省の情報文化局が作成しました通常の広報用のパンフレットでございます。

○矢追秀彦君 いま聞いたのは、どれぐらいの部数で、どういう目的で、どういうところに配られておるか、これを聞いておるんです。

○国務大臣(福田赳夫君) これはすぐわかりますから、問い合わせまして、直ちにお答え申し上げます。

○矢追秀彦君 その問題はあと回しにいたしましたので、この三四ページをあけていただくとおわかりのように、「沖縄の戦略的価値」と、これは六九年も七〇年も中身は全く同じなんです。これで沖縄を中心として円が描かれておりますが、結局これはまあ去年のパンフですから、ことしは変えられるかも知れませんが、結局沖縄の戦略的重要性というものは、この考えに基づいて今後ともやっていくのか、その点、防衛庁長官。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点であります。が、先ほど総理からお答えがありましたように、安保条約第六条にはこういうふうに明記されておるわけです。「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する」と、こうあるわけですから、要するにそのための沖縄の基地という形になりますから、これはわがほかに施政権が戻れば、いわゆる安保条約の適用は本土並みという、非常にこれは重要なところであります。が、いまの六条の規定のようになると、こう思っております。

○矢追秀彦君 最近総理は、情勢の変化ということも言われましたが、中国との問題も非常に議論をされておる中で、このように中国の中奥深くまでF106の行動半径が入っており、こういうパンフレットが、パンフレットとして出すことがいいのかどうか、その点いかがですか。防衛庁の中でこ

ういうことがあるなら、まだまあ……。それでも私は反対ですけれども、外務省としてこういうふうなかつこうのものを出すことは、平和自主外交を言っておられるたてまえから、中国等を刺激することにはならないか、その点はいかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) この三四ページ、この図解はいろいろ誤解を招くおそれもあると、私は率直にさように考えます。これは概念的にこの程度のものである、しかも安保の性格から申せば、ただ防衛的な軍事力だと、かように考えればいいわけで、これは攻撃的な範囲だと、かように考える筋のものではないと思えますけれども、どうもやや図解そのものは誤解を招く節があるかと、かように思います。

○矢追秀彦君 いま総理から誤解を招くというお話がありました、その前の三三ページというのは、もう一つ誤解を招くわけです。これは沖縄ではなくて、本土を含めてであります。米軍基地の必要性、こういう中に、北京から約一時間四十分、ウラジオストクから約五十分、ユージノサハリンスクから約二十五分と、こういうそのジェット機が東京に向けて飛んでおる絵がかいてあるわけです。片方では米軍から約八時間、船で約十四日間、ハワイから約五時間、グアムから約二時間、沖縄から約一時間十五分、こういうふうにかかれてあります。これは明らかに中国——ここでは中共になっておりますが、ソ連を仮想敵国とした上で、日本の安全を守るために米軍基地が必要である、こういうことを非常に強調されておる図であると思ふのですが、これは非常に問題である。私は特にこちらのほうがより問題ではないか。さらに続きまして、一べんに固めて言っちゃいますが、四二ページ、四三ページをあけていただきたい。これは「日本列島に接近する国籍不明機」の侵入経路等がかかれておるわけです。これは全部ソ連に帰っているわけですが、この飛行機は、しかも四三ページには「日本領空に接近したソ連製「バイソン」重爆撃機」と、しかも

この中の文章では、「日本の領空には、国籍不明の航空機が毎日のように接近してきます。」そのあとで自衛隊の緊急発進のことが書かれて、「この緊急発進をスクランブルと呼んでいます。その数は年間三百回以上に達しています。」こういうことがあります。

それからもう一つ。全部問題なんです、特に大きな問題だけを出しますと、五二ページでは「大きな商船隊・小さな護衛力」と、こういう図解が出ておるわけです。その下の文章を読みますと、「幸い日本は充分な規模の商船隊を持っています。万が一の場合それを護衛する海上自衛力の比率は、世界の主要国の中では最低と言えましょう。」と、要するにこれは、結局、勘ぐりと言われるかも知れませんが、マラッカ海峡防衛論等にもつながってくる。しかもこの一番最後、六〇ページ、パンフレットの「むすび」の一番最後のところでございまして、四行目から……。その前にいろいろ平和外交云々のことが出ておりました、「しかし、だからといって「平和外交だけでは、わが国の安全が守られてきた」とはいえないのです。」と、「わが国は、平和外交を推進するからわが国の安全を守るため、国力に応じて自衛力を整備し、足りないところを日米安全保障体制で補ってきました。」このカッコの中の「平和外交だけでは、わが国の安全が守られてきた」とはいえないのです。」と、非常にこの点を強調されておる。元来であれば平和外交が主体であるべきです。ところがこのパンフレット全体を通じて言えることは、これはもうどうしても私はいまの外務省が平和外交という上で日本の安全保障を宣伝されようとするパンフレットとはとりにくい。ほとんどこれ軍備関係ばかりです。これが防衛庁の宣伝パンフレットとしては、これは総理も率直にお認めになりましたが、非常に誤解を招くことが多し。しかもこれが六九年、七〇年と続いて同じものが出ておる。しかも六九年には総理はニクソン大統領と会見をされて共同声明も出ております。

沖縄返還もはつきりしておる。それからあとつくられておるわけです。しかも、まだ沖縄のこういった戦略的価値であるとか、こういうことが書かれておることは、結局いまの政府のとっておられる自主平和外交というものはなくて、むしろ中国が盛んに——それはオーバーに指摘しておるかも知れませんが——軍国主義復活と。要するに軍備というものをかなり前に押し出した上の外交の姿勢と私は見ざるを得ない。しかもこのパンフレットは、あとから報告があると思いますが、総理のお持ちの六九年の一番うしろに電話番号がスタンプで押してありますが、——もう一つしろです。その電話番号はこれは武蔵野市です。自衛隊募集事務所です。自衛隊募集のパンフレットにも使われておるのです。この点、防衛庁長官御存じですか。だから、外務省は何を宣伝されようとしているのか。これはもちろん日本の内部だけではなくて、どうせ海外へもこれはいろいろんな形で翻訳をされ、また外国の方もこれを知らんになると思うのです。そうすると、政府の外交方針というものは、口には平和を唱えるけれども、実際はそうではない。それを裏づけるのが四次防であり五次防である。だから軍国主義復活といわれる。しかもソ連機の問題、あるいは北京から一時間五十分で飛行機が来るような、こんな仮想敵国として外務大臣及び総理から御答弁をいただきた

い。

○國務大臣(福田赳夫君) わが国外交の基本方針は平和外交である。これはしばしば申し上げておるとおりであります。つまり世界じゅうが平和でなければわが国にも平和はあり得ない、世界じゅうが繁栄しなければわが国にも繁栄はあり得ない、そういう地位を占めるわが日本国になつてきたわけでありまして、ですから外交の基本方針といひましては、どこまでも平和に徹した考え方を進める。しかし現実の情勢はどうかという、平和と世界が実現されるという、その理想に到達するまでの間において、世界じゅうの国々が、これは

孔子さまだ、孟子さまだ、釈迦だキリストだというような国々だけになるということでありまして、これはもう軍備は要りません。しかし、どういうよこしまな考え方を持つ国が出てくるかも知れぬ、気遣いが出てくるかも知れぬ、あるいは激情というものから出るような国が出てくるかも知れぬ、そういう可能性に對しましては、これは備えるところがなければならぬ。しかし、どこまでも他国を侵しては相ならぬ、過去のようないやまをおかしてはならぬ、そういうようなことで防衛的な軍備だけではどうしても持たない。これが自衛隊であります。しかし自衛隊は、それだけで国が守れるかというと、それじゃ足りない。やっぱりわが国の安全はわが国の周辺の安全までなければわが国に安全はあり得ない。火の粉をかぶると、こういうふうには総理は申しませんが、そのとおりだと思ふのです。そこで日米安全保障条約を結びまして極東の平和を維持するという義務をお願いしている、こういう状態です。そういうわが国の安全に関する立場をPRする、平和を基にする。しかし、それまでの過渡的な間におきましては、これは自衛隊の必要もある、また安全保障条約の必要もある、そういう立場を鮮明にしよう。これが私はこのパンフレットの目的である。そういうふうには思います。最後の「むすび」をお読みくださいました、まさに平和だけではわが国の安全は守れない。平和は基本です、しかしそれだけでは足りないといふことも言っている、そういうふうには思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) いまの外務大臣の答えでいいかと思いますが、このパンフレットを読んでもみまして、私は矢追君が指摘されるような点はないように思っています。ことに最初の三三ページ、これはソ連あるいは中国からは日本に對してたいへん近距離にあり、同時にわれわれが結んでいる安全保障条約の相手であるアメリカ、アメリカから本土へくるのはこれだけの時間がかかる。それはそのまますの事実を示している、こういうことではありますから、私は駐留することはこれはやっ

ばり安全保障条約を締結する以上、やはり必要ではないのか、かようにあえて私は申し上げたいのです。これをもって直ちに仮想敵国を持つてゐると、ソ連あるいは中国が仮想敵国だ、かように言うことは、それは早計、また論法から申しまして、そこには飛躍がある、かように私は思います。よ。とにかくだいたいまの状況で、そのあげられた二つの国はいずれも核兵器を持つておるんですよ。核兵器を持たない国が軍国主義で、核兵器を持つてゐる国が軍国主義でないというふうな結論は、どこから見ても、皆さん方の主張から見ても当たらないんじゃないかと私は思います。またこの三三ページは、そういう意味でこれは駐留が必要だ、こういう意味の表現をしておると私は思います。

それから四二ページ、これはもう現にスクランブルしはばやっております。またこのとおりわが国はほんとうに領空すれすれに国籍不明機が飛んできてゐる、これは事実でございます。この点を、われわれが毎日のようにまた国民に知らせる。そうして防衛熱もあつていけば、これまた軍国主義化するおそれありと、かような御指摘も当然かと思ひますが、そうじゃなくて、この実態をよく把握してもらはないと、これまた間違いが起るんじゃないだろうか、かように私は思います。むしろ実情を知つてゐることのほうが望ましい形じゃないか。

さらに、この商船隊とまた海上自衛力の関係もそういう意味でやっぱり理解されてしかるべきじゃないだろうか。ことに日本の産業、また日本の国のあり方から見まして、これはもう絶対にわれわれが平和に徹してこの商船隊を守る、そういう形でなければんとうの繁栄はとんでもできるものではない、かように思いますから、私は、どうも先ほど一番最初にあげられたものはいかにも範圍としてや不適当じゃないか、誤解を受けるんじゃないか、かように思ひましたが、ただいまのような点を次々に読んでみると、これは一貫して、これこそ必要なことじゃないだろうか、か

ように私はどうも遺憾ながら結論としては矢追君のお尋ねにこたえるわけにいかない。これはたまたま外務大臣が答えたように、こういうことが必要なんではないだろうか、かように私は思います。

ただ、こういうものが自衛隊の募集事務所の番号にまで利用されるというふうな、これはいかにかと思ひますから、これらの点はよく考へる必要があるのだらうと思ひますけれども、そういう個々の問題よりも、総体としての考え方、これはやはり日本の置かれてゐる国情、その実情をやはり十分国民が認識すること、これが何よりも必要だらう。その上に立つて平和に徹する。そういう考え方が生まれてこないと、真の平和への努力というものは実を結ばないんじゃないか。こういう実情にあるから、右してもいいんだとか、あるいは左してもいいんだ、こういうことではなくて、こういう環境にあるんだ、そういう場合に日本はどうするか。われわれはどのこでも平和に徹する。しかし自分の身を守るための自衛力は整備して、格段の相違で、一躍強い自衛力を持つて、こういうわけではございませんから、それらの点は誤解のないようにお願いをいたします。

○国務大臣(江崎真澄君) パンフレットにつきましては、いま総理及び外務大臣の御答弁で尽きておると思うわけでありますが、あれを自衛隊が使つたのか、その点でござりますが、あのパンフレットそのものは日米安全保障条約を自動継続するあの時点のパンフレットのようでありまして、したがうして、日米安全保障条約の点にアクセントが強くつておると思ひますが、その説明にですね。そこで、いま調べてみましたところ、地方連絡部等々で募集業務に当たつておる事務所にあれを若干もらつてまいりました置いておきます。そして日米安全保障条約と自衛隊の関係とか、日米安全保障条約とはいかなるものかというところを、わかりやすく説明するために希望者に渡した、この程度のものであります。

○矢追秀彦君 いま総理からいろいろ弁明がございましたけれども、このパンフレットには、実にいまの政府のすべての考え方、方針が含まれておる。要するに、GNP第一主義ということが第一に部には大きくうたわれてゐる。これがまず問題です。これは非常に議論されてゐる問題です。それから第二、第三部、第四部、要するに、このパンフレットの大部分は軍事的な問題。それで最後に貿易です。結局いまの政府は——もちろん貿易はやらなければ日本の経済が持たない等の問題は当然であります——貿易至上主義、これが現在のドルショックを招いた大きな問題であります。それがGNP第一主義。そしてそれに加えていま私がずっと主張してきたような、そういう仮想敵国ではないと言われまされども、これを見られたら仮想敵国と言わざるを得ないですよ。しかも、飛行機を飛ばしてゐるかつこうが書いてない。マークが入つてゐるわけですから、これは攻めてくるというかつこうなんですから。そういうことで、結局いまの政府の姿勢を端的にあらわしてゐる。しかも、その中で特に強調されておるのが軍事の面である。こういうことで、私は外務大臣にお伺ひしたいんですが、外務省でこういうのを出す必要があるだろか。私は、防衛庁のほうでもよくないんですけれども、まあ万々譲つて、やむを得ない。外務省というののもつと外交でしよう。もちろんそれは安全保障も外務省の大事な仕事だと思ひますけれども、私は、先ほどからずっと総理が言われておる平和外交に徹するならば、もつといふんなことがあつていいじゃないか。対外援助なんかちょっとしか書いてない。もつとも日本本の国がアジアあるいは世界の平和に貢献できる、相当これから日本として、軍備を持たない日本としてやらなければならぬ——自衛力は持つておられますけれども、軍隊というのは持つてないわけですよ、やらなければならぬことがある。そういうことをどうして宣伝できないのか。留學生の問題とかいろいろあるわけですよ。そういうのが

が安全保障になるんじゃないでしょうか。軍事力を主体とした安全保障、これを外務省がこういう宣伝をするというところは、私は政府のこれからの外交のいゝんな上において、特に近隣の中国に対しては非常に問題が出てくるんじゃないか。中国の軍国主義復活云々の問題になりますと、また議論が長くなります、あとの質問がありますから、これはまた別の機会に譲りますけれども、とにかくこのパンフレットのあり方は、私は今後は正しくないと思ひます。その点いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま矢追さんはこの一つのパンフレットだけを取り上げて論じておられますが、わが外務省には情報文化局というのがあつたのです。これは無数のパンフレットを出しておる。その中の一つであります。無数といひますか、その中の大部分は文化に関する問題、それから経済交流に関する問題である。しかし、一番外交で大事な問題は何かと言へば、平和です、国の安全をどういふふう維持するか、こういうことです。こういうことに対する基本的な考え方、これも国民に知つてもらわなければならぬ、また外国にも知つてもらわなければならぬ。私は常々言うのですが、日本はGNPで非常に高い国になつてきた。しかし、軍備はほとんど言うべきものを持たない。自衛力しか持つておらぬわけですよ。GNPに対する比率にいたしましても、ほかの国では二%、少なくともそんなものです。まあ中くらいで三%、四%。さらにアメリカのごときは六%も使う。そういうふうな状態です。ところが、わが日本はわずかに〇・八%しか使つてない。まあそういうふうなことで、GNPの増加が何も軍事力の増加につながつていくというふうなことはない。政府は、そういう軍事力を持たない余裕を国内の建設と、それから海外への援助に使うのだ、こういうことを言つておられますが、しかし非常に大事な問題は国の安全をどういふふうにするか、こういうことです。それについて外務省がPRをして悪いということはありません、私は

こういうふうに思います。

○委員長(長谷川仁君) この際、委員の異動につきまして御報告いたします。

本日、加藤進君、志村愛子君が委員を辞任され、その補欠として渡辺武君、竹内藤男君がそれぞれ選任されました。

○国務大臣(福田赳夫君) 先ほどお尋ねのこのパンフレットの発行部数等につきまして、情報文化局長が参りましたから御説明いたします。

○政府委員(和田力君) この発行部数は百万部でございます。それで、一般知識人、文化人、放送その他のマスコミ関係のメディアには私のほうから自主的に配付いたしておりますが、あとの大部分は先方からの要望に応じてそれぞれその要望数を配付いたしております。自衛隊等にも要望に従いまして相当お送り申し上げております。

○矢追秀彦君 まあいま政府の安全保障に対する考え方の宣伝を聞いているのじゃないのですよ、私は。要するに、このパンフレットがいま百万出ている。これは相当私が多いと思います。これはかなり上等ですから、だいたい金がかかっているでしょうこのパンフ。百万部出て、しかもいま言ったようにかなり問題がある。政府の方針からいけば問題ないとおっしゃっておりますけれども、これは非常に問題です。私は、こういう非常に刺激的な、しかも「日本の安全保障」という絵が——もちろん安保条約ということがあるけれども、その点はよくわかりますけれども、いまも総理だつてお認めになったわけでしょう。外務大臣はちつともこれを今後改定するとも言われないけれども、また七一年、七二年にこれと同じものを出されるのですか。その点はどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま私は初めてこれを見るのです。しかし幸いに矢追さんがこの結論をお読みくださった。この結論がこの趣旨を表明しておると思います。平和だけではわが国の安全は守れない。そこで自衛力も必要だ、日米安全保障体制も必要だ。そのとおりだと思ふのです。それを、防衛庁がそのパンフレットを出す、これは当然であります。防衛庁もさることながら、わが外務省も国際社会におけるわが日本国の立場を説明する必要がある。そういうことでこのパンフレットをやめる考え、これはありません。ただ、内容につきましてもよく検討いたしまして、誤解を招くようなことがないように、それはひとつ努力をしたい、こういうふうに考えます。

○矢追秀彦君 これで押し問答しても時間がたつばかりですから、本来の沖縄の問題に入ります。総理は衆議院の非核決議あるいは基地縮小決議を順守すると、こう言われましたが、この基地縮小の問題についていまから質問いたします。いままでの政府の発表によりますと、特に宣伝されておるのは、沖縄の米軍基地が百三十四カ所が八十八カ所に縮小されて返つてくると、こう言われておりますが、現実問題として沖縄の基地は縮小されないで拡張強化がいろんな場所で行なわれております。この米軍基地が現在拡張強化されておる、そういう個所について、政府は調査等を行なわれて状況を掌握されておるのかどうか、その点を最初にお伺いしておきます。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまは沖縄は米軍の施政権下にあると、こういう状態でありまして、非常に詳細なことはわかりませんが、大ざっぱなことはつかんでおります。しかし、基地が拡張強化されておる状況だという判断はいたしております。B52、これはもう撤去された。あるいはメーヌB、これも撤去をされました。あるいはまあ近くいゆる特殊部隊の一部もこれは撤去されるわけでありまして、さらに、この返還協定が成立いたしますれば核も全然ないという状態になる。また、残るところの米軍につきましても、その機能はもうまるっきり制約をされる。つまり、安全保障条約の制約下に置かれる、こういうことになるのです。基地が拡張されたという見方、これは私は、総合的に観察いたしましてさような状態ではない、かように考えております。

○矢追秀彦君 しかし、現実に基地がいろいろ整備もされておりますし、いろいろな工事等も行なわれております。そういう点を先般来ずつと調査もしてまいりまして、予算委員会等でも同僚議員からも問題が提起されましたが、さらにそれに続きまして二、三の個所でありましたが、やはり基地が拡張されておる、われわれとしては強化をしておると、こう見たい事実がありますので、それを具体的に申し上げて、そして政府の考え方を伺っていきたく、こう思うわけです。

一応きちんと資料を全部見やすいように整理もいたしました。それから、次の問題も含めましてカラー写真できれいに全部整理してありますので、これをござらんになりながら、こちらから問題を出していきたいと思います。

まず、写真ではなくて、一番上に出しました、最近補強された基地、これを十二カ所あげてみました。で、これ、一々やりますと非常に時間がかかりますので、今回は二、三の基地だけをピックアップしてまいりたいと思っておりますが、いままで大体ざつと私たちが総合しましたところによると、いまの十二カ所の基地が強化されております。

それではカラー写真に移りたいと思いますが、そのナンバリー1のこの写真は、これはポロー・ポイントの射撃場でありまして、この一と二の図、フィギュア1、フィギュア2、この一の方は観覧席がつくられておるわけです。それから二の方はこれは監視塔です。これが最近つくられたわけでありまして、非常にこの点も何か観覧席をつくらせて、監視所をつくらせた、これは基地の強化だといふのはおかしいと言われるかもしれません。要するに沖縄が返還されてくる、基地も縮小の方向へいかなきゃならぬのに、こういう工事をしておる。これが一つ問題である、このように思いますが、このポロー・ポイント射撃場、これが一つです。

時間の関係上で、次へまいります。同じくこの写真の中にありますフィギュア4のほう、FB ISの問題は、これはちょっと今回はずれますが、四番のほうは東恩納弾薬庫、これはそこにあるのはゲートでして、これが新設されております。ちょっと見にくいですが、それから次は二番目のを見ていただくとキャンプ・シールズと書いてありますが、この一、これは建物が新しく新築されております。それから二番目がこれはトラクターです、ござらんのように、それで工事をどんどんやっておるわけです。それから五番目、電柱が新しく見えますが、これはキャンプ入り口の道路わきに毒ガスの移動が行なわれたとから電柱が新しくつくられておる。そのトラクターの写真にもありますように、現在トラクターがいろいろ仕事をやっております。それから次の三番目、これは東恩納弾薬庫多幸山裏でありまして、これはあとで申し上げます核の問題ともひっかかってまいりますけれども、これは新しく弾薬庫がつくられておると、こう考えられるわけです。特に、倉庫ナンバリーが六百十一、六百十七、ちょっとよく見えますが、これは六百十七が四番の図です。それから七番が六百十一、これは倉庫ナンバリーです。これは核ではないかと言われているわけですが、その次が四番目です。キャンプ・ヘーグ、これは戦車の修理工場でありまして、これは新設をされましたこの四番目。いままでには、沖縄では私の知っておるところでは、修理工場はなかった。これは新しく新設をされておる。それからこの戦車工場が非常に問題である点も、これはあとで問題になるのですが、一応申し上げておきます。いままではこの戦車の修理は、相模原あるいはハワイ、アメリカ本国で行なわれておりましたが、今回新しく戦車の修理工場ができたわけです。これがただの戦車ではなくて、一番の図はこれは重戦車でありまして、しかも、これは核を装備できる重戦車であるわけです。そういうのが新しくつくられておるところに非常に問題がある、これが、その写真と一緒に各国の軍備の年鑑でありまして、これはジョンという各国の軍備の年鑑でありまして、その右のほうの真中にある戦車と、そのこ

写真にある戦車の位置は同じものです。その左の下の方に性能が出ておりますが、そこにアムニションとしてHE、それから最後の四番目のところにニュークリアと書いてあります。ごらんのように、核というものが書いてあります。この戦車は核をつけられる戦術核をつけるための戦車、こういうことになるわけです。これが新しく修理工場ができた、その中にその戦車がある。はたしてこれは弾頭がついてあるかどうかはわかりませんが、つける可能性のある戦車です。この修理工場が新しくできたということ、これは非常に問題であるわけですが、一応いままでの四番目までのところでも、これは一部のピックアップであります。このように基地縮小を整理ははつきりわれわれに約束をされておりますが、現地におきましては、拡充強化がされておる。しかも、この返還がかなり先のものでありますならば、いろいろやむを得ない点があるかと思いますが、返還を目の前にした今日においてはおこなうような行為が行なわれ、私は特に問題にしたいのは、弾薬庫の問題もござりますが、この重戦車の修理工場、これを非常に問題にしたいわけなんです。いま、基地は強化拡充ということはあり得ない、おそろくこれは整理統合ということばをつかわれると思ひますが、この事実の上からどのようにお考えになるか、どう判定をされるか、この点をお伺いしたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) まあ、いまみずから自問自答していらしたように、これはおそろく整理統合だと私は思いますが、いままでも、日本本土における米軍基地、これはずいぶん公明堂の方は熱心に総点検をされて、そうしてつい最近にそういうものが実を結んで整理縮小された。これはもう神奈川県下における諸基地においても同様のことが言えると思ひます。私はこれはたいへん公明堂の方の御協力の結果だ。政府に御鞭撻をいただいた結果、さような問題が最近になってここ数年の間に片づいたと、かように思っております。そういうことを考えると、どうも軍基地というの

のについては、絶えざる関心を持って、そうしてあらゆる機会にこれを整理縮小をするという、そういう努力を積み重ねないとなかなか効果はあがらないんじゃないだろうか。過日、衆議院における決議を受けた際に私の頭にも浮かんだのは、そのことである。私もそういう意味で、これは衆議院の決議を受けたが、しかしこれに對しての取り組み方、これはたいへんむずかしいこととす。しかし、政府はこれについて敢断に政府の所信を表明しなければ国民の皆さま方にこたえる態度でもないし、また不安を除くことはできないと、かように思つて、当時私はあの決議に對しては政府の所信を率直に、また敢断に表明したつもりであります。私は、いま、沖縄、これが祖国に復帰する、その裏において——そのうちにおいてと申したほうがいいか、そのうちにおいてと申すこと、たいへんな疑惑、疑念が残るだろう、不安があるだろう、かように思ひます。私も、もう声を大にして、米軍基地はあるけれども、これは返つてくれれば本土並みに、いわゆる安保並びに安保の取りきめがそのまま変更なしに沖縄に適用になるんですから、変わりますから、どうか御了承いただきたい、かように申しましてなかなか納得がいけないと、かように申しましてなかなか納得がいけないと、かように申しまして、いま御指摘になった事柄、これらをおそろく取り扱つたものはございせんけれども、私はかようにいうような事柄が、やはり軍基地がある限りにおいて、またそれが近代的な形において整理されることはこれはやむを得ないことではないか。また、それでこそ初めて駐留するだけの値打ちがあるんじゃないか。いずれも旧式な装備状況だけで基地があったんでは、私は日米安全保障条約の役をつとめたいと、かように思ひますので、ただ、それが逸脱してたいへんな攻撃的な装備だ、あるいは攻撃的な設備だ、かようになりますと、これは安保条約のワケを逸脱すると、かような危険があると。政府が、事前協議の対象になるにしても一々さよ

らな問題に答えなきゃならないと、これはたいへんなことだと、かように私思ひますので、さういうような、いわゆる攻撃的な設備、あるいは外国に脅威を与えるようなものであつてはならない、かように思ひます。この辺は、置く限りにおいて、米軍の任務も任務でござりますが、十分、連携をとりまして誤解の起こらないようにいたしたいものだと思ひます。さういう意味で、私は、基地の総点検が別にむだだとは思つておりませんし、またそれもお願ひしなけりやならないと思ひますが、ただ、いま申し上げますように、われわれは、基本に日米安全保障条約を必要とする。その日米安全保障条約そのものにおいてわが国の安全を確保するには、一体、かようなことが大事なことか、かような点に思ひをいたして基地のあり方についても考えていかなきゃならぬと、かように私は思ひます。

○矢追秀彦君 いまの総理のお話を伺いますと、総理のお考えになつておる基地縮小というのは、まず、安保条約が適用されれば安保条約で一つのワケがはめられると、したがつて米軍としては攻撃的なものは一切入れないであらう、さういふまず、外にかせが一つはめられると。そのあと米軍が徐々に撤退をしていけばそれが基地縮小になる。で、装備の古いものが新しくなる、さういふ点については、著しく攻撃用でなければかまわないと、かようなふうなお考えと言へると思ひますが、その点、さう理解してよろしいですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 大体いいと思ひます。○矢追秀彦君 そうなりますと、私は、いまの総理の発言は、基地縮小という問題について非常に甘くないかと思ひます。要するに、国際情勢が変化してきたこともお認めです。中国との間の平和外交という面もいろいろ言われておる。この沖縄の米軍の基地は、私は沖縄全体が戦略的価値というものは減退をしていくべきである、さういふものがあるわけですが、いまのお話だと、安保条約のワケ内であれば幾ら基地を新しくつくりかえる、あるいは新しい兵器を入れてもかまわな

い、こうなりますと、いま現在、沖縄にある米軍というものは、本土とは非常に違つていろいろな部隊があるわけですが、それは御存じのとおりです。要するに、問題は核と攻撃用だと、それ以外は何を置いてもいい、何を強化されてもいい、さういふことになつてくると、私はこの決議に對して非常に問題になつてくると思ふ。特に、この決議については、政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の処置をとるべきであると、これを順守するとおっしゃつてゐるのです。どうも、いまの話とこれとはちよつと違ふやうな気がするのですけれども、この点いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 基本的な考え方は安全保障条約を否定なさる皆さんと、私も安全保障条約を必要と考へておる、さういふところに相違があるのではないでしようか。公明堂も安全保障条約を必要とする観点に立つていまお考えいだくだくなら、私の考え方と同じようなことになるのじゃないか。よけいなものは持たない、外国に脅威を与えるようなものは必要でない、かように思ひますが、しかし旧式なものが安全保障条約の役に立たない、かようなことも御理解がいただけるんじゃないか、かように思ひます。

○矢追秀彦君 そうすると、ちよつと、総理は安保条約を認めた上で考へるなんて言われますけれども、私先ほどから言つておるように、結局、沖縄の米軍基地は依然としてそのキーストンになる。しかも沖縄に自衛隊がいけば、かえつて米軍基地が強化される。しかも私は、どう考へても、沖縄に自衛隊が行くのは局地防衛だと言われまうけれども、何か米軍を守りにいくんじゃないかと、いふ気もするくらい、自衛隊配備のあり方についてはいろいろいままで議論がなされたけれども、疑義を感じておるわけでありまう。要するに、たとえば、いま一つの問題である戦車の修理工場、しかもこれは重戦車であり、戦術核をつけれらる。つけてあるかないかは調査できませんけれども、かようなものが新しくできるといふことは、

結局、米軍は、沖縄を返すとは言っておるけれども、なかなか、基地縮小、撤去というのを本気になって考えた上の返還ではない、これはアメリカの雑誌の中にもあるんです。沖縄の返還は米国の利益である、ドルの節約になったと、こういうことをはつきり論調として出ているものを私は読んでおります。そうなりますと、ほんとうに総理が沖縄の返還を一つの大きな政治生命をかけておやりになったと、返すことはまことにけっこうでありますけれども、その返ってくる返り方は非常に問題がある。まあ、これは返還協定の問題でもいろいろ議論されました。いま国内法案についてこの委員会でもやっておるわけでありますけれども、どうしてもいま私が示しました具体的な例からいって、米軍はやはりこの沖縄基地を返す——C表なんてたいしたことないんですからね。要するに、さらに拡張強化し、そしてアジアにおける一つのキーストーンというものはどうしても保つていこう、こういう方針が貫かれていっているように思われますけれども、その点はどうか考えになっておりますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 御承知のように、本土における米軍、これは安全保障条約そのワケ内にとどまる、また自由出撃はできないと、こういうことで、もう本土の米軍についてはだれ一人その米軍基地について云々することはなくなったように思います。ただどうも基地がまだまだ不要なものを利用してはいるじゃないか、もっと縮小しろと、こういうような御議論はございますけれども、いまのように沖縄のような御議論はないように思います。

ところで、沖縄が施政権が返還されると、今度は本土における取りきめ同様に、沖縄における米軍に対しても安保並びに関連取りきめがそのまま適用されるのであります。私はそのことを十分御理解いただくと、いままでのような状況ではない、おそらく基地は縮小されるであろうと、かように思いますし、また攻撃的な施設などはなくなるであろうし、現にその最も代表的なものが、い

わゆるニクソン大統領と私が約束した核兵器の撤去であります。そういう事態がやっぱり出てくる、こういうところにやはりメリットを考えていただいて、そしてその方向に進むべきではないでしょうか。私もまあそういう意味で施政権返還を心から喜び、迎える、これによって米軍基地が本土の米軍が沖縄化されるというような考え方は毛頭ございせん。これはもう本土に返還されれば、これこそ本土並みになると、かように私は思いますし、またそうならなければならないので

条約その他から申ししてもそのとおりであります。昨日も社会党の方から第三の安保になるんじゃないだろうかと、こういうことを言われまして、私がわからぬのは、第三の安保とは何ですかといつて聞いたのはそういう意味であります。私は別に現在の安保条約につけ加えるものはない、さように考えると、すなおにただいま申し上げるようにとつて解釈すべきが当然ではないだろうか、かように思いますので、私はその危険はないと、とにかく矢追君のお話を聞いておると、たいへん危険があるようなお話ですけれども、さうなものではない、そのことだけははつきり申し上げておきます。

○矢追秀彦君 外務大臣にお伺いしますが、いまの重戦車の修理工場ですね、これはどう思われますか、これ新しくつくられたということですか。しかも、これは戦術核をつけれれると、返還をすぐ前にしてできるということ、できておるといふことですね。

○国務大臣(福田赳夫君) 矢追さんは沖縄における米軍施設の機能の強化される面、それだけをごらんになりまして、軍事力が強化された、したがって、総理が基地は縮小整理されるんだと言われども実行されないんじゃないかと、こういうふうにおっしゃいます。現実には基地は縮小整理されつつあるんです。もう繰り返して申し上げるので申しわけございせんけれども、B52は撤

去されたばかりありませんか。メーヌBもうなくなったばかりありませんか。また各種の特殊部隊、これが帰っていくといつておるじゃないか、あるいは返還のときにはもう核はないということ、これをいさばりこれを現実をみると、こういうふうな約束をしておるじゃないか。また、日米安全保障条約のワケ内にきちんとおさまる協定になっておるじゃないか、そういう大きな基地縮小整理の流れの面はたな上げておいて、そして戦車工場が何か強化されたというように言われまして、私はその戦車工場のことは具体的には存じません。存じませんが、観念的にお答えいたしますれば、これは基地の上の施設、これは技術の近代化、そういうような傾向に沿っています、いろいろ変化は出てくる、そういうふうな思いますし、そういうような一面が工場の形態の変化、そういうふうになってきておると思う。しかし、どこまでも申し上げ得ることは、核なんというものは、これはもう返還時にはほんとうになくなるのだ、これはもうほんとうに確信をしております。これは確信し、納得していただけるような措置はとりまして、そういう前提を無視して、どうも大きな基地縮小の流れがあるのに、たまたその建物が変わってきた、どうも工場の内容が変わってきたらうというふうなことでこの流れを否定される、そういう考え方自体につきましては、私はこれは反論せざるを得ない、こういう立場でございます。

○国務大臣(江崎真澄君) お尋ねの戦車工場でありまして、いま防衛局長にも、どうかということ、をただしてみました、御指摘の戦車には核弾頭をつけるようなことはしない、ありません、こう言っております。詳しく御必要であれば説明をいたさせます。

それから基地の問題は、総理から詳細な答弁がありました、私実は協定委員会でも申し上げたことですが、軍人というものは、一度獲得した自分の基地というものを放したがりない、これは実際通有性があると思うのです。基地によって作戦

を展開し、基地によってみずからの軍の命を全うする、今度のこの復帰協定によってベトナムが事実上の停戦状況ではあるが、核抜き日米安全保障条約は本土並みで、というこれに合意をさせる、やはりアメリカ側にしてみれば、国務省当局の立場というものはたいへんだったろうと思ふんですね。そこでわがほうに施政権が戻ってくれば、これは当然安保条約の本土並みばかりか、基地のあり方についても私はだんだん本土並みに縮小をしていく交渉を展開することはできると思ふんです。それからまたニクソン・ドクトリンというものが、もっぱら経済的事情とは申しながら、極東へのコミットメントをだんだん薄めていく、そういう方向にもあるわけでありまして、国会の決議の線に従って、総理をはじめ外務大臣、私どもも協力等をして、御期待に沿うようにだんだんこの基地縮小の方向を実現してまいりたいと思ひます。またこれは施政権が戻ってから可能であるというふうな考えております。

○矢追秀彦君 戦車の……

○政府委員(久保卓也君) 沖縄に配置されております戦車は九十ミリの大砲を積んでおります。アメリカの新しい戦車は百五ミリであります、御承知のように戦車の主砲は千数百メートルから二千メートルくらいの射撃距離を持っております。ところで海兵隊が核弾頭を装備し得る大砲というものは、りゅう弾砲で百五十五ミリ及び二百三ミリのりゅう弾砲、これは沖縄の海兵隊も持っております。この場合りゅう弾砲ですと一万数千メートル飛びますから、したがって核弾頭を積むことは可能であります、ただし海兵隊の司令官のチャップマン大尉によりまして、現在海兵隊は核装備をしておらないというふうに申し上げております。

○矢追秀彦君 じゃその写真の一番の戦車は百五ミリだというわけですか。私は、いま言った年鑑と合わせると、百五十五ミリだと思ふのです。……

○政府委員(久保卓也君) 付言して申し上げます

と、戦車はいま申し上げましたように核装備はできません。ただし、いま申し上げた百五十五ミリのりゅう弾砲は、これは自走——つまり古い戦車の車体に乗せることはあります。したがって、いまして、海兵隊はおそらく自走の百五十五ミリのりゅう弾砲を持っているという事は考えられま

す。

○矢追秀彦君 そこに出ているのは違いますか。
○政府委員(久保卓也君) 私は、この海兵隊の百五十五ミリ、りゅう弾砲を見たことはありませんが、もしこれが百五十五ミリであれば、おそらく自走の百五十五ミリ、りゅう弾砲であろうというふうに思います。ただし、それは重戦車ではございません。

○矢追秀彦君 はっきりしないわけですが、けれどもね。結局その年鑑と合わせると同じだと。そういうことで、核が積めるものだと。いま積んでいるか、積んでいないか、これは見ていないからわかりませんが、それと同じものだと思います。その点いかがですか。

○政府委員(久保卓也君) いまこの資料いただきましたが、ここに書いてありますように、百五十五ミリのハウィツァー、つまり、りゅう弾砲であります。私が申し上げましたように、これは戦車でありまして、自走の百五十五ミリりゅう弾砲であります。

○矢追秀彦君 その写真は、それをつけ得るわけでしょう。

○政府委員(久保卓也君) そうです。

○矢追秀彦君 だから、私はさっきから言っているように、戦車の修理工場は大きな問題になる。だから、返還時に核がなくなると言われまうけれども、こういう修理工場を米軍がつくるというところ、しかも、そこに戦車が現在いるというところは、非常にこれは問題にならないか、非常に疑いが出てくる。これに対してはどう処理されますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は軍事知識に乏しゅうございますが、いろんな兵器が、核にも使え

る、通常兵器にも使えらる、こういう状態にあると思うのです。要は、核弾頭とか何とかをつけたい、そういうことだろうと思いますが、その点につきましては、一点の疑いも私どもは持つておりません。

○矢追秀彦君 核は必ずとると、これは再三言っておられます。核撤去費用もきちんとそのために入っておるんだと、こういうことを非常にされておりますけれども、実際問題、われわれとしては、非常に、返還時に核が全部なくなるかどうかについては、かなりの疑いを持つておるわけ

です。ひとつ、これも協定委員会でもかなり議論になったことですが、この七千万ドルですね、この積算の根拠というものがちつともあかれないまま今日までできてしまいました。核基地に対するある程度の数、あるいは個所、それから数量等が大体どれだけの、わかっていなければそういう計算ができないと思うのです。一つの核倉庫から核弾頭を撤去する費用がどれだけのことがあ

る程度大ざっぱにでも計算できなければ、この七千万ドルなんというの出でこないわけですから、その点については何の連絡、話もしない、ただアメリカの要求どおりにこれをされたのですか。その点はいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) アメリカの要求から見ると、この七千万ドルというのはいふん少ない額なんです。これは膨大な要求があったわけですから。その要求というのは、まあ交渉の経過を申し上げますと、たいへん御理解がよいと思うんですが、まず、資産承継、これが一億七千万ドル、こういうふうに見当づけられたわけですね。次に、沖縄における米軍労働者、この待遇改善費、これを七千万ドルと置いてみたわけですね。そうすると、合計いたしました二億五千万ドル、そうなる。ところが、アメリカ側の要求というものは、これはもう非常に多額なものにのぼりまして、とうていわれわれとしては承服しがた

い。私は当時、大蔵大臣でありまして、これはとにかく金は少ないほうがいいと、こういうふう

○矢追秀彦君 この支払い方法ですが、これはどういうふうにお考えになつていらっしゃるんですか。もし年内に返還協定が成立したと——自然成立ですから、しますわね。その場合に、四十六年度予算から予備費というように形ですぐに支払いを開始されるのか。もし、来年度予算に計上されるとした場合は、それは一般会計に計上されるのか、あるいは財投に計上されていくのか。その予算的処置というものはどうされようとするのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 七千万ドルの中に、核撤去費が含まれる、こういうことになりました。七千万ドルが、すなわち、核撤去費ではないんです。その中に含まれる。その七千万ドルを加えた三億二千万ドル、これが、協定発効とはば同時に、一億ドル米国に対して支払いになるわけですね。それから、事後、四年間にわたって五千五百万ドル、つまり、均等に支払いが行なわれる。そうして、五年間に合計して三億二千万ドルの支払いが行なわれる、こういうことにな

る。それじゃ、核の撤去費用はどういうふうな支払いになるかと、こういうお尋ねでございますが、核撤去は、もう返還協定が実現される前に、もうアメリカの金でやっておるのですよ。そういう状態です。そういうことを考慮いたしまして三億二千万ドルを払う、こういうことでありますから、三億二千万ドル全体の中に核撤去費も入っております。そういうふうな御理解をお願いいた

○矢追秀彦君 そうすると、その核撤去費七千万ドルとしての支払いはいらない。要するに、全部含まれたことしかやらぬと、こういうことですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○矢追秀彦君 たとえば、かりに含まれておったとしても、いま言ったような支払いをする場合です、今年度の場合には予備費から出されるのですか。それから来年度はどうなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは大蔵省の所管の問題ですが、初年度は、つまり昭和四十七年度予算一般会計にこれを計上する、その他は均等で四

算一般会計にこれを計上する、その他は均等で四

年間に五千五百万ドルずつ計上する、こういうことになりす。

○矢追秀彦君 この場合に、今度は決算の問題でありますけれども、決算をする場合はどういふうになりすか。会計検査院の方おられたら……。

○国務大臣(福田赳夫君) 決算は、これはアメリカに、四十七年度で申し上げますれば一億ドルを支払ったと、こういう決算になります。

○矢追秀彦君 それも予算と同じように核撤去費というのを出てこないわけですね。

○国務大臣(福田赳夫君) 出てまいらない性格のものでございす。

○矢追秀彦君 結局そのように、前から再三再四言われておりますように、この核撤去費なるものは非常にいいかげんな、結局政治的なお金であると政府が認められておりますけれども、結局アメリカの金で先に行つてしまつと、あとはいろいろ交渉して、アメリカが一億ドルかかるか二億ドルかかるかわからぬけれども、わがほうとしては七千万ドルでかんべんしろというふうになつて切つたと、こういうことではほんとうに核が撤去されたというのをわれわれはもとに信じていいのかどううか非常に疑問を感ずるわけす。といいますのは、アメリカがそこまで切つてくれたのはどういふあれかわかりませんけれども、せつかく写真持つてきましたのであと簡単に言いますけれども、核がいままでであると言われておつた知花弾薬庫あるいは辺野古弾薬庫以外にかなり私たちが核があると疑わしいところが新しく出てきております。たとえば比謝川あるいは波平の弾薬庫、こういうところ核があるんじゃないかと。といふのは、その写真にもありますように、軍用犬の絵のある標識、それから矢を握つておる赤い標識、この二つが知花の弾薬庫にありまして、そして弾薬庫の写真がはつきりあると、それと同じようなのがほかにもかなり見られます、非常にわれわれが考へておつた以上に核基地が多いと。結局 大体考えられますところが知花弾薬庫、辺野

古弾薬庫、大浦岩壁、比謝川サイト、東恩納弾薬庫、波平弾薬庫、あとは嘉手納弾薬庫、瀬長島基地と、こういうことになるわけですが、非常に多い。というところは、かなり撤去費用にかかると、それを七千万ドルでかんべんしてくれたいというところは結局残すんじゃないかという疑問が出てくると私は申し上げたいわけなんですけれども、だからさつきも言ったように、アメリカからいままでは全然、大体どの辺にあるというところ、発表できないかもわかりませんけれども、通告があつたわけすか。大体これぐらいの教あるからこれぐらいうちとしては要るけれども、まあ日本の政府も金が要るだらうからこの辺でまけておきますというふうな、そういうふうな話があつたんですか、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 核撤去費は先ほどから申し上げておりますように七千万ドルもかからない、そういうふうには見ております。核撤去費を含めて七千万ドルと、こういうことなんです。まあ矢追さんは、今日の時点において核があると、こういうことをおっしゃる。そのとおりに私も思うんです。だからこそ七千万ドルという問題も起こつてくる、そういうことなんです。しかし沖繩が一たび返還になりますと、その時点におきましてはもう核はきれいになつた状態になりますと、こういうことになるわけなんです。その作業を一体どういふふうなアメリカがやつていくか、こういうことにつきましては、これはアメリカが全責任を持つて沖繩県民の不安にならないように、こういうことを引き受けをして、これを信頼するというのが私どもの立場であります。いま今日この時点におきまして核がないというところは私は申し上げておるわけではないのであります。それで、この時点においては核はあるだらう、しかしその核がどのどの地点にどういふふうになつておるかということにつきましては、私も尋ねてみましてもなかなかこれを究明することができないというのが現状でございす。

○矢追秀彦君 時間があまりなくなりましたので最後にもう一つだけ小道具を出して申しわけないですけれども、これは毒ガスの撤出の際のことでありまして、いま核の問題言われておるんですが、私は、この核が撤去される場合、はたしてきかんと、この間の毒ガスのときのような事前の通告もあり、核撤去をするからということできちんとした避難等がされるようなことは可能なのか、おそらく私はこれはないと思うんです。したがつて、この間予算委員会がわが党の黒柳委員がいろいろ質問をいたしましたH.E.爆弾の問題、非常にあつた問題を持ち込んだのも、要するに核撤去ということはいへんな仕事であるし、非常に問題が多い、したがつて、きちんと住民に対して、もし核撤去がある場合は事前にそれだけの体制をとらせるべきである、こういうことであります。この核撤去については米軍からきちんとして通告を受けて、それに対する対策をきちんとして上で撤去が行なわれるのか、ある日突然にやられてしまふのか、その点はいかがです。

○国務大臣(福田赳夫君) 核撤去につきましては核の性格にかんがみまして、ガスの場合と異なり、アメリカ側が全責任を持つて沖繩県民の安全を確保するといふたてまえで行ないたいと、かように考えます。

○矢追秀彦君 ということは、通告はないわけですね。いつの間にか行なわれるわけですね。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございす。

○矢追秀彦君 なぜいまのものを待つていったかといひますと、それは実は毒ガスを移動させる際に米軍の家族に配られたものなんです。要するに毒ガスがかかるという悪いですからそれに対するいろいろなパウダーであるわけす。これは米軍の家族にだけ配られて沖繩の人たちには配られていないです。要するにただまあ移動されただけなんです。非常に私はこの事実からして、まあガスが漏れなかつたからよかつたようなもんです。

○政府委員(吉野文六君) この点につきましてはわれわれもアメリカ側に照会しましたところ、アメリカ側は、米軍の家族に限りこれを配つたことではない、つまり家族に対しては配つていない、配つたことではないということを確言しております。

○矢追秀彦君 だけれども、家族は持つていたんじゃないですか、これは家族からもらつてきたんです。

○政府委員(吉野文六君) これはアメリカ政府当局がわれわれに対して、米軍の家族に配つたことではないと、こういうことを明言しておりますからそれをわれわれとしては信じております。なお、もちろん撤去作業に従事しました米軍の作業員はこういうものを携帯しておりました。

○矢追秀彦君 アメリカ局長、この内容をちよつと紹介してください。英語、簡単な英語ですから、どういふものか。

○政府委員(吉野文六君) これはいわゆる消毒薬といふのが解毒薬でございす。で、小さな袋は、これは皮膚に対する解毒剤が入つておる。それから大きな袋は、衣服だとかその他の物体を消毒し、かつそれらが将来また毒にさらされないようにする、防備する、防ぐと、こういうことす。以上でございす。

○矢追秀彦君 表題。

○政府委員(吉野文六君) これは解毒及びガスが

○政府委員(吉野文六君) これは解毒及びガスが

○政府委員(吉野文六君) これは解毒及びガスが

○政府委員(吉野文六君) これは解毒及びガスが

○政府委員(吉野文六君) これは解毒及びガスが

入らぬように防備する、つまり雨なんかが入ってこないように、ガスが入ってこないようにする、こういう道具だと書いてあります。

○矢追秀彦君 外務大臣、これどう思われますか。要するに米軍だけ配られた、あるいは米軍の家族だけに配られて沖縄の人には配られない、これでいいですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いまアメリカ局長の話聞いておきますと、米軍の家族には配られておらないと、こういうことです。それから作業に従事した人には配られておるようだと、こういう話です。それじゃありませんか、これは。その作業員に対して配られた、そういうものじゃありませんかと、こういう印象を受けました。

○矢追秀彦君 しかし、作業員でなくて一般の市民でもかなり、要するに毒ガスの輸送の際には近くに人間はいたんです。そんな相違いところないたわけでもないし、もし毒ガスが爆発したりなにかした場合は直ちに事故が起こるわけですね。問題が起こるわけですね。そんなには高いものじゃないと思うんですが、これぐらい配られたっていいんじゃないですか。その道路に面したいるんな人たちがいたんですから、要するに作業する人だけが持つて、それ以外の人は持つていないようなものじゃないですよ、これは案です。その点、この毒ガスの撤去作業に対して政府の行った態度はあまりにも沖縄の人たちの立場からいけば、何か事故がなかったからよかったようなものの、非常に冷たいんじゃないか。あれだけ大騒ぎをしてジョンストン島へ移動した。しかも、まだ毒ガスがあるという話がばいあるわけですね。実際の写真も確認がありませんので毒ガスだとは言えませんが、実はその写真の中にも毒ガスがあるんです。見えてるんです。

こういふふうな沖縄の人に対して政府は冷たい態度でおられる。これが今度さらに問題である核撤去になったら一体どうなるのか。しかも、何の通告もなしに、ある日突然になくなってしまつておる。メースBはもうないとおっしゃいますけれど、

も、実はランチャーもあるんです。これもほんとは論議したいんです。その証拠もそこにあるんです。時間がなくてまた譲りますけれども、メースBは撤去されていません。それだけの論議できるだけの写真がそこにも一つ入っているんです。しかし、これはいろいろ議論になりますから次に回しますけれども、そういうふうな結局アメリカのことばを信ずるのにはつこうです。だけれども、やはりきちっと実証してもらわなければならぬのは納得できない。しかも、返還がいつになるかわかりませんけれども、早くて四月です、おそくとも七月でしょう、どっちかだと思つておる。まあ五月ということも言われておりますけれども、四月というのとあと四カ月ですよ。非常にわずかな期間で、たくさんあるといわれておる核あるいは毒ガスの残り、そういうものを撤去する。大きな問題が出てくる。その際にいまのような大臣の答弁のように、いつかどけられま、アメリカがちゃんとそれだけのことを責任を持ってやると言っているから心配ないと言われますけれども、現にアメリカ軍がもうちょっと沿道の人たちにも、もしもこのことがあったらいけませんからこの薬をちゃんと持つておいてくださいと、これぐらいアメリカが誠意を持つて沖縄の人たちにやっておるならまだいいですよ。それを何も家族に配っていないと言つておられますけれども、家族は持つていたわけですよ。それはおやじが持つていたものをもらったかもしれませんけれども、私はそういうことを政府がはっきりアメリカに言われないで、核撤去の費用が含まれておるから、アメリカがどけると言っているからどけるんだ、その一片のことばだけでおるまると信ずるわけにはいかないんじゃないか。

今後こういふ核撤去に対する何といふんですか、核の場合なら防護訓練というところが適当だと思ひますが、それくらいは何かの方法で考えないと沖縄の人たちは不安でしょうがないと思う。メースBの撤去一つだつてこれはたいへんな事業なんです。あれはビル一つこわすくらいの作業な

んです。ところが、現在のメースBのあるところ、そんな大きな作業を行なわれたというのを目撃したのはだれもいないんですから、だから残っているといるんです。また、一部はとれたんだし、うが、調査団も行かれたかもしれません。もうまだ残っているとところが多いわけですね。そういうふうなまままだアメリカは誠意を持つてやっているとありまして、実はそうではなくて、やはり自分たちの利益を、国益をどうして考えております。いま言ったのはつきり差別をしているんです。いままでの歴史が全部そうでしょう。だからこの毒ガスの薬の問題は単に一つの例です。こういうことは今後決してあつてはならない。それに対して政府はつきりとした態度をもつてやらないといけない。特に核撤去については住民の不安が絶対にならないような処置をとらなければ私は納得できないわけですね。核撤去は、実際行なわれているわけですね。その点に対して明快な答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) ガスの場合につきましては周到なる準備体制をとつた、これはわが国も協力してやつたわけですが、その詳細は山中総務長官が中心になつてやりましたからお答え願つてもけっこうと思ひますが、核につきましては、核の性格上ガスの場合とは、核に手続が違ふ。しかし私が申し上げ得ることは、責任を持つて沖縄県民のこの問題についての安全はこれを保持する、これはもう政府の責任を持つて申し上げます。これは核の性格上どういふふうにしてどういふふうにして、これは申し上げられませんが、しかし責任を持つていふことだけはつきり申し上げられます。

○国務大臣(山中貞則君) 毒ガス撤去の場合は第一次の場合はもちろん調査団も派遣をいたしました。第二次以降は同じルートを通ることについて付近住民の非常な反対もありまして、したがつて、撤去の道路も本土政府がつくつたわけでありまして、費用を支出したわけでありまして、

なお、撤去にあたりましては、これは琉球政府と現地において高瀬大使も交えながら十分対策を

話し合つて、高等弁務官も太平洋司令官がまいりました日以外には連日最終便と始発便等に立ち会つておりまして、また琉球政府のほうも高瀬大使もみんな全部防毒マスクを付けてないで一番交差点のところまで連日立つてそれを監視していたというわけでありまして、その意味において撤去作業に従事する直接の兵士の諸君は確かにそういう防護用のものを持つていたと私も思ひますが、その意味において現地の最高アメリカの責任者も琉球政府の主席も日本政府側の代表である高瀬大使も全部防毒面なしで立つて安全であることを確認する、だから自分たちは立つたんだということをして、大抵手落ちはなかつたのではないかと思ひますが、地域住民の方々のいわれる恐怖感というのが現実の姿でございました。

○矢追秀彦君 総務長官の話をお聞きすると非常に乱暴な話だと思つておるんですが、従事する人には配られた、しかし高等弁務官もマスクもつけないで立つていたから心配ないんだ、これはちよつと乱暴な話じゃないですか。私の聞いておるのはどうして作業に従事する人に配られるなら、せめて沖縄の人にも配りましようかというふうな誠意、配るといふ誠意をアメリカに示させてもよかったんじゃないかと思つておる。この点はいかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、米琉双方が大体事前に相当詳しい、琉球大学の専門家等も参加して、この手段で輸送されるならば、いわゆる周辺に住む人たちにたいしてはだいいやうぶであるというところは確認した上にそういう措置をしたものだと思つておられます。そのような報告で、大體において事故なく終わったというところでありますが、ただ、作業をします兵士の諸君は、持つていたか持つていなかったかは私は確認はいたしております。おりませんが、あるいはそういうこともあつたらうかというのを申し上げた次第でございます。

○矢追秀彦君 時間がなくなりましたので、最後に總理に重ねてお伺いをいたしますが、この核撤去の問題については、いま、外務大臣からは、アメリカの責任というのを盛んに言われまされけれども、それだけでは、ずっと沖繩協定委員会、この沖繩委員会、衆参合議せしめてその点が一番問題になってきながら、いつもアメリカの善意を信するだけで要するに終わってきいてるわけですね。しかも、もうあと四カ月という期間です。この間に核撤去が行なわれる、しかもそれが全部なくなるまで行なわれる、それに対する今後のスケジュール、いわゆるアメリカに対する要請、いろいろな問題があると思うんですが、それは別に、やはりわれわれとしては、そういう真相究明も含めまして、いわゆる核問題の調査委員会というのも国会につくってはどうかと、こういう考えも持っておるわけですが、何らかの形とか、あるいは、米国の責任でやるから心配ない、じゃなくて、もっと具体的な形の上での核撤去を確認する、あるいは核撤去が行なわれると、こういったスケジュールなりプログラムなり、あるいはまたそういった調査委員会なり、そういったものがつくられていかなきゃならないと、こう思うわけでありまして、また、總理が今度ニクソン大統領ともお会いになるわけでありまして、その際にそういった問題も提起されていくべきだと思ふんです。そういうことも含めまして、アメリカに対する態度も含めて、具体的に、お伺いをして私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 米軍の基地についてはいろいろ問題があると思っております。しかしこれはどうも軍隊の基地——これは同盟国でもなかなか中身を見ることができず、しかも私はいま、かように言われております。しかし私はどうもいまの問題は、基本的な問題ではあります。とにか核撤去、これは確約をしておりますから、そういうことについては、もっと具体的に確証を得るような方法はないか——いわゆる軍

事基地を点検するということ、そういうことだと乱暴な言い方になります。もう一つ、両国間で話し合いがつかないだらうかと、そういうことで何かいい方法はないだらうかと、かように実は言っておるわけでありまして、たまたま具体的な提案がありましたが、そういうようなもの一つの方法だろーと思ひますけれども、これまた、国際法から見まして、いまだそんなことがあったかないか、これあたりはまだ検討しなきゃならない、かように思ひます。

しかし、いずれにしても、私は、米琉双方、これが差別待遇をされておると、こういうようなことが他のレクリエーションの場でも言われておりますが——海水浴場でもそういうことが言われておる——まして人命に関するような事柄が差別的な処遇を受ける、これはとても日本人として耐えられることではありまじから、少なくともそういうようなことのないように、一様に取り扱われること、これを強く要望すべきだと、かように思ひますが、そのことはそれなりに私も理解できますけれども、ただいまの軍基地、米軍の基地を点検すると、こういうふうなことになる、なかなかかむずかしい、めんどくさい問題じゃないだらうかと、かように思ひます。しかし、それらの点については具体的なもう少し検討して、それらに皆さん方に現在より以上に安心のできる方法、それを何か具体的に考えてみたいと、かように思ひ上っております。ただ具体的などうしたらいいかということが言えないので、どうも不十分だと、かように思ひます。

なお、先ほどいろいろ資料を出されましたが、いすれ保りのほうから御意見を伺うつもりですが、その資料もできまじういただかしていただいて、そしてさらに当方で検討すると、こういうこととにしたいと、かように思ひますから、その点もつけ加えて御了承を得たいと思ひます。

○矢追秀彦君 一言だけ。さつき質問した中で、今度ニクソン大統領との会談が行なわれますが、

その際は、さらにこの核問題で一步詰められた議論はされるおつもりですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) これはもうたびたび話をいたしておりましたので、誤解はないと思つたから、この省略させていただきますが、これはもうらんこういうことを含めてお話をしなければならぬと思つております。具体的には各党党首から、党首会談をいたしますから、その際に個条書きにでもしていただいて落ちがたいようにいたしたいと、かように思つております。

○委員長(長谷川仁君) 次に、昨日保留いたしましたおります松井誠君の質問を行ないます。松井誠君。

○松井誠君 昨日、留保させていただきました請求権の補償の問題の最後の点を、十分か十五分、時間をお借りをしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

私は、きのう申し上げましたように、国内の補償の措置として総合的な補償のための特別立法をするべきだ、そういうときに、この間の戦争で同じ枢軸国として同じ戦敗国になったドイツやイタリアがどういう形で国内措置をしたかというの、一つの参考にもなるかと思う。本来なら、それをお聞きをしてから話を進めたほうがいいかも知れませんが、時間がございませぬから、私のほうで簡単に申し上げます、イタリアの場合、一九五四年でありますけれども、やはり総合的な補償の立法ができて、具体的なその財政の負担というのとはまじらからではありませんが、大体一千億リラ、これは予定の大体半分、政府が考えておいた半分の、当時の昭和四十年ごろの数字で一千億リラくらいの請求の支払いをやったと言われている。まあ公定レートで言う五百八十億ぐらいになるんじゃないか。それからドイツが何年度もこういふ補償の法律案を出してきまして、一番最後に、一九六三年か四年でしたか、いままで漏れた分を全部ひとつ洗うという意味の特別の立法措置をしようとした。それが六六年に一

度廃案になった。廃案になったときの案は、約二十億マルクを予算措置として予想しておる、大体千八、九百億ぐらいの財政負担を予想しておつた。で、これが廃案になったのは、野党のほうから、もっと大きく出せという要求があつた。廃案になった。その後それが一体、この法律案の運命がどうなったかというのを私はぜひ調べたい。政府なかなか具体的なその資料が手に入らない、政府にないんですよ。やと国会図書館で、六九年に出して直して六九年に成立したという法律が手に入つた。先ほど申し上げましたようなこのいろいろな数字というのは、例の引揚者のための交付金の支給の法律をつくるときに、どういふように各国で財外財産の補償措置をしたかという、そういう調査があつた。そして、そのときの資料が總理府に少しばかり残つておつた。しかし、その後の資料というものはないんですね。いま私が言ひましたように、六九年にできたドイツの最後の総合的な補償の法律、これは政府の資料としては、いまございませぬでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君) 大体二つ問題があると思ひます。一つは、これは条約に国内に対する賠償条項を、補償条項を入れるという問題、それから、それに伴つて、またそれと関係なくその国々におきまして、敗戦国におきまして国内の賠償をどういふふうに行つたか、こういう問題であると思ひますが、前段の点につきましては松井さんがおっしゃる通り、ドイツ、イタリアの場合におきましては賠償条項というものが条約として存在する、これはよくわかつております。

それから、それに関連して、あるいはそれに関連なく、ドイツ及びイタリアにおきまして、国内に対する戦争損害をどういふふうな補償したか、処置したか、そういう問題につきましては、これは国内の立法があるようでありまして、これは大体外務省でも捕捉しておりますから、必要がありまじうば政府委員からお答え申し上げます。

○松井誠君 私が申し上げたいのは、この戦敗国——やむを得ず請求権の放棄をした、そして戦

敗国として非常に経済的に苦しい中で、いま私が申し上げましたような財政措置をやっておる、しかもそれは条約にわざわざ補償義務というものをみずから書いてそれを履行するという形でやっておる。それは外務大臣が言われるように、条約に書いたからといって国民に対する義務が生ずるわけではない。しかし、それにもかかわらず、わざわざ書くというのが私は政治ではないかと思うんです。日本の平和条約の場合にはそれがいい、きわめてまれな例だ。いわんや今度のこの地位協定のときくらいは補償義務をちゃんと書く、そのことによって沖縄県の人たちに対して政府のいわば心情というものを理解をせよという、そういう措置くらいは私はやっておくべきだと思う。しかし、それがなくて、そして適正な措置をやるというんですけれども、具体的に出してくるのは例の講和前の補償のための見舞い金というこま切な立法しかいまのところ出てこない。私はその基本的な姿勢を実は聞いておるわけです。

日本の場合に、じゃあ敗戦処理でどういうことをやったか、一番敗戦の痛手を受けた原爆の被災者に一体どれだけの措置をやっているのか。それと反対にこれも一種の敗戦処理だといわれたあの農地報償というものは一体何なのか。田中さんが大蔵大臣のときにきわめて気前のいい法律をつくられた。あるいは最高裁判所が正当な補償をしております。憲法上合意です、そういう判決をしておるにもかかわらず、一種の敗戦処理としてあの農地報償というものをやられたじゃないですか。引き揚げ者の団体に対しては、非常に大きな長い間の運動の結果、どうにか一つの措置ができた。そういうように声のない、力のないものに対しては非常にやり方が冷たい。声が大きい、力の大きいものに対しては大きな措置をするというようなことでは私はいけないと思うんです。

この同じ日本の政府に私はエノミツタニマールなどというこぼを使いたくないんですけれども、しかし、ドイツやイタリアのこの処理のしかたを見るにつけても、一体、世界第二、第三の大

国といわれるこの日本の経済力で、どうしてもつと気前のいい補償措置ができないのか。あのアメリカへ差し上げた三億二千万ドルがあれば、私はおそらくおつりがくると思うんです。そういうことを私は言いたい。

そこで、具体的に申し上げますけれども、先ほど来から施設庁長官が調査をしておる、調査をしておると言っておる。しかし、私はいま調査をして具体的にどれだけの数字があつて請求権が何があるか、請求権のないものが何があるか、そういう数字を出すなどという、そういう無理なことを言っているんじゃないんです。何度も言いますけれども、そうじゃなくて、まず法律をつくつたらどうなんだ、せめて琉球政府が考えておるようなああいう要綱くらいは示してみたらどうなんだ、それは調査以前の問題としてできるはずなんです。いつか国会の委員会が沖縄へ行きましてたときに、地元の新聞は、調査調査といつて、一体国会は何しているのだという皮肉な記事が載つたことがある。そういう不信感を与えておるわけなんです。これは外務大臣がよく言うのですけれども、こういう請求権の問題というのは、まさに無数にあるくらいたいへんな問題ですよ。それを単なる一つの部局であるこの施設庁にまかしておくという姿勢そのものが私はうそだと思う。

ですから具体的に提言をしますけれども、せめてなるべく早急に総理大臣あるいは内閣直属の機関をつくつて、そしてその立法措置、調査、そういうものに対する本格的な取り組みを始める、そしてできるだけ早くこの補償についての基本方針、でき得べくんば法律の大まかな構想、そういうものを発表してもらい、こういうことを総理、ひとつお約束していただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作) 総戦処理、いろいろの方法をやっておると思いますが、この場合に当たるか当たらないかわかりませんが、外地の引き揚げ者、こういう人たちに一体どういう処遇をしたか、これはまあ一つの手がかりだろうと思ひます。ことに沖縄県の方々は、戦中戦後を通じて長

い米軍政下あるいは民政下において苦勞を重ねてこられたのでございますから、その請求権をただ一方的に放棄したというだけではちっとも片づかない。その請求権が見舞い金の形にしろ、とにかく沖縄県同胞が持つその請求が生かされるような処遇を日本中央政府は当然すべきだろう。まあ満州から引き揚げた諸君に対してあれだけのことをしたので、これも調査したわけではないが、何かそういうことが考えられないか。いままで考えられておりますのは、ただ単に自治体をそこなわらない、そういう意味においても中央からの交付金あるいは援助方式等が、いままでの地方と比べまして、あるいは十分の十だとか、十分の八以下とか、たいへん高率の中央からの援助と、こういうことになっておりますが、それだけではどうも濟まない。こういうことが松井君の御指摘の点ではないだろうか、ただいまになりまして――昨日どうもつかめなかったのですが、ただいまそういうようなことも考えるのでございます。私は請求権、今度見舞い金と、こういう形だけでも、それは見舞い金といふことばが不適当だと思ひます。――そういう意味に私も理解いたしました、昨日です。しかしながら、もっと積極的な処置が何かとれないか、この点を具体的に言っておられる。全般的な気持ちとか、あるいはあたたかく迎えるとか、口では言っているけれども、何ら具体的な処置がとられておられないじゃないか、こう言われると、やはりわれわれも考えざるを得ない。しかし、ただ簡単に、ただいまのお尋ねの点がよくわかりましたというだけでは答えにならない。うことになりませんが、私はまあ、沖縄の場合とあるいは満州から引き揚げた方々、これはおのずから処遇が違つたらうと、かように思ひますので、そこらの点はもう少し私のほうの考え方もまとめます余裕を与えていただきたいと思います。私は、そういう意味ではほんとうの終戦処理ができるかできないか、ここに十分の考え方をま

とめる必要があるように思ひます。

○国務大臣(福田赳夫) 松井さんのお話は、いまこの際、国家補償法というものをつくれば、そしてイタリアやドイツの場合の条約上の規定を引用されるとき、そういうわけでございしますが、イタリアにおきましてはそういう補償条項が条約としてできた、これが一九四七年です。それから国内の立法が一体いつできたかという、一九五四年になるんです。もう七年もたつてやつと成立しております。ドイツの場合にはどうだといひますと、補償条項を含む条約ができましたのが一九五五年です。それを国内立法化したのが一九五九年になる。ずいぶん時間がかつております。なぜ時間がかつたかという事情につきましては、そこまですでに調べておりませんけれども、この賠償条項が条約として成立したそのときからそれだけの時間がかつておるのだと、そこはどういう事情があつたんだらうかというふうなことは御推測を願えるんじゃないかと、かように思ひます。

○国務大臣(江崎真澄) およつと私からも補足させていただきますが、施設庁がいま概算要求しております沖縄に配備する人員は七百四十九名です。これは、もちろん土地所有者等と話し合いをするための人数であります。そのうちの相当数をこの補償問題にさきまして、御意思を踏まえて十分誠意を持って調査をしてまいりたいと思ひます。

それから、まあ見舞い金といふのは、さつき総理が言われましたように、ことばがいかにいふ見舞い金といふふうであります。これはもう御承知のように、高等弁務官布令六十号によつて補償された人、講和前の人身損害の未補償分については、その布令に基づいて補償された人に遜色のないように措置しよう、これがまあ見舞い金の内容になるわけでありまして、現在申請がなされておる者は約三百八十名、その申請の金額は二億三千三百万円、こういうことになっております。その他、漁業補償であるとか、基地の復元補償であ

るとか、いろいろこれは外務大臣からお話がありまうに、問題が多岐にわたりますので、前段に申し上げましたように、十分ひとつ施設庁において責任を持って調査を進めてまいりたいと思います。

○松井誠君 いま答弁をいただいたことで、実はいろいろとお聞きをしたことがございますけれども、お約束の時間が来ましたので、その点は、いずれまた、あらためてお尋ねをしたいと思ふです。

そこで、最後に、法制局長官に、ひとつお願いをしておきたいんですが、きのういろいろと御答弁をいただきました。しかし、もうあなた自身がわからだと思ひますけれども、十三日の中谷君に対する答弁のときと、またいろいろの意味で違つてきておる。問いが違つておる。これではどうにも審議が進まない。そこで、私は、なるべく早い機会に、多くを求めませんけれども、一体その告示というものの法律的性格は何なのか、そして、それが憲法三十一條との関係でどういう関係を持ち得るのか、そのことを、きちつとした見解を發表していただきたいと思ひます。法律的な批判にたえ得るような見解を發表していただきたいと思ひます。おそらく、私は、しかし、それはお気の毒ながら、できないのじゃないかと思ひます。しかし、それはあなたの方の責任じゃないかと思ひます。あなたの方の責任じゃなくて、法律的にきちつとした見解が出せないような、こういう仕組みをつくつた、実は、政府に責任があるのです。そんな責任を、あなたの方の責任を必要はないと私は思ひます。あなたの方の役目というのは、やはりサギをカラスと言ひくめることではなくて、サギはサギ、カラスはカラスと、断固として主張することもある。あなたの方の役割なんですから、だから政策的な配慮なんかやめて、法律的な批判にたえ得るような、きちつとした法律の見解を示してもらいたい。そのときにお願ひをしたいのは、いままでもこういう答弁をしたからという、そういうつな

りは、ひとつ考えないでいただきたい、なまじつかに、そういうものを考えると、ますます混乱をしてみよう。そういうものを考えないで、私も、いままでも言ったことが違ひじゃないかなどということばは申しません。申しませんから、ひとつ、新しい観点から、きちつとした見解を出していただきたい。そして、この中谷質問に対する議事録ができた段階で、その二つを土台にして新しく議論を始めたいと、そのことをひとつお願いいたします。

○政府委員(高辻正巳君) お答えを申し上げます。いろいろ御注意もございましたが、まあ、外から見ておいでになりました、サギをカラスとかなんとかいうふうにおとりしたくのは、はなはだ残念でございます。私も、実は、そういう意味から、そういう気持ちでやっていることではない、少なくとも、それは確言申し上げられると思ひます。

それから、もう一つ、人によつて答弁が違ひという御指摘もございました。これは、とにかく、私も、答弁あるいはどちらからの質問、これは必ずしも的確につかぬないこともあり得るわけ、中谷さんの御質問についても、その趣旨まで十分にかみかねた点もございします。しかし、いろいろ聞いてみると、その質問の本旨は何であるかというところもありませんので、そういう点については、私もどが理解をするところに従つて御答弁を申し上げたいと思ひます。現に、中谷さんが再質問をされておりますので、この再質問について、従来の質問の本旨も、ほんとうにこの点こそが問題であるという点もわかつた点もございします。そういう点に中心を置いて、焦点を当てて御答弁申し上げたいと思ひます。むしろ、政治的な配慮をしているつもりはございませうが、私が申し上げることが、あるいはそういうふうにとられたとすれば、まことに申しわけないことだと思ひます。その点で、もしそうであれば、おわびを申し上げたいと思ひます。

○松井誠君 それができたときに、私がそういうことをいつお尋ねができるか、いまは日程が立たぬわけでしょう。だから、文書にしてみらわれないと、それを土台にして質問をいつするかというところはできないわけですね。ですから、それはやはり文書にしたいいただきたいということです。

○政府委員(高辻正巳君) この三十一條等の問題については、おそらく、本格的に御答弁すれば、何か、一つの論文みたいなものでございしないかというところもございします。御質問に際してお答えをするというチャンスを持たせていただいたら、そのときに私は御満足がいくかどうか、そのときの御質問の方の御意向によりましますけれども、そのときに御答弁申し上げることはいいかがでございましょうか。

○松井誠君 私がこんなことを申し上げますのは、あなたの御答弁がしつちゅう変わるからなんです。ですから、きちつとした見解が土台にならないと議論が進展しないから、だから言っておるのです。しかし、文書にするのに、私は取り扱ひをどうしたいのか、よくわかりませんけれども、とにかく、きちつとした文書ができたら、それを事前にお示しをいただければ、そして、それを委員会であたがが読んでいただければ、それを土台にして議論するということではできません。形式はどつちでもいいですが、とにかく、きちつとした見解を一本統一的に、系統的に示していただきたいということです。それはいいでしょう。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(長谷川仁君) 速記を起こしてください。ただいまの松井君の要求につきまして、後刻理事會において協議することになります。

○松井誠君 そのときに、いま補償の問題についていろいろ私からも注文を出しました、そのことを、あらためてまたお尋ねをしたいと思ひます。そのことを申し上げて終わります。

○委員長(長谷川仁君) 午前中の質疑は、この程度にいたします。
午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時十分休憩

午後一時十分開會
○委員長(長谷川仁君) ただいまから本委員会を再開いたします。
まず、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第三十三條第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件、沖繩平和開発基本法案、沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案、以上七案件につきまして、内閣委員会、法務委員会、文教委員会からの連合審査会開會の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(長谷川仁君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
なお、連合審査会開會の日時につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(長谷川仁君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(長谷川仁君) 次に、沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第三十三條第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人

事院の地方設置に關し承認を求め、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に關する特別措置法案

以上の各案件を一括議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行ないます。高山君。

○高山恒雄君 沖縄問題の質問に入る前に、十一時三十分の情報だけと承っておりますが、情報により、警視庁の官舎において土田警務部長の応接間に爆弾のしかけがしてあったと、そのために奥さんと十三歳になる子供さんが犠牲になられたと、こういう情報を聞くわけですが、すでに池袋病院に子供さんも入院していると、こういうことでありますが、緊急のことでありまして情報も十分でないかと思ひますけれども、一応公安委員長の方から状況だけの御報告をお願いしたいと、こういうふうに思ひます。

○國務大臣(中村實太君) お答えいたします。

本日、午前十一時二十四分ごろ、東京都豊島区雑司が谷の五〇、警視庁の土田警務部長自宅の応接間付近において突然爆弾物が爆発しまして、警務部長の妻氏さん、四十七歳でございますが、死亡し、四男学習院中等部の恭四郎君十三歳が顔面火傷、頭髪火傷、下肢数カ所に負傷しまして、いま池袋病院に収容されているという事件が発生しました。

事件につきましては、目下、詳細捜査中でございますが、何らかの方法で爆弾物がしかけられたものと一応考えられますようでございますが、しかけられたものであるか、あるいは郵送された荷物であったか、そこいらがまだいまの時点では詳しく、はっきりいたしておりません。最近の情勢から考えまして、過激派分子のしわざではないかというところは考えられると思ひます。この点につきましては、鋭意捜査いたしまして、徹底的に事犯を糾明いたしまして、犯人を逮捕して、そうして国民の皆さま方に不安のないように処置いたしたいと思ひます。

○高山恒雄君 まことに不安な情勢かと思ひます。あります。こういう問題が起こってまいります

と、国民ひとしく不安な状態が起こってくるのではないかと、こういう考えを持つわけですが、どうか、警視庁も十分な捜査をやったいただくことを私もお願いしておきたいと思ひます。

さらに、犠牲になられた方にも、心からおくやみ申し上げておきたい、こういうふうに思ひます。

ところで、沖縄の問題について御質問申し上げたいと思ひますが、すでに国会も六十日を経過して、衆参両院における質問もいゝるな角度から御質問がなされております。ところが、こうした経過を見、かつまた政府の答弁を聞きまして、何だか納得のいかない答弁が多いんではないか、あるいは場合によっては国民としてどれが一体ほんとうだろうという不安や不安から感ずるような答弁の要旨が出ておることをわれわれは痛感するのであります。したがって、きょうは、そういう面における問題をひとつ明らかにしたいと思ひたい、こういうつもりで質問を申し上げたいと思ひます。

まず、この返還にあつた問題でございますが、この自衛隊の派遣を直ちに日本がしなくてはならないという考え方は、アメリカの強い要請であるのか、それともまた、防衛庁長官等の答弁等を聞いておると、あくまでも日本の自主的なものであるか、こういうことを言っておられるわけですが、協定の内容を見ると、そうではない感じがするわけです。

総理にお尋ねしたいんですが、実際問題として、米軍から強い要請があつてそういうことになつておるのか、それとも日本が自主的にやつぱり現段階では安保協定に基づいてみずからそうした派遣体制をとらざるを得ない、こうお考えになつておるのか、まず、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは後ほど防衛庁長官やあるいは外務大臣から補足されると思ひますが、私は、これはどこまでも自主的なものだ、かように考えております。

○國務大臣(江崎真澄君) お尋ねの点であります。主権が日本に戻つてまいりますれば、これは沖縄県として当然本土並みになるわけでありまして、したがって、通常兵器による局地防衛、民生への協力、それから災害の救助活動、こういう自衛隊法にありまする任務を帯びて当然沖縄県を守ると、そういうたてまえで配置をするわけでございます。

○高山恒雄君 それではございましたら、これは非常に重要な問題であらうと思ひます。したがって、沖縄に直ちに日本の自衛力の配置をする、返還と同時にそれをやるということは、少なくとも国防会議で結論が出たのだらうと思ひます。その点は、この構成からいって、画期的な問題になりましようけれども、一体、国防会議というものでほんとうに真剣に取り組んだ討論がなされたのかどうか、その経過をひとつ防衛庁長官からお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) この問題につきましては、防衛庁部内で慎重に検討をした結果、あの程度の配備をするということにきめたものであります。

○高山恒雄君 防衛庁部内で討議をした結果、派遣をするということにきまつたということですが、それではちよつとあまりにも軽視した態度ではないかと私は思ひます。しかも、防衛庁設置法の第六十二条には、国防に關する重要な事項を審議する機関として、内閣に国防会議というものが設置されておるはずですが、そうして内閣総理大臣は、国防の基本に關する問題、むしろ防衛そのものの基本は変わらぬにしても、返還される沖縄にまで派遣して防衛の処置をするというのは大きな変わり方だと私は思ひます。そういうことを防衛庁だけが独自で計画の大綱としてきめていいものかどうか、この点に疑義をはさむわけですが、防衛庁自身がこの計画の大綱をきめるのに、それでいいののか、総理、そういう国防会議というものは簡単なものなのか、その点、まず総理のほうからひとつ御答弁願つて、防衛庁長官の回答を聞きたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) これは技術的な問題であります。私、私の方から先に御答弁を申し上げて、もし補足の必要があれば総理からも御答弁いただくと、こういうことで御了承願ひたいと思ひます。

内閣総理大臣は、国防会議について、次の事項については国防会議にはからなければならぬ。その一つが「国防の基本方針」、二が「防衛計画の大綱」、三が「前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱」、四が「防衛出動の可否」、五が「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に關する重要事項」と、こうなつておるわけでありまして、沖縄県に配備いたしますのは、なるほど沖縄県の施政権は新しく戻つてまいつたわけでありまうが、日本の主権が及ぶことになれば、北海道に自衛隊を派遣する、四国地区に自衛隊を配置するといふたてまえと何ら変わらない、同じ国内という立場に立つて配備計画をいたしたものであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) いまので一応御了承がいただけるかと思ひますが、私は、どうも日本の防衛計画、これはもう来年度予算もたたいま審議中でございまして、まだこれも国防会議にはかかつておりません。しかし、これもいづれかなければならないことでありまして、また四次防衛云々がされておりますから、そういう場合に当然この問題を新しく考える。また、いま高山君の言われるように、沖縄は祖国復帰、施政権返還後にいいていかなる扱い方をするか、これはやはり国防会議の議題にするのが適當だと思ひます。私、ただいままで防衛庁がいりる準備してくれておること、これはけつこうだと思ひますけれども、やはり新たな事態、それに対して国が考えるということでありまして、在来の府県内の自衛隊の移動とは事変わつて、新しい問題として国防会議の議題になるのが適當だと、かように思ひます。また、それらの点について十分の打ち合わせが

できていないことは、もうすでに会議を通じましても御指摘ができています。この点では早急に、予算編成等も関連がありますから、当然国防会議の議題とする、かように御了承承りたいたいと思ひます。

○高山恒雄君　むしろ総理の答弁のほうが、今後の問題として、かけようとするんですから、それに反対はできませんが、防衛庁の御意見、私は、そこらに政府と沖縄県民、一億国民の見解の相違が大きく開いておる。これを私は指摘せざるを得ないんです。少なくとも、沖縄は、御承知のように、いまさら言うまでもないのですが、戦前はそういう連隊もなければ何もなかったんです。全く戦争のためにそういう災害を受け、二十数年という今日に至っておるのであります。そういう戦後の事態から、いま日本に返ろうとするのに、ただ防衛庁の計画だけでこの問題を処理しようというふうな考え方自体に大きな感覚の開きがあるのではないかと私は思ふんです。あくまでもそれが正しいとおっしゃるなら、これは防衛庁長官としてはあまりにも先の見えない見解ではないかという気がするんです。総理は総理で当然国防会議にかける必要があるだろうが、新しく返ってくる、二十数年目に新しく返ってくる、それが内地と同様の状態に返ってくるのであるから、直ちに日本の防衛措置を沖縄に派遣してとったほうがいいという結論には私はならないと思ふ。この点をもっと防衛庁長官の考え方を明らかにしてもらいたい。

○國務大臣(江崎真澄君)　御指摘のように、沖縄県そのものに、いわゆる旧軍隊に対する拒絶反応というのか、アレギー式ないろいろな疑点があることは、私もよくわかるような気がいたします。しかし、新しい自衛隊の性格は旧軍隊とはこれは根本的に違うものでありますから、今後復讐の日まで、やはり琉球政府とも話し合いをしながら、当然この自衛隊のほんとうの姿というものを沖縄県民に納得してもらおうべく、やはり粘り強く話し合いをしていく必要があると思ひます。これは自

衛隊というものが配備されればそれでいいというものではなくて、やはりその住民の深い理解にささえられて初めて目的が全うされるものであります。ただに、御質問のように、今後とも十分配慮をいたしてまいりたいと思ひます。

その数等につきましては、あの沖縄が離れた島であるという地理的位置、海、空等の局地防衛の問題、それから民生協力の問題、特に災害常備県といわれるきわめて不幸な地理的環境にあるだけに、そういった面の活躍等を考慮してきめたわけでありまして。しかし、いま総理がお話をされたように、予算措置その他、いま概算要求はいたしておりますが、その段階において国防会議の議に付する。国防会議は内閣総理大臣が統裁されるものでありますから、総理がそのようにおっしゃる以上、これはそういう場であるというまた角度を変えて意見を聞く。これはぜひそういうことで同調をしてみたいと思ひます。

○高山恒雄君　私は、防衛庁長官は大きなあやまちの発言ではないかと思ふんです。一体、自衛隊というのをどう見ておられるんですか。災害、道路開発、そういうものが主体であつて、万一の場合に、侵略者があつた場合には防衛をしようというものでしょう。そういう自衛隊というものを輕視した形の基本が間違ひだと私は言ふんです。自衛隊といふのはそういうものじゃないかということに指摘してあります。自衛隊自体が、私は、このしうな災害の多かった年は、至るところに災害があつて、自衛隊がつまり要請されて、いろんな努力をしておられます事実を知つております。けれども、自衛隊自体のことばでは、われわれはそれのためにおるんじゃないかということもはっきり言つておる人もおるようです。だから、万一の場合は、日本を侵略しようという場合には、国民の財産、安全を守るための防衛処置の自衛隊であるといふことの基本には変わりはないんでしよう。——それならば、事前にどうして総理を中心とする防衛會議にかけないのか、自衛隊だけでそういうことをやつていいのかと、そういう

点があいまいで、ことをいつもにごしておられるところに国民の不安があるわけですね。これはいかぬと思ふんです。私は、もっとそういう点をはっきりしていただく必要がある。それほど重大な問題なんです。沖縄県民にとつても、日本の本土の国民にとつても、それだけ重要な問題だと私たちは考えるわけですね。姿勢をもう一ぺん言つてください。わかりませんよ、そんな姿勢じゃ。

○國務大臣(江崎真澄君)　私、先ほど申し上げたつもりであります。自衛隊は平和確保のために局地防衛の任務にたち働く、これはもうもとより当然のことです。ただ通常兵器に働く、通常兵器以下に紛争解決のために働く、こういうことになつておるわけですが、しかし、民生の協力、災害救助活動、これも本務であることに間違ひありません。それは余技であるという性質のものではないところに新しい自衛隊の任務があるわけでありまして、そのことを申し上げたわけでありまして。

それから、国防會議になぜかけなかったかという御指摘であります。これは先ほど——まあ、法律をたてにとるわけではありませんが、ああいう形になつておるわけで、一応防衛庁としまして沖縄県に配備する必要最小限の配備を計画した。しかし、総理が、こういう新しい事態に直面した場合には国防會議にかけたい、こう、またその議に付することが適當である、こう思われれば、それに同調をいたしてまいりたいと思つております。

○高山恒雄君　いまの御答弁では、基本的な考え方にウエイトがなくて、ただ災害あるいは今後の開発に自衛隊がこの協力をするという姿勢が望ましいんだと、そのために沖縄に派遣するのだという、その考え方のウエイトが非常に答弁であまりないんです。そこで重要さが変わつてくると私は思ふのです。この点をはっきり先ほどから追及したわけですが、しからば、次に移りたいと思ひますが、アメリカ政府が日本に対して強制的な返還に対する条件の一つとして自衛隊の派遣を要望したのではない、これははっきりしておられるわけですね。ところが、一方においては、この久保・カーチス協定において、この協定を結んでおられるわけですが、これも単なる協定であつて、メロ的なものであつて、日本は何らその批准後には拘束を受けません。本という判断に私が立つてもよろしいですか。日本の国民はそういう認識をしていいですか。

○國務大臣(江崎真澄君)　久保・カーチス協定は、従来アメリカの軍隊がおりまして、しかもまた、これが相当数残るわけでありまして。そこへ主権が戻つてまいりましたので、当然主権の及ぶところに自衛隊を配置するというわけがわがほうの自衛隊が入つていくわけですね。そこで、アメリカ軍のおるところに自衛隊が行くのを何にも話し合

いをして入つていったのでは、無益の混乱とか、場合によれば軍隊のことですから相手から衝突をしかける、まあそんなことはないでしようが、そういう間違ひがあつたらぬ。そこで、スムーズに自衛隊の配置ができるように技術的に調整をしたものが久保・カーチス協定と呼ばれておる協定であります。したがって、いま、これは何ら拘束されないのか、こういう最後にお尋ねであります。私も、拘束されるものとは思つておりません。配置をスムーズに行なうための技術的調整に基づくものでありますから、しかし、信頼関係にあつて日米安全保障条約を共同して推進していくというたてまえにある日本の政府及び自衛隊としては、この協定に信を置いてやはりこたえていく必要がある。しかし、これはす

分動かすことができないのか、こう仰せられるならば、それは事情の変更、また相手を理解させることがあれば、これは変更することも不可能ではないものであります。

○高山恒雄君　それでは、一つの例を私申し上げますが、これからの運営について日本に非常に不利益な状態があり、かつまた現地が非常に不安な状態にある、したがって、アメリカ政府に、この久保・カーチス協定の内容で一部この際向こう一

年間延ばしてきてくれ、たとえば三千二百名、百名は連絡係としてやろうと、こういうことが可能ですか。訂正が可能と言われるのですか。

○国務大臣(江崎真澄君) ただ腰だめでどれだけ配備しますから協調してもらいたいとか、調整をするということできめたものではありませんので、もちろん協定にありますが、数えられれば、何らかの大きな変化が起って、両国とも納得のできるような事態があれば、これは変更は可能である、そういうことを申し上げたのでありまして、変更を前提にこの協定がなされておるものではありませんが、もちろんこの協定の線に沿って実行をしていきたいというふうに現段階では思っております。

○高山恒雄君 そうなると、あなたの先ほどの答弁には大きな誤差があるのです。双方が納得すればということば、理解をするということば、そうですね。したがって、納得しないことは変更できないということでしょう。日本の実情でどうしてもこれはいかぬ、アメリカがどうしてもまたそれをやってもうちや困ると言え変更はできないことなんですよ。それで拘束がないとは何ですか。はつきりしてください。

○国務大臣(江崎真澄君) どうも私、そういうことを言ったように思いますが、要するに協定です。それから、しかも、われわれは、日米安全保障条約を相互信頼の上に締結し、今後この日米安全保障条約を推進するために、自衛隊配備も一面の任務として行なわれるわけですね。したがって、この協定の線に配備をしようと思っておるわけですね。しかし、どうしてもこれでなくちゃならぬのかと、これはやはり日本のまた事情によつて、都合によつて一個中隊派遣は何か月おくらすこともあるとか、あるいは延期することもあるとか、その程度の弾力的なことは、これは私は可能だと、こういうことを申し上げておるわけなんです。協定はもうがんにがらに縛りつけられて、この協定のもと自衛隊はにっちもさっちもならぬ

い、そんなものではありません。自衛隊は自主的に行動することが出来ます。しかし、冒頭申し上げたように、これは信頼関係に立つてこういう協定を結んだんですから、いまからそれがくずれることを予想してお話するということはどうかと思うわけでありませう。

○高山恒雄君 そういう内容のものであれば、やっぱり久保・カーチス協定については国会の承認を求めるといふ姿勢が正しいんじゃないやありませんか、それだけのやっぱり信義と理解の上に立つて変更できないというような協定を結ぶからには、当然四次防の問題にしても、防衛庁会議にかけて協議をして、結論を出して、そして国会の承認をいつも求めるんですよ。一体、四次防の問題も大事とお考えになりますか。一つ、昨日からいろいろ問題が出ておられますが、ほんとうにこれを重視しなくちゃいかぬと、これが返還の第一条件でなきゃならぬと私たちは思うわけですね。

昨日の答弁でも、あなたがおっしゃっておるように、まだ自衛隊そのものに対して沖縄県民の方々が十分な理解をしてない、こうおっしゃっておる。あなたみずからが理解しておらないことを知っておられる。きょうの私の質問に対する、いかにも沖縄県民も了解してくるような答弁で、そうして拘束はないというけれども、実際には信義と理解がなければこれを推進することはできないと、こうおっしゃっているんだね。そこらの矛盾を私は感ずるわけです。それだけ重要な問題なるがゆえに、久保・カーチス協定というものをなぜ国会にかけないのか。単独なものではないか、こういうことをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、さっきも申し上げましたように、配置のための調整、きわめて技術的な打ち合わせ、こういうふうな理解いたしておりますので、直接国会の御承認の場には出

しておりませんが、しかし、今後当然予算審議の場等におきまして、沖縄配備をめぐりましていろいろまた御審議に供することにもなりますし、また、いまこの場面でもこうしていろいろ御質疑に私も応答をするわけでありますので、今後とも御納得のいく形で、いかなる御質問にも応じていくのは、これは当然だと思っております。

それから、沖縄県民は、これはいままで何といても施政権が違っているものだから、そこで、自衛隊というものはこういうものだと言明をしてみても、やはり旧軍隊のイメージが先に立つ、どうしても旧軍隊のイメージが先には、あの悲惨の極致といえますか、あの場面が浮かんできてくるのだと思うんです。そこで今度はそういう性格のものでないか、私、これは今後にかけて十分沖縄県民に知ってもらう必要があると思ふ。さつき御指摘のように、たとえば災害救済活動にしましては、民生協力にしまして、これは旧軍隊は余技としてやったかもしれない。しかし、今度の自衛隊は、自衛隊法に基づく本務として、局地防衛に任ずることとはもとよりですが、たういったことも行なうわけでありますから、たとえばことしのあの干ばつのような事態に見舞われたときには、自衛隊があの干ばつにたいならばきつと自衛官を使って水を配給したり、もう果敢な活動を展開して、おそらく離島の沖縄県民からも喜ばれたのではなからうか、そんな感じもするわけですね。ですから、そういう雰囲気は極力理解してもらいように、われわれは十分努力して、PRしていく、これはもう絶対必要だと思ふのです。そうして協力のもとにスムーズに配置できることがまた自衛隊の本来の任務が達成しやすいくわけでありますから、今後、粘り強く、念入りにはひとつ納得のいく努力をしてまいりたいと思ひます。

○高山恒雄君 それで、結局、理解をさせる努力をする、こういうふうにおっしゃっておるのですけれども、実際は、また衆参両院の多くの質問の中にも出ておりますが、沖縄本土を中心にしても二二%という膨大な地域が施設になっておる。したがって、総務長官みずからもう言われているように、全くこうした大きな地域がそういう基地になつておることでは、沖縄十年の計も困難性があるといふことを答弁しておられるんですよ。私は、何回も聞いております、そういうことを。けれども、それはそれとして、将来は撤去されるであろうという計画でもやれないことはないという御答弁をしておられると私は思ふのです。沖縄の国民はそれを願つておるわけですね。したがって、いまから理解させるのではなくて、これから一年なり二年なり、理解させてから自衛隊の派遣ということもあり得るじゃないですか。それを直ちに防衛会議にもかけないで、しかも、国会にも、法的には何ら具体的なものがない、ひよことして出ている。これはあまりにも沖縄県民、日本の本土の国民にしても、こんな軽視されたやり方はないのではないかと、こういう軽視されたやり方はないのではないかと、これを強く不満に思ふし、また国民もそう思つておると私は思ふのです。この点どうお考えになりますか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは高山さんに議論を吹きかけるわけじゃありませんが、むしろ軽視じゃなくて、沖縄県を重視するからこそ一日も主権の及ぶ沖縄県を防衛の空白状況に置くことはできない。で、アメリカが日米安全保障条約に基づいて基地を持っておるということと自衛隊が日本の自衛隊として配置されるということとは、これはおのずから違ふと思ひます。また、御指摘のように、基地が多いという点は、私もそのとおりだと思ひます。

これは午前中の矢追さんの御質問にもお答えしましたように、少なくともベトナムが停戦状況ではあります。しかし、まだ戦争継続の状況である。そのときに、核抜き本土並みという佐藤総理からの強い要請によつて、これをアメリカの国

極東安全という問題から派生して将来を考えての配置じゃありませんか、それなら。そうじゃなしに、先ほどのあなたの答弁ならば、時期をずらし、でもいいではないか。この六カ月以内に批准されなければ、三千二百人ですか、それだけの人間を派遣しなければいけぬと、こういうことの協定になつてゐるが、それが百名になることもあるのですかと私が言つたら、それはなかなかできぬと、こうおっしゃる。そういうごまかしの答弁をしておられるところに問題があるのだ。できるなら、できるように、百名にしてもいいです、千二百名でもいいのです、こういう答弁をしてください。

○國務大臣(江崎要道君) これは自衛隊として施政權の及ぶところへ派遣をするわけでありますからできるわけですが、さつきも総理が、これは大事をとって国防會議にもかけよう、という御意思を表明しておられます。したがひまして、われわれといたしましても、当然これは予算措置その他をめぐりまして国会の議に供することにいたしまするし、すでに今日国会にも久保・カーチス協定に基づきましたこの概要書等々も参考書類として配付いたしました、そうしてこの御審議を求めておるわけでありまするので、この御審議をもつて御理解を願いたいと思います。

○高山恒雄君 総理、ちょっとお聞きしたいのですがね。自衛隊の場合は、日本独自の派遣だと、こうおっしゃっておるのですよ。一方、VOAのほうは、アメリカの言うことを聞いて、五年後は撤去してもらう、こういうことを言っておりま
す。しかれば、そういう設備を日本に五年間も置くというならば、それを久保・カーチス協定のよ
うな協定が必要ではないかという私は感じがす

諸題にすべきじゃないかと、かように申しておるわけでありませう。また、これについてアメリカ側とのいわゆる久保・カーチス協定、この問題でございませうが、これもやはりわれわれの強い要望である、米軍の基地は縮小してほしい、これはいままで持っていたような米軍の機能、これは今度は事前協議、あるいは自由発進だとか、こういうようなことはできなくなる、こういうような点がございませうから、これはやはり自衛隊が本土防衛について、沖縄防衛について相互の理解を深めるといふか、取りきめをすること、これは私普通

私は、むしろVOAについてもっと中身を具体的に取りきめる必要があるんじゃないか、こう言われるが、これはこれとして、さらにVOAの問題についてお尋ねになれば詳しい問題が出てくるわけですが、これもただ五年間だけだ、こういううなわけのものではないですね。他に切り得るならば、二年たてばその際にさらに協議をする、さらにまた五年たつても他に移らないというなら、これは結局それで消える、こういうような取りきめまでされていると、かように私は理解しておりますが、この点では、もうすでに高山君も御了承じゃないか、かように思っております。

私、先ほど来からの話を聞いていて、とにかくわれわれが申し上げたいのは、ただいまの沖縄が本土に復帰された、新しい事態には違いない事だ、これは新しい事態だ、こういう点であり、また戦時中におきまして、戦前には連隊程度のものしかなかったのが、今度はあの陸軍が進出することによって本土防衛の第一線になった。そうして焦土と化した。こういう意味で、たいへん軍というものについては拒絶反応を示している。こういうのが現状ではないかと思っております。したがって、私もこの席で申し上げたように、名前は違っている、自衛隊にしろ、これはとにかく出かけるについては、十分沖縄住民の理解を求めなければならぬと、またその理解がなければ、せっかく出ていっても十分な働きはできない、その任務を果たすこともできない、かように私も思っていますから、そういう点では万全なことを期すというのが先ほど来の防衛庁長官の説明でもございます。別にただいままで国防会議にかかっておられないからといって、私自身がそういう点について全然理解しない、それはもう新しいこと、私は知りません、かように申せば、これはたいへんな重大問題ですけれども、さようなことはございませぬ。これはもうすでにいままではいろいろ話がかされておりますし、また、正式に議題となつてはおられないけれども、そういう問題について私自身

が積極的にそれを停止するような発言もいたしてありますので、この辺は十分御理解をいただきたいと思つております。私は、ただいまの計画、これは米軍を減少さすというか、撤退さす、そういう意味においても久保・カーチス協定というものは非常に役立っているのではないかと、かように思っていますので、これらの点をやはりメリットも考へていただいて、まあデメリットばかりじゃないんだ、そのメリットも考へていただいて、そうしてこれを評価していただきたい、かように思っています。

○高山恒雄君 どうも何ですね、私は、久保・カーチス協定の問題とVOAの問題は、逆に協定があるべきじゃないかという質問をしたのですけれども、総理はそれ以上の御答弁をしていただきましたが、私も時間がありませんので、これは簡単に答弁願いたいんですが、外務大臣、いま総理は、このVOAの問題については何か協定があるような、これから質問すれば何か出てくるんだと、こういう御答弁をなすつたんですが、何があるんですか、一体。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、高山さんからお尋ねを受けた部分だけをお答えしたわけですが、なお、お尋ねに應じては、この問題については幾らでも御答弁申し上げます。これは協定にもよく書いてあるし、またその協定付属文書にもいろいろ書いてあるし、その趣旨、またそのいきさつ、そういうものについてお尋ねさるありますれば、十分御説明申し上げます。

○高山恒雄君 逆に私のほうから聞きますが、もし日本に返還された後に他国から抗議を申し入れられるような放送は規制されてある、したがって御心配は要りませんと、こういうことでよろしゅうございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) よろしゅうございませう。○高山恒雄君 防衛庁長官にも一つお聞きするのですが、もしそういうことで防衛庁がやられるということがあるならば、もしです、六カ月

以内に三千二百人の派遣ができない、こういう事態が起こったとするならば、強制派遣をやるのですか、やらぬのですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 強制派遣ということはいくわかりませんが、そういう事態にならぬように、これは万全の措置をとっていききたいと思つておりますし、そんなところで配置のため大衝突を起すなというふうなことは、もちろん回避していかなければならぬと考えております。

○高山恒雄君 この問題について、すでに防衛庁はある程度の、何といひますか、優秀な派遣者を出したい、こういうことでいま人選をされておられるのですか、どうですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 今日の段階ではむしろ——もちろんその自衛隊配備についてもいろいろ計画は順調に進めておりますが、それよりも、いま申し上げたように、まず自衛隊を理解させることが先決であります。それから防衛庁自体というたてまえから申しますと、施設庁の要員をいつときも早く派遣をして、そうして土地使

用についての取りきめを実行に移していかなければなりません。これはもう旺盛に活発にやらなければならぬわけです。そこで、その人選については、私、本会議でも申し上げましたように、特に地主といふいろいろの話し合いを進め、それこそ契約を結ぶこの第一線の任務を帯びた者が優秀でありまふという、その者がいよいよ日本政府の顔に見え、また防衛庁の顔にも見えるでしょう。復帰した祖国の顔に見える。だから十分これは特訓を施してでも優秀なものをだせと、これは厳命をしておるような次第であります。

○高山恒雄君 その問題は、午前中ですか、御答弁もされたように、百名程度もう派遣をされているのでしよう。私はそれを聞いているのじゃないです。三千二百名あとから送ろうとする——協定の問題がいつになるかといふこともお聞きした

いのですけれども、いづれにしても、協定したら六カ月以内に三千二百名送るといふ協定をされておるわけだ。それをいまもうやっているのですか、やっていないのですかといふことを聞いておる。

○国務大臣(江崎真澄君) 先ほどから協定協定と、こういうことになっておりますが、あれは取りきめでございます。正式には、それから、当然配備するにつぎましては準備をいたしております。

○高山恒雄君 取りきめ——協定とも出ていないようですから取りきめでもいいですが、これですね、一体その協定はいつごろになるというお考えなんです、外務大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) 協定発効の時期、これは、わがほうにおいては四月一日を希望し、アメリカ側では七月一日を希望しておる、こういう状態です。いづれにいたしましても、この準備が整わなければならぬ。わが国においてはまだ法的な準備が整つておらぬと、こういう状態でありまして、たいへんおくれしております。

それから実体的な準備におきましては、アメリカ側にもかなりのものがあるようです。それらの準備が整つたところが協定の発効の時点と、こういうふうにならなう。まあ四月一日から七月一日の間でしょう、おそろく。

○高山恒雄君 防衛庁長官、かりに四月一日ということになるとしますれば、六カ月以内にそれを実行するということになれば三千二百名の人選をしないかといふことではないかと。だからそれをやっておられるんでしょう。やっておればやっておる、やっとなきややっとないという御答弁を願えればいいんです。簡単に。

○国務大臣(江崎真澄君) 当然これはやっております。熊本の西部方面部隊においてこれはやっております。いま防衛局長にただしてみますと、四十名、これは復帰までにできれば向こうへ派遣をしまして、そして自衛隊を理解してもらふべくい

ろいろ折衝をしたりというような準備に入らせた
い、こんなふうに考えます。(午前中の百名とい
うのは食言ですか)と呼ぶ者あり)

○高山恒雄君 それを私も言っておる。午前
中、百名と、防衛長官、あなた言われたのだす
よ。どうしても優秀な人を百名やって、いろん
な引き継ぎのための準備に必要だというので百名を
派遣しなくちゃいかぬと、あなたがおっしゃった
んですよ、議事録見て下さいよ。だから私はあな
たが百名とおっしゃったと、こう言っておるん
だ。いかなければ訂正してもらわなければ……。

○政府委員(久保卓也君) ただいま長官が申され
ましたのは、現在熊本西部方面総監部に四十名
ばかりの準備要員を編成いたしておりますとい
うことであります。

それから百名という数字は、返還日の前にでき
れば準備要員を派遣いたしたい、こういうわれわ
れの計画であります。

○国務大臣(江崎真澄君) ちょっと念のために申
し上げておきますが、午前中はこの自衛隊の派遣
についての質疑はありませんでした、いわゆる土
地の問題等について、施設庁のこれはせびろで
す。シビリアンですが、これがいまのところ百名
程度、厳密に言いますと百二十五名と、こう言っ
ておりますが、その程度の者を先遣して、そして
土地の契約等を行っていく。要するに、あの
せびろ組とユニホームとは違うわけですから、こ
れは念のために御理解お願ひします。

○高山恒雄君 私もそれを言っておるんですよ。
優秀な人ということ言ったら、あなたは、それ
に対しては、施設の説得方としてやるんだとおっ
しやるから、それは理解しておるんですよ、私
も。そうじゃなくて、またそれを訂正されるよう
な四十名だとおっしゃるから、午前中のそれとは
お話が違うんじゃないかと。私が質問して
おるのは、三千二百名の中つまり人選をいま
やっておられると話を聞くわけで、至るところ
で。防衛庁でやっておるようですが、そこで全く
希望者がいないということをお聞いしておるん
です。

の点はどうか。

○政府委員(久保卓也君) 希望者がいないというわ
けではありませんで、初め沖縄に派遣するのには
沖縄出身の自衛官が適当ではなからうかというこ
とで、出身者について当たってみると、必ずしも
沖縄出身者は沖縄に帰りたいということではな
い、そういうことの空気が伝わったものと思いま
す。なお、一般論的に申し上げれば、家族を持っ
ている人たちは必ずしも好まないという空気があ
るやに聞いております。

○高山恒雄君 それは沖縄県出身者は日本の本土
がいいというので、いままでも出てきて日本にい
ろやっておられるんですから、それは帰りたく
ないというのは当然だと思ふんですよ。沖縄県
の方でさえ帰りたくない、こうおっしゃっている
。そこに持ってきて僻地手当もない、昇給昇格
制度も何もない。そして三年間も離れていくとい
うことについては、全く自衛隊ではきられてお
るといふ話を私は聞くわけですよ。そういう事
実はどうですか。これこそほんとうの理解をさせ
なくちゃ……。もう四月だと、こうおっしゃって
おるでしょう。四月に協定が始まるなら、それか
ら人選したんでは間に合わないでしょう。三千二百名
というよりなものは強制はやらぬと、こうおっ
しやっておる。納得をさせると言われるが、条件
は悪いときとおるわけだ。何をして一体やろうと
するのである。もっと筋立ててこうするんだとい
うような具体的な問題を説明願ひなければ、私は
納得いきませんね。そんな答弁では。

○国務大臣(江崎真澄君) 十分これはやはり準備
を要することですから、これは今後にかけて努力
をしていくわけですよ。それで、とりあえず制服
が四十名参りましてその下準備をする。それだけ
でいいものではありませんから、今後、機会ある
ごとに自衛隊というものはこうだと、また北海道
にもこれこれ、九州・四国地方にもこれこれとい
うことなどをよく説明していけば、私は、沖縄県
民の大多数の理解を得ることは可能だと思つてお
ります。

○高山恒雄君 沖縄県民の理解をいま聞いている
わけじゃないんです、私は。日本の自衛隊のこと
を聞いておる。自衛隊が希望者がいないという話を
聞くが、その理由には僻地手当もない、昇給昇格
規程もない、しかも、三年間も家庭を離れて行
かなくちゃならぬというような悪条件の中で、し
かも、一方においては四月ですよ。四月に協
定するとするならば、少なくとも三千二百名とい
うものを紳士協定だ、メモ協定だとおっしゃるけ
れども——それは申し合せてもいいですが、そ
れを実行するには、あなたでできるのですかとい
うことを聞きたいのだ、むしろ。

○国務大臣(江崎真澄君) これは遅滞なくやっ
ておきますから、できます。それから希望者があ
るないという問題につきましては、これは事実自
衛隊の隊員というものは恵まれない環境にありま
すので、本来ならば御理解を賜わりたいわけ
ですが、しかし、隊規は厳密でありますから、隊
規に基づいてよく話し合いをし、説得をして希望
者は充足し得るものと見通しております。

○高山恒雄君 そうすると、強制もあり得ると、
ある場合によつては、まあ納得された強制とい
いますか、そんな強制はないと思ひますけれども、
あなたの論を借りるならば、理解と納得をされた
上でやると、こういうことになるんじゃないやませ
んか。

○国務大臣(江崎真澄君) どうもちょっとことば
が私達のように思ふのですが、さっきの強制とい
うのは、地元が全然理解してないところへ強制的
に自衛隊を配置するの、自衛隊を押し出すの
かと、そういうふうに私受け取って、そういう強
制的なことはいけませんと、そういうことをし
たのでは地元の協力を得ることもできぬし、今後
自衛隊の任務を遂行する上にもこれは支障がある
というふうに答えたのであって、自衛官そのもの
は、これはやはり厳密な隊規を守らせる、これも
やはり自衛官の当然任務の一つだと思ひます
し、これは十分話し合いの上で希望者を充足させ
たい、こう思っております。

○高山恒雄君 沖縄の問題じゃないですよ、私
は。自衛隊の強制的な派遣をされるのですかと、
たとえば先ほど私が具体的に言つたように、僻地
手当もなければ昇給昇格の制度も何にもないんだ
と、すでに四月からはもうやらなくちゃいかん
だ、こうおっしゃっている。協定調印するなら
四月から実施しなくちゃいかんのだと、こう言わ
れておるのだ。その人選をいましておると、こ
うおっしゃっておる。人選をしておいて、もしこ
ういう状態で行けないという状態が生まれてきた
場合には、隊を強制でも、おまえの連隊行けと
いふのだ。沖縄の強制を言っているのじゃない。あ
くまでも希望が、どちらかです。

○国務大臣(江崎真澄君) よくわかりました。こ
れはユニフォーム、いわゆる制服の中においては
命令を守れということとは当然であると思ひます。
現在までも沖縄よりもっと僻地、もっと不便なと
ころへ配置しておるということもあり得るもの
で、これは了承してくるものと思つておりま
す。

○高山恒雄君 まあ、その問題についていろいろ
大臣のお話を聞いておりましたが、久保・カーチ
ス申し合はせてですか、それ自体が一方では拘束を
受けておると、一方においては、日本は拘束を受
けながらこれを何とかして自主的な防衛のために
やるのだと、こう逃げようとする。こういう感じ
しか私はしないわけですよ。そうしてその隊員
を三千二百名もやるとおっしゃるけれども、それ
の条件なんというものは、この国会で何にも出
ない。今後やるといっても、もう四月きまればす
ぐその人員の選択をなくちゃいけません。その
ために私は希望者をとってやっておられると思
うのですけれども、そういう点がどうも今度の問題
については不明確であると同時に納得のいかない
点で、私たちは全く信頼できないのでありま
す。

そこで、私は、自衛隊の問題におけるところの
最後に一つだけお聞きいたしておきますが、先は

どの御答弁の中で、この協定そのものがほんとうに日本が拘束をされない協定であり、アメリカの理解を取りつけるならば、ある程度三千二百名を百名程度のものにして、そして実態をやっぱり調査もする、この期間は三千二百名を派遣するということにはならないんだと、しなと、そうして一年なりあるいは一年半なりの期間を何とかおいて、その間に、これは山中長官も言われるように、真に沖縄県民にやっぱり納得をさせる、そういう余裕ある政策を政府としてとるべきだと思ふが、そういう考え方は全然ないのか、もうこのまま押し切ろうとされるのか、この点お聞きしておきたいと思ふ。

○国務大臣(江崎真澄) このすでに御配付してある——これは先ほどから申し上げておきますように、法的拘束のある何らそういうものではない、これを申し上げたわけですから、しかし、ただ腰だめといふとか、概算でこうやるのだというところを取りきめたわけじゃなくて、やはり日本の自衛隊はこの程度必要ですから、こういうふうで配置をいたします、したがって、そちらのほうもこれに適合して行動を願いたいという取りきめなわけですから、われわれとしては、当然、復帰、そしてまた六カ月の時点では、御指摘のように、三千二百名を配置したい、また、そのためにはあらゆる努力をしていく、この方針に変わりはございません。

○高山恒雄君 山中長官に御質問申し上げますが、昨日、長官は、自治権の尊重という点についてはいろいろ御説明をしておられますが、この出先機関の充実ですね、これをやっていただくのと同時に、ほんとうに自治というものを介入はしないんだと、こういう御答弁をきのうもしておられるわけですね。しかし、きのうの質問者も強くその点を主張されたように、だれが見ても、あまりにも自治権の侵害がされるんじゃないかという恐怖感を抱くような姿勢ではないかという感じがわれわれもするわけですね。したがって、この点については、県民その他の御意見も十分お聞になつてお

ると思ふのですが、実際問題として、あくまでも運営そのものは地方自治体が優先で、その優先そのものを中央機関は聞く、そうして聞いた政府はそれに對してある程度示唆もする、全く内地の状況と変わらぬということが確言できるだろうと思ふますが、その点いいですか、そう考えよう。

○国務大臣(山中貞則君) 本土の都道府県知事並びに市町村長が持つてゐる固有の事務、権能、そういうものを侵すところはいささかもございませう。しかしながら、それだけでは、きのう来申しましたことで省略をいたしますが、沖縄県の新しい発展のために社会資本その他基礎的な条件の整備が困難であろう、そういうことが両政府合意の上、もし琉球政府の県知事あるいはそれぞれの港、河川等の管理者あるいは町村道等の管理者等、県知事、市町村長等が申請をなされた場合には国のほうでいたしましてようという規定の窓をあけたというところでありますから、自治権は完全に認められた上の要請にこたえるために窓をあけたつもりでございます。

○高山恒雄君 これも昨日質問にお答えになつておりますから、ダブるかと考えますけれども、再確認しておきたいと思ふますが、長官は、地方財政の百三十億ですか、百三十億数千円の赤字がある、したがって、それは大政府としては今度の予算にもう組んだ、したがって、めんどをみるつもりだ、こういうふうな考えでもいいですか。

○国務大臣(山中貞則君) 琉球政府が国政担当事務も行ないつつ、なおかつ本土の府県のように起債市場もなく、あるいは国の本土府県と同じような交付税制度もない中で、きわめて苦しい事務を担当してまいつておられますので、したがって、それらの事情を勘案し、今日までの累積赤字についてこの際きれいさっぱりなつていただく、そうしてその、借り入れ金でございまして、元利償還については本土政府が本土の予算をもって支出をいたしてまいりますという方針でございます。

○高山恒雄君 これは総理にお聞きしたいんですが、けれども、教育委員の任命権の問題ですが、御承知のように、沖縄は、過去二十六年間公選の立場をとって、しかも、日本と同様の教育のシステムを完全に守り抜いてきたと、それはいわゆるこの教育委員の公選に基づくその中心が確立し、またこのために守り得たんだと、こういうことを琉球政府も言つておられるわけですね。私は、この問題は、一昨年でしたか、文部大臣に決算委員会を質問したことがあるんですが、少なくとも、日本もこの教育委員の選出というものは公選でやつたわけですね、それを任命権に変えたわけですよ。教育の基本を守ろうとするならば、その基本がもし間違つておつた場合は、少なくとも地域住民がそれを判断する。いまの教育は間違つておる、教育委員の指示も悪い、こう思つた場合は、少なくとも地域住民がこれを判断して、そうして正常に返す、これが民主的な教育であると同時に、あるいは一方的な詰め込み教育といふんですか、イデオロギー的な教育も避けられるのではないかと、これがほんとうの基本的なものでないかということ、私は、決算委員会でも強く要望したことがあるんですが、いや、現状がいいという答弁しかなくつた。どうですか。せっかく沖縄が今日まで守つてきたこの委員の公選制を、いま日本に直ちに帰るからといって深く関係の間でも討論もなされていないのじゃないかという気がしますが、もっと慎重にこういう問題をお考え願つて、公選制をせっかく沖縄がこまごまと守つてきたというこの事実の上に立つて、むしろ本土を改正すべきじゃないかという私は気がするんですが、総理の見解をひとつお聞きしておきたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) この問題については、たびたび同様の質問、お尋ねがございました。私は、沖縄の教職員の方々が米軍政下においてあるいは軍政下において、とにかくつばな日本人をつくるうとして、この公選制のもとにおいてつばな教育をなすつたこと、これについては私は高く評価いたすものでございます。しかし、本土

においても、もと公選制だったものが三十一年に任命制に変わった。そのときにははずいぶん国会で審議をし、与野党の激突もした。そういう状態はございまして、とにかく任命制にいたしましたのでございまして、今回沖縄が本土に復帰すればこの制度だけをやっぱり本土並みにするのがいいのじゃないか、かように私は思つております。むしろ逆に沖縄をそのままにして、本土を沖縄制に変えろと、こういうお話のように聞き取れますけれども、私は、三十一年に改正したときに、すでにそれらの議論はおよそ尽くされたような感じがいたしますので、教職員の方々が米軍政下においてつばな日本人を教育する、こういつて立ち上がられたそのことについては心から感謝し、敬意を表しますが、今回はどうか本土と同じような任命制、これに変わつていただきたい、かように思つております。

○高山恒雄君 総理は、沖縄でやつたことは賛美され、まことによくやつてもらつた、こう賛美されておられるわけですが、実際の本土の問題になつてくると、過去の歴史を言つておられるわけですが、私は、変えるべきだとは言つておられないわけですね。考えるべきだと、こう言つておられるのです。それは教育は私一人で教育問題の所信を出すべきでもありません。閣僚の中の十人、十二人、出してもらうべき問題でもありません。日本の百年の計を立てるためには教育こそ大事であります。したがって、沖縄が守つてきた実績、日本でも一部には変則的な不正が起つておる。大阪の実例はそうじゃございせんか。これらは全く教育委員として恥づかしいことじゃありませんか。こういう事実を見たときに、もう日本もむろん公選からこの任命に変えるときには問題がありまして、たでしよう。けれど、今日に至つて国民ひとしく教育という問題には深い関心を持つわけでありまして、何となく世論を聞きながら、政府の方針としても、何とか沖縄が守つてきたような公選のほうに正しいんじゃないかという結論が出るならば、そこに持つていくべきじゃないか、これを強

私は主張したのであります。かつて、私は、先ほども申しましたように、坂田文部大臣にもそれを主張しました。どうかひとつ総理、もう一回、私が考えておりますことに對してどうお考えになるのか。文部大臣もひとつ見解をお聞かせ願いたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 教育の問題は、高山君御指摘のとおり、これが基本でございます。われわれがいろいろ政治をするとか、かように申ししましても、教育の問題を頭から離していろいろの施策は考えられません。このことは、はっきり申し上げることでございます。したがって、教育行政のあり方、これがいかにあるべきか、また教育そのものがいかにあるべきか、これは私どもの念頭をとかく離れず、絶えずこの問題を考えてながら諸施策を進めておる次第でございます。私も、偏狹にいまの制度を守り抜くと、かような意味ではございません。ただいま言われるように、これも高山君が御指摘になりましたように、これを変えろとは言わない、十分もつ弾力的な教育の問題のあり方を基本的考えろ、かように仰せになることについては敬意を表します。私も、そんなにかたくなに教育方式あるいは教育行政、そういうものを考えておるわけじゃございませんから、それらの点では、もしいい方法があれば、それに移し変えることについてやぶさかでないことを申し上げておきます。

ただ、この際に申しますが、私は、今回の沖縄が祖国に復帰した際に、教育行政のあり方はいかにあるべきかと、かように考えますと、ただいまの教育制度、これは教育委員会の問題ですが、これは公選制よりも任命制、これがしかるべきだと、かように考えておる次第でございます。

○國務大臣(高見三郎君) お答え申し上げます。総理大臣から詳しく御答弁ございましたが、沖縄の教職員の方々があの施政権下にありまして、県民族の支配には屈しないという、これはほんとうの祖国愛から出たものである、沖縄の教育基本

法の中に日本人として教育をするという条項をうたつてございます。私は非常な敬意を表してゐるのでございます。もうおそろく占領二十六年もたちますという全部英語に変わったかもしれない。それが日本語を守り通して、日本人としての教育をやつていただいた。ただ、今度沖縄が本土に返還されるというこの時点におきまして、教育行政制度がある地点においては違つた教育行政制度であるというところは、国民の共通の基本的課題である教育行政制度のあり方としては適当でない、したがって、現在の公選制を任命制に改めるといふことは、これは当然、これこそほんとうに沖縄復帰の意味ではないかとすら考えているのであります。もちろんこの問題につきましましては、昭和三十一年に法律改正の際に非常な御議論のあつたことも十分承知をいたしておりますが、今日この際、日本の制度を改めて沖縄の制度に変えたらどうかと言われましても、この問題をすくなく、はい、さようにいたしましうという御返事を申し上げるわけにはまいりません。

○高山恒雄君 誤解のないようにしてもらいたいのは、すぐ変えろというのを私は言っているのじゃない。沖縄の公選制を尊重して日本の国内でももつと考えるべきではないかということを私は主張しているわけです。

そこで、これは文部大臣にひとつ言つておきたいと思ふのですが、沖縄が守れたというその基本はどこにあったかということですよ。たとえば沖縄の首長あるいは市の首長、こういう人たちが任命権を持ったのでは、一人か二人を押えてしまえばこれはどうにでもなるんです。赤子の手をひねるようなものだ。あれだけの施政権の中にあつても、公選という沖縄県民のほんとうの意見で選んでおつたからこそ防ぎ得たんです。教育はそれでなければならぬと私は思うんですよ。考えを問違つてもらつちや困るんだね。防ぎ得た理由は何か、これは公選で出ている教育委員であるがために、アメリカの施政権のもとにあつても防ぎ得た。これは一首長がどんなにがんばつてみたら

てこれはだめですよ。おまえの任命はいかぬと言われると、それは施政権を握っているからどうにでもなるんですよ。そこまでやれなかつたのが公選制の教育委員であつたところ、ここにひとつ眼目を置いてもらいたいと思ふんですよ。私は、そういうことを主張しているんです。だから、いま直ちに變えろと言つても、それはおっしゃるとおり。沖縄を直ちに、そうして日本の国内を變えよと私は言つていない。公選制は考えるべきじゃないかといふことを主張しているわけですが、文部大臣、もう一べんひとつあなたの見解を聞きたい。

○國務大臣(高見三郎君) お答え申し上げます。高山先生御指摘のとおりであります。私も、沖縄の今日あるのは沖縄の教育のおかげであるといふことについては全く同感でございます。

ただ、教育行政制度につきましましては、昭和三十一年に法律改正をいたしました際のいきさつもございまして、非常に強い御反対になつたことも承知をいたしております。その上に立ちまして、私は、ただいま教育行政制度をいま沖縄並みに變えるつもりはないと、かように申し上げたわけでありまして。

○高山恒雄君 時間がありませんから、ちょっと前に進みますが、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求める件は趣旨説明があつたわけですが、これで私は労働大臣にお聞きしたいんです。が、国家公務員と称する人は、これに基づいて沖縄にそういう事務所を設置して、そうしてあらゆる検討をされて、国内の労働条件と變わらないような方向にいづれこれはなると、また、そのためにやつてもらわねばいかぬ。だからこの趣旨については私は賛成でございますが、ただ問題は、そうしますと、いま沖縄県民の中の全労働者の中で民間企業がございまして。幾ら沖縄は産業がないといつても、かなり中小企業、零細企業といふのがございまして。こういう労働者はどこからもカバーされないわけですから、むしろ国家公務員の給与が改正されますと、労働攻勢として私は生まれ

てくると思ふんですよ。これは当然のことです。それは組合としてやるべきだろうと思ひますが、ただ問題は、あまりにも沖縄の企業は企業として零細である。したがって、国家公務員に保障がされるような労働者の条件が獲得できるかという、私は不可能だと思はざるを得ないのです。したがって、労働攻勢は強くなる、生活は物価が上がるれば何とかして守らなくちゃならぬといふので、そこに抗争が起こつてきて、場合にはストライキもございましょう。私は、これに対する対策といふのが何にもないと思ふんですよ。これは労働省が組合に、おまえたちストライキをやれとも言えないでしうから、組合の力でやつてもらふという答弁をされるかもしれぬけれども、労働省として、零細企業における労働者をどう擁護するかといふ点には基本があつてもいいじゃないか。たとえば通産大臣のほうで長期融資をするとか、十五年とか二十年の。あとで通産大臣に私お聞きしますけれども、何かそういう施策を立てなければ、沖縄の零細企業の労働者の生活は全く不安定であると同時に、人事院が移動していくと同時に国家公務員は保障され、一方においては劣悪な労働条件で暮さなくちゃいかぬという状態が生まれようと思ふのですが、労働省は、どういふ指導をしようとしておられるのか、お聞きしたい。

○國務大臣(原健三郎君) お答え申し上げます。沖縄の中小企業は多く、また、その他、最近の本土復帰とか、通貨問題等で労使関係が種々複雑になつてゐることは御説のとおりでございます。しかも、一番大事な沖縄の労働者のためにいろいろ御配慮いただいております。その志に對して、私どもも同様で、まことに敬意を表するところでありまして。

それで、第一は沖縄振興開発法によつて事業を大いにやつてもらふ、これが本質的なもので、これは法律等によつてゐるいろいろなことになつております。それから、私どものほうといたしまして、労働

省で何をやるかというんですが、第一、来年度、沖縄については、中小企業集団六集団について労働改善事業の助成の予算を要求いたしております。労働改善事業の助成の予算、その補助率は、本土では四分の一の補助をいたしておりますが、沖縄では四分の二、すなわち二分の一の補助をいたします。

第二は、労使関係安定促進事業についても、本土では二分の一の補助をいたしておりますが、沖縄においては三分の二の補助を予定いたしております。

第三には、沖縄における労働教育に対する援助がありまして、これは労働大学講座及び労働問題セミナーというようなものをこしらえまして、そこに講師を派遣などして、本土の各県から労働教育に対する手厚い保護を与えたり、それから沖縄の民間労働者、もう一つは——これは、まああとでお答えします。

○高山恒雄君 いまの産業融資補助、これは私はよくわかるんです。それはよくわかるんですが、通産大臣にちよっとお聞きしたいのですが、いま労働大臣も心配されておられるよう、補助のほうは大体お聞きしましたが、ほんとうに沖縄の賃金を三割上げようとする、企業の倒産が起こるんじゃないかと思うんです。人事院はほとんど国家公務員の賃金を上げていく。民間で三割の賃金をとろうと思つたらたいへんです。これ、これに対して労働大臣もおっしゃっておられるように、何とか長期の特別融資みたいなものを通産省あたりでも考えなければ、労使紛争が起こって、混乱してからでは間に合わないと思うんです。そしてまた、当然民間企業の労働者といえども、労働条件を上げてやるべきだ。人事院の勧告に従ってやろうとするならば、一般民間企業もそれにならう方法をやさるべきだ。逆に日本の人事院勧告なるものは民間企業の平均が基準になっておるわけですから、今度は逆にはいけません。そういう面では企業に特別長期融資、こういうことを通産省は考へてやるべきじゃないかと思いますが、通産

大臣、どうですか。

○国務大臣(田中角栄君) 復帰後の沖縄の中小企業対策に対しては、特別な配慮をしなければならぬことは御指摘のとおりでございます。中小企業だけではなく、沖縄の産業自体洗い直して相当長期的な計画を立てることにしておりますが、十カ年計画を立てるにしても、よほど新しい立場から計画的に沖縄の新計画を立てなければならぬというふうに考へております。

それはいつも申し述べますが、一次産業比率が非常に本土に比べては高いわけでございます。人口比率からいいますと非常に高いのにもかかわらず、所得比率から見ますと非常に低いということでございます。一次産業そのものから本土においても十年間ないし十二、三年間について現在一六、七〇のものが一〇％ぐらい二次、三次産業に流出をする傾向にあります。そうしますと、本土並みにすることをそのまま考へて計算をしますと、一次産業比率の人口比率からいいますと、三分の二以上も転業しなければならぬということになるわけでございます。一体そういうような新しい産業形態が沖縄に考えられるのかどうかという問題からまず掘り下げて考へていかなきゃならぬ。いまの状態ではほとんど本土に労働人口が移住をしておられるということでございます。まず沖縄の地場産業というものをどの程度レベルアップできるのか、それから本土からの沖縄進出企業を一体どうするのか、しかも、地場産業との調整をどうするかという問題まで考へて、その上で、その中に占める中小企業、零細企業というものの位置をきめて、そうして施策を行なわなければならぬということ、たいへんめんどうな仕事でございます。しかし、現在ではもう御承知のことでございます。簡単に申し上げますが、財政措置、金融措置、税制面の三つから具体的にやっております。現在、二分の一の補助率を三分の二にするとか、それから金融措置にしましては、現在本土が六分五厘から七分七厘であるも

のを六分五厘から七分にするとか、八分二厘のもの七分三厘にするとか、償却率を引き上げるとか、いろいろなことをやっております。しかし、私は、いまきめておるものだけで万全なものではない。しかし、計画そのものがまだはつきりしておりませんが、もつと具体的な政策的なものを導入しなければならぬというところで、通産省も各省と連絡をとりながら、特に現地との問題、これは地域的にたくさん島がありまして、特定なものでなければ導入できないというものもございまして、積極的な計画性のある沖縄の産業体制を整えるということで研究をし、同時に具体的に実行してまいらうということでございます。

○高山恒雄君 最後に、山中長官にお聞きしたいのですが、大体衆参両院でいふん騒いだもので、すから、この開発審の構成の問題ですが、最初は地方代表を含めて六名、そこに十三名ですか、官僚として十三名、それに今度五名おふやしになったわけですが、問題はその構成です。総理も、長官もこの前の本会議で、いわゆるこの学識経験者を五名ふやすことにしました、もうこれは明らかに言っておられます。私は、それはけっこうだと思っております。ただし、その学識経験者の構成です。いまだどういふことを考へておられるのか。時間がよけいありませんから、ひとつ長官でけっこうですから、御答弁願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは具体的な人選の問題でございますので、明確に答弁はいたしかねますけれども、やはり沖縄で客観的に見て各界、各層を代表すると思われる人といえ、大体構成団体その他から浮かび上つてまいりますから、そういった方を中心に選考いたしますとともに、同じ純粋な学識経験者であっても、沖縄の出身の方であつて広く本土においても数多くの分野で指導者の立場を持っておられる人々もおられます。そういう人々たち等をおかみ合はしてまいりますと、おおむね国会の御意思というものが実際の人選面において実現できると考へておる次第でございます。

でございます。

○高山恒雄君 わかったように思いますが、私も、希望として私申し上げて質問を打ち切りたいと思つていますが、いまの学識経験者の中には、あらゆる団体の代表としてやはり参画させる必要がある、それが沖縄の基本的な発展につながるのだ、こういう立場でひとつ人選をしていただくことをお願い申し上げて質問を終わります。

○委員長(長谷川仁君) この際、十分間休憩いたします。

午後二時五十二分休憩

午後三時七分開会

○委員長(長谷川仁君) ただいまから本委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質問を行います。原田立君。

○原田立君 衆議院及び参議院でいふ議論がされておりますので重複する点等があるだろうと思つておりますが、ひとつ国民の皆さまに親切にお答えを願うと、そういう姿勢でお答えいただきたいと思つております。

一番最初に、平和で豊かな沖縄経済を建設するため、第一義的には経済条件は自立経済の確立である。自立経済の確立であるというこの立場からいろいろ議論するにあたり、その最大の妨害物がいわゆる米軍基地の存在であり、自衛隊配備に伴う基地の拡充であると、このように思つております。で、もし総理が真に平和で豊かな沖縄経済を樹立するのだ、沖縄県民の心を満足させるために平和で豊かな沖縄経済を樹立させるといふ考へがあるならば、政府は最大限の程度まで基地の縮小が可能と考へておられるのか、この点をききりとお答え願いたいと思つております。

○国務大臣(佐藤栄作君) たいへんむづかしいお尋ねでございます。ことに現段階においてどういふようにするか、こういうことを申し上げることは非常にむづかしいことです。これは、日本に復

帰してしばらくたつた後なら、まあ基地の密度もだんだん見当はつくようになりましようが、ただいまのところは日本に迎えようとする、施政権を返還してもらい、そういう段階でありますから、ただいま特別な状況下に沖縄があるという、そういうことを認識せざるを得ない。そういう際に、どのくらいの基地が適当ですか、こういうお話をすから、それはたいへん答えにくいというのを申し上げざるを得ないのでございます。そうして、ただいまも言われるように、豊かな沖縄をつくる、沖縄県づくりをする、これはもう平和な基地のない、そういう土地が豊富であればそれに越したことはございません。ことに沖縄は島でありますから、そういう意味で軍基地である、そうして本土よりもっと濃く、濃度の深い軍基地がある、そういうことが平和産業を何か押えつけていると、何かこういふようなことが言われてもおります。であります、私は平和という、そういうことはうらはらになることですが、同時に安全だという、この土地ならばどこからも攻めてこれられない、侵害されない。そうしていま本土のように、経済的な発展も遂げ得たと、こういうことにもつながるのでございまして、これは基本的な条件だと、かように考えますから、とにかくその地域が平和である、安全である、そういうことでなきやならないと、かように私は思います。ただそのことは、いまあるがままの状態を持続し、と、かように私は申すのではない。これはもちろん縮小されてしかるべきだと、過般も衆議院において基地の縮小、こういうことについての決議がございましたが、私もそれに対して敢断にお答えをいたしました。私もそういう意味で、ただいまの問題も、いまの段階で、この基地が多いじゃないかと、かような御指摘、そのとおりでございますけれども、いまのいわゆる核基地、そういうものは返還後においてはなくなる。これがまあ一つの大きな問題だと思ひますし、また、そういう意味からも、特殊部隊あるいは特別な南方諸

地域の訓練等もなくなつてしかるべきだと思ひますし、また、おそらくそういうことを考えると、日本の安全保障条約のワケ内に米軍の行動が制約を受ける、こういうことになりまして、おのずから縮小の方向に向かつていくのではないだろうか。私はまことに残念に思ひますが、しばらく時間をかけて、そうしてその模様を見ないことには、ただいまのような情勢が、幾らが適当だと、こういうことは言にくいと、かように思つております。

○原田立君 いま総理のお話の中にも、時間をかけて基地整理、縮小を検討すると、こういうお話のようでもございまして、何らかのめどは立てられないものであろうかどうか、全く立たないのかどうか、あるいはその手続等についてもとはつきりできないものだらうか。また、縮小の段階的な目標を明らかにできないものだらうか。はたまた少なくとも現時点あるいは近い時点において、返還の交渉を行なうというふうなそういうスケジュール等は具体的にないのかどうか、その点はいかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) どうもこれらの点について、まあ民社党のように有事駐留というふうなことが言えれば、これはまた一つのはっきりした目標だと思ひますけれども、私もはそこまではまだいまの情勢はさうなことが言える段階ではないように思つております。しかし、ただいまはアジアの緊張緩和の方向に向かつておると、こういうふうなことは、ただいま言われる基地整理の方向にもたいへん役立つのではないだらうか。私ももとにかく平和の方向に、緊張緩和の方向に努力を続けていけば、それらの点ももっと見やすい、わかりやすいような状況になるだらう。また、自衛隊自身が国力国情に応じて増強されると、こういうふうなことも並行して考えていくと、自然に外国の軍隊、それに依存する度合いが変つてくるんじゃないだらうかと、しかも、そういうことが本土の防衛にこと欠かない。しかも新しい憲法、これのものにおいての整備でありま

すから、自衛力の整備でありますから、いわゆる軍国主義化というふうな非難も受けないで、ただいまのような状態がだんだん解消されるのではないだらうかと、そのことを私も希望し、また、そういう方向であるように、平和に徹する外交を進めてまいる、こういうことであります。

○原田立君 総理のお話を伺ひしていると、非常にいいまゝもといひまゝしょうか、そういう感じを受ける。私がそう受けるんですから、国民大勢の人たちもそういうふうには受けると思う。その点非常に遺憾でございまして。だけど、これ以上言えないというんですから、また、他の機会に譲るとして、私はまた別な観点から、特に沖縄経済は基地経済という特異な経済環境にあり、経済立地のすぐれたところは大部分が米軍基地内に存在している。沖縄県民の生活や福祉の向上のために、これら米軍基地内に存する経済的資源の確保に對して、積極的に使用の許可を保障させるべきだと思ひますが、返還後の沖縄はいかなる態様になつていくのか、これらをあわせてお答え願ひたい。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄振興開発計画を策定いたします場合にも、一応冒頭に土地、公有水面を含む利用計画というものを盛つておりますけれども、しかし、きのうから議論しておりますように、おおよそ一番いいところを取つては、軍用地、これをどうするかの問題については、やはりA表に入つておりますものについての設計をいま書き込めたいことは、私にとつてきわめて困難な事業であります。しかし、他面、琉球政府においてはそれぞれの基地所在等の市町村の意向等もくんで、これは公文書としては扱つておりますが、参考資料としてわれわれはこのように利用したいんだという、緑地帯あるいはレクリエーション地帯、住宅街とか、いろいろと設計されたものをいただいております。こういうものは十分に参考にしたが、今後復帰後も外交交渉は続けられるわけでありまして、外交交渉を通じて、私も沖縄県の豊かな未来を建設するために必

要な、そしてかつアメリカ側から見てももうそろそろここは要らないところではないか、あるいは長年荒蕪地として放置している状態ではないか等の問題点を持つておりますので、それらの問題点を指摘しながら、積極的な外交の展開によつて、私どもの進める沖縄県の豊かな未来の設計図の中に組み入れていく努力をしたいと思つております。

○原田立君 総務長官、要するに、米軍基地内に存する経済的資源の確保に對しては、積極的に使用の許可を保障させるように努力すると、こういうことですか。

○国務大臣(山中貞則君) そこらになりますと、やはり外交折衝を通じて話をしてもらわれないといけないと思ひます。しかしながら私もから見ましても、黙認耕作地で基地でありながら、農民の方々に地料も払つてくれますが、その反面、耕作は黙認しておるといふようなところ等もありまして、これがはたして利用を絶対に確保しなければならぬものであるか等については疑問がありまして、そういう問題等は逐次やはり外交折衝を通じてやつていただきたい。ただし、基地の中のある一部分については、それをまあ基地といつても態様がいろいろありますから、状態によつて違ひますが、その村にとつて、あるいは市にとつてきわめて重要である。那覇市における牧港住宅街のごとく、そういうもの等については外務大臣等も積極的な努力をしよう、こう言つておられますので、その点についてはなお精力的に努力をいたしませんと、これを怠つて努力をいたしません、沖縄の、ことに本島における経済開発計画といふものは書きにくいといふことは、私は認めざるを得ないと思ひます。

○原田立君 総務長官、あなたに沖縄担当大臣としてお聞きしているわけなんだけれども、何度も申し上げるのですけれども、米軍基地内にそのつど経済的資源の確保あるいはまたそれを積極的に使用の許可を保障させるような、そういう努力をしたいというお考えはあるのかどうか。また、そ

れを積極的に外務大臣のほうに進言して、そういう方向で進めたいというふうに考えているのかどううか、その点どうですか。先ほどから努力する、努力するといふだけども、努力するというのは、そういう考えがあるのかどうかははっきりしないので、その点お伺いしたい。

○國務大臣(山中貞則君) ももちろん努力をいたしておられます。先ほど牧港住宅街のことに触れましたが、これはリストのAの中に入っております。しかしながら、Bの注で、これに對して措置を別途できるように書き分けてありますのも一例でございますが、これについては、私は沖繩担当大臣として、県庁所在地となるべき那覇市の都市計画というものを考えた場合に、これは無視できない問題であるということで、愛知外務大臣にお願いをして、別途注に書き込んでいただいた。これは一例でございますけれども、今後もちよつと私の答弁が明確でないと思われる点がありますならば、御質問の基地の中の資源についてとおつ

しゃいますもんですから、たとえ飛行場等になつてゐる場合に、そのどういふことを受けとめたらいいかということがよくわからないもんでありますから、ちよつと答弁が明確でないと思ひますけれども、そういう努力はいままでも続けてりますし、なおまた、現時点においても外務大臣に対して、今国会中もいろいろと私が見た、沖縄にかける県民の立場から見て要望すべき事柄については逐次伝えておる次第であります。

○**原田立君** 具体的にということでありましたが、**で申し上げるのですが、具体的には那覇のターミナルの石油供給基地の管理権、使用権、これが復帰後においてはいかなるようになるのかどうか。**あるいはまた那覇ターミナルの石油供給基地はガリオア資金で建設したものであり、元来沖縄県民のものである、こう理解しておりますが、復帰後は沖縄県に当然戻すべきである、こう思うのです。それについていかに検討を進めておられるのかと、こう聞いておるのです。

ラックオイルターミナルのことをおっしゃっておられると思いますが、これは那覇港湾施設、すなわちA表六十四の一部として提供されることになっております。なおこのオイルターミナルはカルテックス社によって運営されておりますが、復帰後は軍により運営されることになっております。もう一つのブラックオイルターミナル、これは返還されます。

○原田立君　また先のはうにいつて具体的にお伺いしたいと思いますが、その前にわれわれ野党三党が共同提案しております沖縄平和開発基本法案、これについては総理もごらんになっているだろうと思います。その採用を強く私たちは要望するものであります。その法案の適用について何らかの考えあるかどうか、いかに考えておられるかどうかお伺いしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君)　総務長官からお答えいたします。

す。これらはなるべくその方向について努力をしなければならぬと思います。また、意見の一致点としては、その他のところは大部分が意見の一致点があるわけでございますが、沖縄総合開発計画の案がつくられる段階で、沖縄県は——知事と書いてございませぬが、関係市町村の意見を聞いて案をつくれ、こういうことが書いてございます。これは実際上はそういうことにいままもなっていると思いますが、私どものほうは県知事がその原案を作成するということになるわけであります。それから第五条第三項で、その計画を決定した場合には、国会に提出してその承認を受けなければならぬというようになっておりますが、私どもとしては、やはり国会に提出して承認を受けるといふことにはやっぱり一定の、現在政府としてとっております法律の解釈においては類型がございまして、このようなものはちょっとなじまないのではないかという気がいたしますが、もちろん計画が国会で論議されるのは当然のことでありま

計画及び新経済社会発展計画については、復帰後所要の改定及び組み入れを行なうと、こういうふうにあるわけですが、その組み入れについては一体沖縄については何をどういうふうに組み入れようとするのか。

○國務大臣(木村俊夫君)　沖縄が復帰いたしますと、新全総計画の中で一つのブロックとして組み入れることとなります。したがって、復帰後直ちに国土開発審議会を開催いたしました、政府がそこに新全総計画における一ブロックとしての沖縄の計画を、振興計画を諮問いたします。その答申を得て閣議決定する運びになりますが、その大きな基本的方向といたしましては、まず第一に、やはり沖縄が自立的経済を確立することでございます。第二の問題といたしましては、これについて当然沖縄の特性を生かした産業開発をする。また、第三といたしましては、非常に沖縄の県民所得、また生活水準が本土と比較して格差がございます。これをできる限り早く本土に近づけること、この三つを基本方針として行なうことと

○國務大臣(山中貞則君) 沖繩平和開発基本法案は、私も衆議院の段階においても拝見をいたしました。その内容についてもいろいろと意見を申し上げたこともあります。大体において、考え方として私どもも基本的にはそういうことでありたいということを考えておりますが、たとえば第一章総則(目的)の第一条の軍事基地が全面的に撤去されることを基本として、というような場合に、これはまあ安保条約を認めるか認めないかということもありましょうが、本土のほうも軍事基地が完全でないことが前提ということとは言えない状態になおいまでもありますので、沖縄で、このように考え方というものはたしてこれを前提として私たちがいま作業を現実政府としてできるのかという問題になりますと、やはり安保条約の必るかと云う問題になります。要性というように議論等になろうかと思ひます。そういうことを受けて、第四条の第三項、基本計画で、アメリカ合衆国軍隊の基地跡地というようにものを平和利用に關する事項として具体的に設定せよ、こういうようなことも書いてございませう。

なお水道事業等について、電気事業も沖繩県に渡せというふうに書いてございますが、これは沖繩県のはうから県ではできないので国でやってくれ、こういう御要望がございましたので、これは県の御要望に沿った、沖繩の御要望に沿ったという事で、それらの点はその事情がわかれば、この三党共同提案においても、あなたがち沖繩県がやれませんかといっているものを沖繩県にやらせるといふことにはならないのであらうと考えます。

さらに審議会の構成等の十二条については、すでに衆議院でおおよその、野党は参加されませんでした。が、空気を入れた——院内の空気、各党の空気を入れたものとしての修正案が出されており、それから、それが可決されましたので、先ほども御答弁申し上げましたとおり、十分にその趣旨に沿うような人選をいたしたいと考えておりますので、私どもにとっても参考になる事柄がたくさんございます。

○原田立君　沖繩復帰対策要綱によると、新全総

骨格として、しかも、その原案というものに立脚をして、原案作成者も当然審議会の委員になられるわけでありまして、御相談を申し上げて、国としてできる限りの沖縄側の期待に沿う努力をするという意味の尊重でございまして、改定することなくと言われますと、現在の琉球政府の過去につくりました長期経済計画等が私どもから見ても、そのままだでは、何べんも繰り返しませんけれども、十年後には基地経済はゼロであるというようなことが望ましいことであつたにしても、それが前提とした作業ができない等の食い違いがございまして、そこらは当然尊重ということになると、改定しないと、そのままであるということになると、審議会も何も要らないことになつたので、そこは悪い意味で変えるのではなくして、その原案を尊重しながら合意を得るというふうに御理解を賜りたいと思ひます。

○原田立君　そこら辺が御理解が賜られないところなんです。地元の沖縄県知事が一生懸命つくってきたと、その原案の提案権は確かに法律で規定されております。けれども、そのあとの条文を読むと、次から次へだんだんへめやうっていつてどこかで変えられちゃって、最初の原案とは違つたものになりはしないかと、こういう不安が非常に大きいわけなんです。プラスになつていくようなことならば、まあ大いにけっこうだろつと思つたのです。だけれども、現地の要望に沿わないようなマイナスの改定になると、たいへんこわいわけなんです。うなると、法律で幾ら知事の原案の提案権を認めたといたつても、これは総務長官、地方自治の侵害犯人だと、こういうふうなことをいわれても、これは返すことばはないんじゃないでしようか。これは議論しようという意味じゃありませんけれども、そんなふうに思つてんです。

それで、沖縄県知事が原案をただ作成するといふだけじゃなしに、もっとそれを権威あるものにするために、私はひとつ提案したいと思つて居るけれども、この沖縄、いわゆる地方ですよ、開発庁じゃなくて沖縄県、地方において、地方にお

ける独自の審議会というものをつくつて、そうしてそこに知事は答申する、それを県議会の承認、あるいは承認一致として開発庁に持つていくと、こんなふうな方向にすれば、十分これは民意を取り入れられたものになるんじゃないだらうかと、こういうふうに思つて居るのですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君)　これは、私は異存はございませんし、これをまた法律で審議会をつくれというふうに書くのもいまの段階ではちよつとおかしいやうに思つて居るから、それを立法院というものがあつても――まあ沖縄の現状においては少し過ぎずし過ぎておりますけれども、その中で復帰対策要綱等県民会議というふうなものをつくつて、立法院も含めておりますけれども、それ以外の人たちの意見も参考にしようということをやつておられますから、それは立法事項でなくとも、県知事の原案作成の段階で、客観的に見て、そういう審議会なり懇談会なりあるいはそういう研究會なり等を当然またお持ちになるでしようし、主席一人の考えだけでもきまるものでもありませんから、知事を中心にしてそういうものがつくられるであらう、そういうことは私も想像できるところでございまして。

○原田立君　まあ百歩後退して、総務長官は、そういう場合に、地方でつくられるものについて、それをささえるようなことはしない、こういうふうに理解してよろしいかどうか。

それからまあ私はあえていへば、たとえば中部圏開発整備法、この中には、中部圏開発整備地方協議会をつくつて、そうして答申しないといふ、こういうふうにはつきりしているわけなんです、法律の中で、いま長官は、いまの段階でつくるのはどうかと思つたといふふうなことを言われたけれども、現にこういう前々の法律の中に地方開発の地方協議会というものがあつて居るから、当然これは現段階においても、改定しても取り入れてしるべきではないか、こう思つて居るのですがどうですか。

○国務大臣(山中貞則君)　まず第一点、そういうものをおつくりになることを絶対に阻害はいたしません。それから、中部圏のことは建設省にお聞きいただきたいと思ひますが、私の知っている範囲では、それについては、国の出先の機関の責任者も入つてそういうものをつくつておると思ひます。しかし、今回の沖縄においては、国の出先機関がそういう地方の構成員にならないほうがよろしいんじゃないか、純粹の知事の範囲内における原案提出のほうがかえつてよろしいんじゃないかと思つておられます。

○原田立君　地方協議会が入つていませんよ。

○国務大臣(山中貞則君)　入つていないです。

○国務大臣(渡海元三郎君)　山中長官の御答弁に補足します。

中部圏の場合は各県にまたがつておりますので、法律事項として、そういうふうな協議会をつくれということがあり得たと思ひますが、沖縄県の場合は、今度の開発は沖縄県でございまして、県の中に審議会をつくつていただくかどうか、原田委員御提案のようなことは当然県の中できめていただいて、おそらく県民の意思を反映させるために万全の策を講じられると思ひます。また、そのような審議会をつくられる場合は、地方自治法百三十八条に基づく条例によつて十分できることになつておりますので、私はそれによつて実現されるのではないかと、かように考えます。

○原田立君　沖縄振興開発計画の基礎条件となるのは、何といつても土地の問題、あるいは労働力の問題だらうと思つて居るのです。振興開発法第四条には、政府の振興開発計画は沖縄県知事作成の原案を基礎として決定されると規定しており、衆議院の審議段階で、琉球政府の長期経済開発計画を尊重すると答弁しておられます。ただいま申し上げたとおりであります。ところでこの長期計画は、基地の解消と豊富な労働力とを基礎として立案されていることは先ほど長官も言われたとおり

です。したがつて、振興開発計画の基礎として長期計画をほんとうに尊重するならば、基地の解消について当然そのプログラムがなければならぬだらうと、こう思つて居るのですけれども、どうですか、総務長官。

○国務大臣(福田赳夫君)　基地の縮小の問題につきましては、先ほど総理からお答えをしたわけでありまして、まあ長期的に見ますと、どうしても極東の情勢の緊張緩和、これだと思つて居るのです。私も、外交政策の基本として極東の緊張緩和、これに努力をしたい、そういうことから、日中の問題、これも前向きに取り組みたい、こういうふうな言つておるわけなんです。それからもう一つの問題は、これはアメリカの財政事情だと思ひます。アメリカがニクソンドクトリンというものを提出して居る。この背景にはアメリカの財政事情というものがあつて、なるべく海外派兵の軍事費を削減したい、こういうことです。アメリカの軍事事情がどういふふうに変化していくか。この二つが沖縄の基地問題の将来に大きく響いてくると、こういうふうな見方がある。そこで、われわれのなし得ることは何だ、こう申し上げますれば、その第一の問題である緊張の緩和である、こつちのほうに大いに努力をしてみたい。

それからもう一つの問題は、これは当面の問題であります。さて沖縄返還協定が発効する。そうしますと、A表に掲げてある基地を提供することになるわけなんです。この基地提供、これを見ても、皆さんから御指摘もあつて居るけれども、私も沖縄の皆さんの心情を考えますと、その密度を重過ぎます。そこで、一応はとにかく提供するところにはなつて居るけれども、当面これらのA表に掲げるところの基地につきましてどういふふうにするか。私が特にいま關心を持つて居りますのは、あの中部地区です。沖縄本島の中部地区に基地が集結しておる。その中部地区には人口もまた密集しておるのです。そのことを考へておられます。それからもう一つの問題は何だ、こういいますと、これは、基地の機能を尽く

す、それ以上にこの基地というものが設定されていらないかという問題の検討、たとえば演習地のごとき問題、そういう性格のものがあはしないか。それからもう一つの問題は、レクリエーションの問題です。あるいはゴルフ場なんかの問題でございますが、そういう問題を、大きな展望のほかに、さしあたりの問題として考えてみたいと、こういうふうな考えておられて、まだ沖縄返還協定は発効はいたしてありませんけれども、まあその前、すでにそういう内輪の話を進めておる。さらに来年一月六日、七日に日米両国の首脳が会談をされる、その際には、ぜひともこの問題を提起していただきたい、こういうふうに考え、そのお返し立てもいたしておる、こういうことな

んであります。しかし、全体といたしまして、この基地問題というのはアメリカの軍当局は非常に強い執着を持っております。アメリカの政府内部においてこの軍当局の執着は、執念とも申しますか、それをどういうふうな説得するか、かなりアメリカの政府の内部におきましても困難な問題があるかと思ひますが、これはどうしても総理また大統領、こういうトップの段階におきまする話し合い、そういう話し合いを通じて切り開いていくほかはないんじゃないか、そんなような考えをされているんですが、とにかく精一ぱいの努力はいたしてみたい、そういう考えでございます。

○原田立君 総務長官、きのうある委員の質問に十年計画のことを内々でも出したらどうなんだということが提案されたら、それはあなたの場合押しつけになるからそれは出さぬのだ、こういうふうな意味合いの御答弁だった。だけれども、現実の問題としてそれが示されないために現地の不安も非常に高まっているという、そういう反面もあることは事実なんです。また、長官の答弁の中にあることはあるんだけど、まず、その発言のしかたに慎重を期しているんだというふうな意味合いのことがあった。そんな隠しだてみたいなきことをしていないで、きちっと連絡すべきところは連絡しているんですか、その点。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、いま政府のほうで十年計画の原案を持っていますと申しているつもりであります。先ほど木村経企庁長官がお答えしましたように、やはり新全総の一環の中に沖縄が一ブロックとして入ってまいりますし、そしてさらに、社会経済発展計画の改定等にもつながらりますし、そして沖縄県知事が新しく誕生した後の原案作成者の立場等もございまして、できるだけ限りの来年度はその十年計画の初年度に耐え得る予算にしたいということをしてはいます。考えているところでございます。現実には私も、十カ年計画を持っています、それを隠しているというものではございません。

○原田立君 そうならば、いま申し上げるように、そのビジョンが当然示されてしかるべきではないか、こう私は思うのです。それが示されないための現地の不安が非常に高まっているわけですから、それは近い将来にわたって進める考えでいるんですか、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 現地の不安にはいろいろございまして、このままの違った社会構造、仕組みの中で、本土の違った全く異質の税制その他の中に入っていくことについての個人的心配、会社単位、職場単位、こういうものもございまして、あるいは地方自治体としての県市町村の財政事情等の不安等もあると思ひます。しかしながら、われわれの沖縄は未来はどうなるんだという問題についての模索あるいは不安というものもあることは否定できないと思ひますが、これに對しては、私たちは十分たえ得る努力を復帰後に作業としてしなければならぬと考えておるわけでありまして、今日以後の沖縄について私たちは全く何にも考えていないというものでないことは、各種の私どもの今度の暫定措置なり、あるいはまた振興開発なり金融公庫なりというものに見せております姿勢、そういうものによってアウトラインというものが出てくると私は思うのであります。

○原田立君 振興開発特別措置法のほうでちょっとお聞きしますが、七二ページ、20番ですね。これは附則のところに入っている第十九条のところは十項目にわたって入っているわけですが、この第20は「政府は、沖縄における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」ということですが、この中身は一体何なのか、これ

それから第五章でございまして、特に電気のことに付いて、三〇ページです。電気事業振興のための特別措置として一章起こしておるのに、最後のところにて附則の十九条で、しかも二十項目にわたって附則をつけるというのはちょっと法律案をつくるにあたって粗雑な扱いではないでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 二十項目というのはどういう意味でしょうか。二十という項においてです。ね。

○原田立君 六八ページから七二ページまでに1から20までであるでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) これは大体沖縄の電力については、第二節で沖縄電力株式会社について詳しく定めているところでありまして、これについて、これからさらに沖縄における合理的な電気の供給体制というものが、これからの新しい新規発送電の新規需要に對する姿勢、あるいはまた、それに對する会社の役割というものは、たとえば離島のほうのまだ八重山電力等が公社が一元化されておきませんか、そういうようなもの等も受け取っていかねばならない。こういうような役割が公社の中に入ってくるということになるというところでございまして。

○原田立君 20項のところはそういうことですか、これは私は聞いているところによると二つ意味がある。それは七年後を目安として政府所有の株式を民間に譲り、特殊法人を民間法人に移行させるということ、あるいはまた二つとして、民営の移行が不可能であつて本法が施行の後、すなわち十年後もなお特殊法人としての形態を維持せざるを得ない場合は、沖縄電力株式会社に関する別個の形で存続させる措置、この二つほどあるというふうな聞いておったのですが、これは違うのですか。

○国務大臣(山中貞則君) それも違つてはいないのですけれども、それは一応通産省のほうで今後沖縄電力株式会社を所管するにあつた、私どもは沖縄電力公社というのを考えていたのでありますが、やはり電力は原則として民営という通産省の基本的な立場がございまして、したがつて、資本金も株式会社という形にして国のほうでそのほとんどを持ち、そして県民が参加するという意味において、沖縄県がそのわずかな部門を持つことによつてまず発足を、それから現在の日本航空等で行なわれ、あるいはかつて電燈等が行なわれまして、逐次沖縄にありまして民営の配電会社等が合併をして、そしてそれが受け取る体制を整えることができる、株式の譲渡等の配電を譲ることができなくても、株式の譲渡等の配電を譲ることができなくても、一応通産省としてそういう方針でありますので、それは了承しておりますから、私どもも、そういうこともこの中に入っていることを否定するものではありません。

○原田立君 民間の経済力がそれほど十年後になつても強化されるという予想はつかないだろうと思うのです。そうすると、特殊法人の民間法人への移行はかなりむずかしいと、こういうことじゃないだろうか、その点どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 当初は、復帰までに今年の七月一日に沖縄本島における五配電会社を一緒にして、一社に合併してもらつて、そして場合によつては、資金その他のめんどうを見ながら民営で出発ということも考えたのでありますが、何しろ五配電統合ということが行なわれませんで、現在のところはちろん見通しはない、復帰後のところも見通しが立たないというふうなことをいっておられます。しかし、これは通産省の行政指導で、今後やはりあるべき民営の姿としての既存の配電会社の合併による――基点とした沖縄電

力の受け入れの会社というものができますれば、国としては何も沖縄に対して国が電力の事業を直接やりたいという気持ちは毛頭ないわけでありまして、そういう意味においては、いつまでにかつていわれますと、やはりこれは現地の会社間の関係、場合によっては人と人との問題等もありましてなかなかうまくいっていない現状でありまして、けれども、それはなるべく沖縄側が受け取る体制に援助もし、通産行政の指導もなし、また、それに対して必要な場合には資金の面等においても考えることがなければならぬ時期がくるだろうと思っております。

○原田立君 要するに、十年後、特殊法人そのものが民間法人へ移行できるのかどうか、その見通しはあるのですかというのを聞いています。というのは、この振興開発法そのものが十年というのを目標にしておられます。十年たつて、そうして民間法人に移れるような、そういう経済力が充実すれば、たいへんけっこうな話なんです。そうまたならなきゃならぬと思うのです。それで、経済力が十年後に民間法人への移行ができるくらいなまでにいけるかどうか、そのパロメーターの一つにもなるわけです。そういうことで聞いているのです。十年後あなたはできますかと、そういう見通しはありますかということをお願いしているのです。

○国務大臣(山中貞則君) 私もぜひ、十年間のうちに沖縄現地においてそういう受け取れるような力のある会社ができればいいと思っております。まあしかし、これは一応時限立法でございますが、補助率等の特例がございまして、政令でさらにこまかく各事業種目ごとにお示しをいたしておりますと思いますが、そういうことを十年後にぶつくりと打ち切つて本土並みにするかどうかについてはいまのところは議論をいたしておりませんが、しかし、かつての奄美復興法が、前期後期十一年、さらにまた振興法で前期後期十一年の、計二十年に及んでいるということを考えますと、やはりこれは、もし不幸にしてできない場合は、望むところではないけれども、国のほうでめんどろを引き続き見なければならぬ事態が起こるかもしれない。しかし、原則は十年以内にやはりそういう受け入れる体制が現地の社会状態でできるようしたいというところは努力してまいらなきゃならぬと思ひます。

○原田立君 努力しなければならぬ、それで別表にあるような国庫補助を十分やっていく、まあこういうようなことですけれども、その点だいじょうぶですか。要するに、私は、十年後に民間法人への移行ができるような状態にするには、それこそそのすごい努力をしなければならぬと思ひます。財政的援助も十分やらなければならぬと思ひます。そこら辺の裏づけなしに、精神的にただやるんだというだけでは、何にもならないと思ひます。財政措置として十分の手当てをして、そして十年後には民間法人へ移行できるように、そこまで持つていくと、こういうふうに移行取つてよろしいのですか。

○国務大臣(山中貞則君) まず、現在の予定しております沖縄電力株式会社そのものの健全な運営も必要でございますから、これはもうたびたび答弁しておりますので、燃料重油の免税とかその他数多くの税制措置、金融措置をとりますが、その反面においては、現在の既存の配電会社についても低利、長期の融資の対象としてその体質を強化していくという努力は金融公庫法の中でやるようになっておるわけでありまして。

○原田立君 別な問題に移りたいと思うのですが、沖縄にいま非常に石油基地がたくさんつくられようとしております。これは非常によくない状況であるというところは、総理もお認めだろと思ひます。というのは、石油コンビナートが行けば、貯蔵庫をつくれれば油濁のおそれがある、海洋汚染のおそれがある。あるいは精製工場をつくれれば亜硫酸ガス、大気汚染のおそれがある。日本内地ではできないからととうとう沖縄にまで持つて行ったかなどと悪評さくさくするものがあるわけ

です。そういうことがあつてはならない。いわゆる今後公害のない美しい沖縄の維持をはかるためには、その石油問題は一体どういうふうになるかをお考えですか。

○国務大臣(大石武一君) 以前の沖縄は非常に公害のないすばらしい大気、太陽、緑の島だったわけでございますが、やはり最近いろいろな石油コンビナートその他がつくられて、いささか空気がよごれてまいりましたことは事実でございます。しかし、最近調査しました数カ所の調査の結果を見ても、幸いに硫酸酸化物は大気中で

○〇〇二から〇・〇一九という程度で、まだまだ汚染されているというほどではないので、一応はけっこうな状態でございます。しかし、今後は、本土復帰に伴ひまして、いろいろな石油コンビナートその他の工業がたぐさん誘致されますので、これに対しては厳重なやはり規制を行ないまして、ほんとうに公害のない沖縄にすることが大事だと考えております。現在沖縄には大気汚染防止法という法律がございまして、これは十二月から発効いたします。これによりまして、一応いろいろと規制をしてもらいますが、本土復帰後は本土の大気汚染防止法に準じまして規制をするわけでございまして、もともとこの両方の法律はその組み立てはほとんど同じでございますので、あるいは経過措置を設けますかどうか、それは検討しますが、本土の規制方法に従ひましてこれを十分に公害予防をしてまいるといふ決意をいたしております。

また、水質につきましては、これは御承知のように、川は比謝川と國場川という川が多少よれております。これはいろいろな、家庭用水であるとか、あるいは工場の排水、製糖工場の汚水の排水によりまして多少よれておりますが、これもできるだけ早く下水処理、そういうものを整えれば十分に、またある程度もとの状態に回復し得ると思ひますし、こういうことで水質の汚染もある程度は防げると思ひます。ただ、海洋につきましては、まだ十分な方法がございせん。今後沖

縄の石油基地をどのような条件のもとにこれをつくり上げていくか、これが問題でございます。大型のタンカーがたぐさんそこに寄港するか、あるいはその中継基地とするか、いろいろなものがあるがございまして、いづれにしてもこれは海洋汚濁の大きな原因となることはたしかでございます。これにつきましては、われわれも十分に心がまえをいたしまして、できる限り現在の海洋汚染防止法その他の法律を十分に活用いたしまして、できるだけ公害の少ない海洋にいたしたい、こう考えておる次第でございます。

ただ問題は、一番大事なことは、沖縄というところはいままで基地の経済であるといわれておりますが、今度これを工業を中心とした自立できる経済にしようという方針でございます。ただ、いままで沖縄は工業という経済にはなれておりません。したがって、この際急に重化学工業が沖縄に持ち込まれますと、当然これは公害が起こつてまいります。したがって、これに十分に心して、いろいろな工場の立地の条件であるとか、あるいは工業の種類であるとか、あるいはその設立のいろいろな時期的な段階とか、こういうものを十分に心がまえなければならぬと思ひます。けれども、さしたつて大事なことは、そのような工場ができる場合には、まず厳重な規制をすることが私は大事だと思ひます。いろいろ排出するものの規制をすること、新しい工場をつくる場合には十分な規制ができるはずでございます。それから、沖縄政府でこのような規制に十分心がけられまして、われわれもこれに對しまして十分な協力と助成をいたす方針でございますが、そのような心がまえで進んでまいれば内地に見られるような公害は防ぎ得るものと考えておる次第でございます。

○原田立君 環境庁長官はこういう大気汚染及び海洋汚染は絶対起こさないと確信を持て言われたわけなんです。その言われた範囲においては頼もしい限りであるのですが、実際問題、通産省が非常に大きい石油基地をつくらうとしておる。あ

るいはまたアラビア石油もやろうとしておる。三菱開発も名をあげている。ガルフ社もやり始めてる。ものすごい基地になりつつあるのです。これはのんびりしていると、またたいへんな問題になるのです。それは、現地の状況は十分御承知なんだろうと思うけれども、調べたらまだ基準の濃度までいっていないから心配なのではないか、そんな問題じゃないだろうと思うのです。たいへん心配だと思ふ。それはまさか環境庁長官は、沖縄において公害が発生していないんだなんて、そんなことを言うわけはないだろうと思う。絶対撲滅する決心があるんだらうと思うけれども、重ねてひとつ決意を聞かしてください。

○国務大臣(大石武二君) 幸いに、いままではそれほど汚染されていないのがしあわせだということとでございます。今後とも、よごされないように全力をあげて取り組んでまいりたいと思ふのでござい

○原田立君 那覇ターミナルの中の石油供給基地から走っているパイプライン、これは現在県民の私有地をも利用しているわけでありますが、復帰後は、これを補償なり、あるいは借地料を払うなり、その点はお考えですか。

○政府委員(島田豊君) 民有地を使用いたします場合には、賃借料を払うわけでござい

○原田立君 払うということ、それをまた通すことについて合意を得た上で払うことになる

○国務大臣(山中貞則君) 受け取っておりますが、中身の報告でござい

○政府委員(岡部秀一君) 沖縄県民の生活行政に関する調査、昭和四十五年の三月十日に経済企画庁並びに公正取引委員会関係の専門の方々にお願いをいたしまして調査をいたしました。その結果の報告を受けたものであります。内容は沖縄の消費者行政の現状と問題点ということが第一点でござい

○原田立君 簡単にいいです、簡単に。沖縄の物価問題に関する所見でござい

○原田立君 この報告書の中で、財政援助の問題については、返還後は日本政府からの財政援助は単に、地方財政調整的な交付補助にとどまらず、沖縄経済振興、安定成長の持続といった、より高い見地からの配慮が必要にならう、こういう指摘があるわけですが、いま四十七年度の予算面のこととをいろいろ新聞報道等で聞いてお

○国務大臣(山中貞則君) 私どもは、専門の役所に出張してもらいまして、そしてその調査報告をいただきます。そして、その問題点についてどのような措置をなすべきか、税制、財政、行政上について、あらゆる面でおおむねこのような措置をすれば、この問題点の解消はできるとい

○原田立君 総務長官、円とドルとの交換問題、現在新しい情勢が進展しているわけですから、以前おきめになったこと、すなわち一ドル三百六十円のレートで交換するというようなお話がありましたが、その点間違いないで

○国務大臣(山中貞則君) これは一ドル三百六十円の相場が基本になっておりますから、その上下〇・七五%幅、そういうものの実勢に

○原田立君 ちよつとお聞きしますけれども、琉球政府は、預金が八億ドル、現金が六千八百萬ドル、こういふふうにあるという調

○原田立君 五億六千八百萬ドル、現金が六千八百八十八萬ドル、こうなっている。たいへん金額にお

○国務大臣(山中貞則君) これは十月九日にチェックいたしましたので、正確な数字が出ておるわけでありまして、それによりま

○原田立君 ドルショックの影響をまともに受け

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりでござい

○原田立君 ドルショックの影響をまともに受け

○国務大臣(山中貞則君) 御説明申し上げましたとおり、確認されたものは現金でござい

○原田立君 五億三千一百萬ドル、これは確認された金額で

○国務大臣(山中貞則君) 御説明申し上げましたとおり、確認されたものは現金でござい

○原田立君 五億三千一百萬ドル、これは確認された金額で

○国務大臣(山中貞則君) 御説明申し上げましたとおり、確認されたものは現金でござい

○原田立君 五億三千一百萬ドル、これは確認された金額で

○国務大臣(山中貞則君) 御説明申し上げましたとおり、確認されたものは現金でござい

○原田立君 五億三千一百萬ドル、これは確認された金額で

た沖縄では、経済情勢が次第に深刻になり、最近では、どうやら大手が二十社ぐらい倒れるんじゃないかと、こういわれております。総理もこの点御承知であると思うのでありますが、ところで、実際問題、琉球政府では、この景気回復策のきめ手が無い。これは日本経済新聞に出ておった記事でございすけれども、琉球大学の久場政彦経済研究所長という方は、結局復帰後予定されている本土政府の公共投資を復帰前に繰り上げて実施してもらえないか、というふうに訴えている、新聞報道されておりますが、これらのことについて政府はどういうふうに考えるか、お考えをお聞きたい。

○国務大臣(山中貞則君) 確かに、現時点においては、沖縄の狭い市場において、軍の直接契約等に基づいておられます業者の人たちが、アメリカのドル政策によって、逐次、あるいは米軍の業者にかわられたり、あるいはまた計画の発生が取りやめになったりというように、土建業界等を中心にして一部倒産等も見られるような現象のあることもわかるわけでありまして、他面、本土政府のほうでは、復帰記念主要五島循環道路とか、あるいは復帰記念国体のための大規模な投資等もすでに予算化したしております、本土のほうの送金もほぼ年度内のは終わっておりますので、これらが、復帰までの間に、関連需要の喚起と相まって、一応のささの役目を果たすであろう。しかしながら、これを長期的に見ますと、やはり一つの大きなプロジェクトとしては、海洋博覧会に備えての関連公共投資、あるいはその海洋博覧会そのものの投資というものが、将来にわたっても、またその過程においても、沖縄経済に新しい付加価値を生み出すであろうと考えておるところでございす。

○原田立君 その海洋博、先の話じゃなくて、いまたいへんなんだと、こう言っている、いま、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、いまたいへんなものはいろいろありまして、干害、台風で立て

続けにやられたキビ作農家の方々、あるいはその当然波及するキビ工場、そういうものの救済策も考えなければならぬと、また、沖縄本島における軍関係の雇用、あるいは全体としての雇用事情の沈滞等というふうなことが、結局は設備投資というものの意欲を減退しておるといふことも、現実の姿だろうと思うのです。しかしながら、私も私としては、予算を通じていまいやっておりますもの、やはり執行の中で、三月三十一日—四月一日復帰の前日までには、はたして全部これらの投資してもよろしいはずの事業が執行できるかどうかについても非常に心配をいたしておりますので、それらについては、既定予算の執行等についても十分の配慮をいたしてまいらなければならぬと考えておりますが、復帰後の想定された予算を、この時点で、復帰前に沖縄に予算として投資するといふことは、もうこの時点ではきわめて困難な時期かと在ります。

○原田立君 自治大臣、沖縄振興開発金融公庫への出資、これについて大蔵省と交渉なさっている、新聞報道で聞いておりますけれども、その点いかがですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 開発金融公庫への出資は自治省の所管でございせんので、むしろ交付金の問題でなからうかと思ひます。内地にありまして一般財源としての交付金の問題でなからうかと思ひますが、この問題をいかに扱うかという問題につきましましては、私たちは、当然内地に返つてまいりますので、内地の各種自治体に一般財源として出しております地方交付税交付金によつて措置するものが当然でございすが、本土との非常に差もございすので、この制度になじみませんので、沖縄に必要な財源を別途に臨時特別の交付金として当分の間は出すという一つの制度を考えまして、いま財政当局と折衝をしております、これが実情でございす。

○委員(長谷川仁君) この際、運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

丹羽運輸大臣。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 御質問中はなはだ恐縮でございすが、ただいま、十五時四十三分、大阪発マニラ行きフランス機77号が佐田岬上空におきましてハイジャックにあひまして、たゞいま彷徨中でございす。新田原基地から緊急発進がございしたので、はなはだ恐縮でございすが、私の取り調べのためにちよつと退席させていただきます。

○原田立君 運輸大臣、退席なさるのはいかゞございすけれども、どうぞひとつ、その措置に手違いがないように十分やっていただきたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 十分いたします。

○原田立君 海洋博のことに付いて若干お伺いたしたいんですが、予算規模は当初計画では三百三十億程度と、こういうふうにお聞きしてございしたが、去る十二月六日の衆議院連合審査委員会の席上、田中通産大臣は、五百億程度の財政措置を明らかにしておられますけれども、これは当初の計画の変更、こういうことがあったのでございまいしょうか、その点はいかがですか。

○国務大臣(田中角榮君) 沖縄海洋博につきましましては、現在まだ総体で幾らかかるのかという問題は決定いたしてございせん。おりませんが、まあ常識的に考えてといふことで、おおよそ五百億ぐらいをめぐらしていろいろな準備を行なつておることは事実でございす。

○原田立君 田中大臣、当初私が聞いていたのは三百三十億程度と、こんなふう聞いておったのですが、それはそういうふうな決定では全然なくて、ただ五百億程度のものではございす、こういうことですか。

○国務大臣(田中角榮君) まだ、海洋博の申し出を事務局にいたして、競争相手がないので、このままでは自動的に決定をいたす予定でございす。その実施年度は昭和五十年でございす。また場所も、三、四カ所が立候補いたしておりますが、しかしその位置もきまつておりません。その意味で現在事業費をどの程度にというこ

とをきめるわけにはまいらないわけでございす。でございすので、懇談会をつくりまして、まあ大体五百億程度かかるだろうといふことで、いまの段階において通産省当局が五百億ぐらいといふことで、政府内部で公式、非公式の会談のときも大体五百億ぐらいかかるつもりでいまして、おります。こういうことでございまして、積算をした数字ではないといふことを申し上げておきます。

○原田立君 沖縄における海洋博は、万博と違って地理的条件や交通対策の面で非常に赤字になるおそれがあります。通産大臣、この赤字財政対策ですね、この点はどういうふうになつておりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 公共投資につきましましては、国が補助をしてまいるわけではございすし、国自体が直営で行なわなければならぬものもございす。その費用に對しましては、大阪万博で行なわれましたように、いま民間で懇談会をつくりまして、それが公益法人に転化をして沖縄海洋博の主體的な事業体となる予定でございす。で、政府は、次の国会では——はがごとく、また競馬の益金とか自転車振興会とか、そういうところにも協力を仰いでございす。お年玉はがきのような法律による寄金の募集も行なわれるようにいたしたいといふことで、いろいろな計画をやつておるわけではございまして、沖縄の開発のためには有意義なもの、貢献をするものであり、沖縄復帰の記念事業にふさわしい規模であり実効のあるもの、そして沖縄にはできるだけ負担がかからないようにといふことを考えておるわけではございす。

○矢追秀彦君 関連。この海洋博を目ざしていろいろやられるのはけっこうですが、一応国際的な博覧会でありまして、かなり海外から多くの方々が来られるわけですから、そのときに、沖縄のあり方、特に米軍基地あるいは自衛隊基地のあり方、また沖縄の復興のあり方、復興といひますか沖縄の経済の成長等のあり方が全部諸外国から見

られるわけですね。やはりこれに対しては、もうあと五年しかないわけですから、かなり急ピッチなプログラム、スケジュール、特に私は基地の問題については相当アメリカに対する強い折衝等もしなければならぬと思うのですが、その点はどのようにお考えになっておるか、それだけ伺いたいとお思います。

○国務大臣(田中角榮君) 沖縄は山紫水明で、見る限り非常にいい場所であることは御指摘のとおりでございますが、世界で初めての海洋博覧会でもございますので、名実ともに山紫水明にふさわしい内容——見るとおり山紫水明でございますから、沖縄の内容もそれにふさわしいものにすべく、これから努力をしなければならぬ、こういうことでございます。ですから、海洋博の会場はいかにりっぱでも、その裏に、すぐ近くに非常なベラック建てがあったり、また社会施設が全くなかったりというようなことは、これは世界じゅうにほろを見せるようなことになりすから、そういう意味では沖縄自体を整備しなければならぬことは申すまでもありません。同時に、基地の問題に対しても、これは海洋博などありますから、アメリカもきれいにするだろうと思ひますし、日本もそういうことを要請するには実にいい機会である、こういうことで鋭意努力をいたしてまいります。

○原田立君 いま海洋博のことでお聞きしたわけですが、沖縄が来年返ってくる、そのためににもというところで、識者の間では、この際鉄道を敷設するようなことにしたらどうかとか、あるいはまた高速道路をつくるようにしたらどうかとか、こういうふうなことがいわれております。で、そういう面について、いま二つのことを提案しているわけですが、どういう検討がなされておられますか、その点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 鉄道のことにについては、私は所管ではございませんが、そういう意見もないわけではございません。しかし高速道路の

ことにつきましてはやや具体的にござります。まあいま那覇から宜野湾まで高速道路をやっておりますが、これはいわゆる高速道路になるかならぬかはわかりませんが、それが一部分使われると思っておりますが、那覇から石川まで三十三・四キロの間、これは急速に高速道路をつくりたいと思っております。で、あと計画をいたしまして、筋をいたしまして一応引いておるの、この石川から名護インターまででございますが、これをやるということになりますと、いま筋が引かれておるのは米軍基地を通るわけでございます。これは、この五十年まででやれといつてもどういふきませんので、あるいはそれまでに基地が返らないというふうなことになるかもしれませんが、その石川から名護、三十四キロありますが、東海岸を回ればどうかなるんじゃないかという考えは持っております。いずれにいたしましても、高速道路は中央に一本早く貫通したい、かような計画を持っております次第でございます。

○原田立君 時間がありませんで飛び飛びの質問になってしまいましたが、農業問題で若干伺いたい。沖縄の今後の農業の柱は一体何か、こうなればやっぱりサトウキビ、パイナップル、畜産、こういうふうなところだろうと思ふのでありますけれども、昭和四十七年度の予算も重点的な投入がなされておるであろうと、こう思ふのであります。その状況はどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄のサトウキビの農家戸数に占めるウェイトも圧倒的に高うござります。また、その沖縄経済に与える影響というものも、きわめて比重が多うござります。したがって、沖縄のサトウキビについては、今後重点を置いて振興策を講じていかなければならぬところであります。また、復帰してまいりますと、沖縄を甘味資源対策特別措置法の指定地域にもちろんいたしますし、また含み砂糖を現在の糖価安定法では買えないことになっておりますので、それらについて、琉球政府の現在までとてまいられなかった措置について予算補助をもつて琉球政府の措置が統

行できるような配慮をしつつ、サトウキビの生産性の向上、そしてまたそれに伴う企業の合理化、合併等を促進しながら沖縄産糖のウェイトをさらに高めてまいりたい、かように考えております。

○原田立君 具体的にいま昭和四十七年度の予算要求、あるいは四十六年現在でいろいろ実施していること、手厚くしているかどうか、もう少し数字的な面を加えて御説明願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) 来年度の予算については、いま農林省で一応要求はいたしておりますが、主としてサトウキビ振興に関するものとして、栽培省力化のパイロット事業費五千八百万円、中型刈り取り機の開発事業費九百万円、土壌改良用機械開発事業費三千四百万円、サトウキビ原々種農場設置調査費五百万円、甘味資源生産対策推進費八百万円、こうなっておりますが、そのほかに、かんがい対策その他の土地基盤整備、あるいはダム等を行ないます。さらに砂糖対策としては、今日まで続けてまいりました沖縄のみに存在する特殊な条件を本土の買入れ方法によって満たし得ないための臨時糖業振興助成費というものが、予算要求をいま本年度のものについて折衝中でありまして、一応予算としては本年度五億でございますが、これは来年度幾らになるかは、いまのところ、これは千ばつ、台風等もございまして、一応前年度並みの五億で要求をいたしているわけでございます。

○原田立君 財政的な面でしつかりめんどろを見ろと言っているから、どうもあんまり財政的な面で力が入らないような感じが持てるんです。まあそれはそれとして、今回の千ばつによりサトウキビは前年より三〇％も減収したと、こう聞いております。それで、この昭和四十六年度の糖価の買入れ価格で、これはまだきままってない、こう聞いておりましたけれども、現地のほうの意向では、奄美大島と同じ価格で、円建てでぜひ買入ようにしてくれと、こういうふうなことが強い要望がありますけれども、その点はいまどうな状況になっておりますか。

○国務大臣(山中貞則君) この問題は確かに例年より少しおくれれておりますのは、沖縄の砂糖の買入れ価格について、生産者価格を含めて、ドル建てにするのか円建てにするのかという議論が主として大蔵省からあるわけでありまして、しかしながら、その理論的な根拠は私もわかりませんが、本日、大体その点はいままでどおり円建ての買入れ価格にするということが決定をいたしました。いま最終的にその価格を奄美大島並みにするような農林省の原案について折衝中でございますので、大体きょうじゅうにはまとまるものと考えております。

○原田立君 きょうじゅうにまとまるということですが、昭和四十五年のときには一トン当たり生産者からの買上げ価格は六千五百七十円、四十六年は奄美だけきまっております六千七百五十円、で、これと同じような状況でできると、こう理解してよろしいですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは全く奄美と同じ価格ということは、この工場の規模あるいはその他の各種コストの問題等もございまして、一律になかなかきめにくいんでありますけれども、しかしながら、それをカバーするものとしては、臨糖費等において実質そうなりすように措置をいたしたいと考えております。

○原田立君 実質的に措置するということですが、私、聞いておるのは、サトウキビが、生産者からの買上げというものは、いま長官は、その規模が違ふとか工場が違ふとかという話だったけれども、それとはちょっと全然逆になる、別な話だと思ふ。生産者からの買上げというのは奄美であつてもあるいは沖縄であつても同じだろうと思ふ。それでありまして、どうかひとつ奄美と同じような状況で決定になるように強い要望をしておきます。

それから、農地を手放す農家が非常に多い、何か五百万平米くらいもうすでに売られておる、こういうふうなことを聞いておるのでありますが、

これは今後の農業という面から、沖縄農業という面からいって非常に重大な問題であると思うのです。それで、返還協定締結後からいわれる現実には本島復帰する日までの間、この買入れというのはほとんど増す傾向にあるのじゃないだろうか、実は心配しているわけでありませうけれども、その点の現状の御説明を願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) まあ農地を手放す現象についてはいろいろあると思いますが、ことしの千ばつ等によりまして急激に多量の働き手が流出をしたというような背景等も一部にはあるようございませうが、また他面には、本土復帰後の沖縄の観光的な立地条件というものを目をつけて、背後には本土資本というものが関連がある、あるいは本土資本の現地設立された資本等が、観光立県、企業としての、資本としての進出を開始してある。そういうところで農民の方々が農地を手放されるところが、あちこちあるようであるというところは私も聞いておりますので、先般調査団を派遣をいたしました一応現状というもののかんぐでまいりましたけれども、なお不明な点が相当ございませう。これは琉球政府のほうで布令並びに琉球政府立法によって、非琉球人という表現でありますけれども、沖縄居住者でない者が土地を取得しもしくは地上権、永小作権等取得する場合においては主席の許可を要する、こういうことになっておりますから、したがって、いまのところ許可をされたというものでありますれば問題はないのであります。許可以前の状態でそのようないことがありますことは、私も今後の農村の経営に心配をいたしますので、琉球政府のほうにお願いをいたしておりますが、琉球政府もそういう立場から再点検をしておられるようでありませう。

○委員長(長谷川仁君) この際、御報告いたします。先ほどの運輸大臣の発言したハイジャック・コードの件は、フランス機がやまって発信したもので、現在マニラ方面に向かっているとのことでございます。以上でございます。

で、現在マニラ方面に向かっているとのことでございます。以上でございます。

○原田立君 環境庁長官にお伺いしますけれども、沖縄公害衛生研究所というところの発表によりますと、DDTの許容量の三倍以上のものが学校給食用の野菜に含有されておる、こういうことが発表になっております。これは毒性の強いアルドリンあるいはディルドリン等であるわけでありませうが、政府はただ単なる行政指導だけでなく販売中止を強力にすべきであると思ひますけれども、その点はどうか。これがまず一つ。

それから、同じDDT、アルドリン、ディルドリンなどの有機塩素は土の中で半減するの二、三年かかるために、いわゆる残留農薬の高い数値を示す。そういう耕地は土壌汚染が非常に大きい。そのために土壌検査をする必要があると思うのでありますけれども、その二つについていかがですか。

○国務大臣(大石武二君) 前の学校給食の問題でございませうが、そういう話があるということを開きまして、実は農林省を通じて調べてもらいました。そのような事実には該当するものがないという返事でございませう。なお、さらに念を入れまして調べますが、いまのところはそのような状態ではございませう。ただ、御承知のように、沖縄におきましては、農業は別にこれを取り締まる法的なものがございませう。行政指導によってこれを指導しておるわけではございませうが、それでもやはり相当の効果はございませう。現在ではやはりDDTとかBHCというものは使われないような状態でございませう。しかしディルドリンとか、そういうドリリン系のものがまだ使われておるとすればこれは相当問題がございませう。今後とも厳重にこれを指導するように連絡をいたしたいと思ひます。

縮まりが行なわれますから、毒性、残留性の強い農薬につきましては十分にこれを押えまして、内地と同じように心配のないような農薬の使用法を確立させたいと思ひます。

で、現在、日本本土におきましても、実のところはBHCとかDDTの使用によりまして多くの耕地が汚染されているのが現状でございませう。ことに残留であります。それが現状であります。しかし、これは幸いに二、三年でその毒性が分解されてまいりますので、そういうことを、十分に農産物の毒性、残留性の問題を注意しながらこういう事態を早くなくしていこう、ことに汚染のひどいところは、やはり客土その他の土地改良によってこれを改良してまいろうという方針で進んでおるわけではございませう。

沖縄につきましては詳しいことはわかりませんが、なるべく早く調査いたしまして、そのような御心配のなくなるように一生懸命努力してまいりたいと考えております。

○原田立君 環境庁長官、これをちょっと見てくさい、琉球新報。時間がなくなりましたので、最後に一つお伺いしたいのですが、それは沖縄航路のことでありませうけれども、関西汽船が十月から就航したいという大阪・沖縄間の航路についてでありませうが、これは那覇を出航し、途中、名、亀徳、それから名瀬に立ち寄って大阪及び神戸、最終港に至るのであります。ところが、これが問題になるのは名瀬への寄港なんでありませうが、税関の所持品検査等を受ける那覇から、この手続の要らない奄美群島への寄港では、いわゆる武器や麻薬がフリーで本土に上陸することになり、非常に問題は大いにと、こう指摘されているわけでありませう。これは名瀬からの乗客に武器とか麻薬を船内で手渡せば案外な航路を一体なぜ認めたいかという、そういう危険な問題と、また、この取り締まりは一体どういうふうにしていくのかということ、この件は復帰というよりか復帰に至るまでの間に起る問題と、

題と、こういうふうにならねばならぬというわけでありませうが、暴力団の持つてくる武器、あるいはまた麻薬の持ち込み、こういうような点で非常にこわい問題であるんであります。この状況の報告と、それから現状、取り締まりは一体どうなっているかというところ、この二点についてお伺いしたい。警察庁は、局長はいらっしゃいます。それから大蔵省、税関の関係をお願いいたします。

○政府委員(鈴木瑞吉君) ただいま御指摘の航路でございませうけれども、この航路は関西汽船が昭和二十四年に免許を受けまして、阪神から名瀬その他の南西諸島を通りまして、那覇から名瀬までの航路を航行して、茶花へ行ってございませう。それから、茶花から那覇の間につきましては、これはいわゆる国際航路になりますので、これにつきましては運輸大臣の免許ではなしに運輸大臣に對する届け出というものが海上運送法によってございませう。これは去年二十九年にその国際航路の区間につきまして運輸大臣に對し届け出が出ておるのでございませう。

そこで、こういう航路につきましてそういう事件があることを承知しておるのでございませうけれども、やはりこの航路は、たとえば奄美群島から那覇、また逆に那覇から奄美群島と、相当な数の旅客が利用しておりますので、やはりそういう面から、こういう航路は必要であるということではございませう。したがって、そういうような事故があるからと申しまして、そういう航路が悪いんだというふうには必ずしもわれわれは考えておらないのでございませう。したがって、私どもから見ますれば、こういう輸送需要がございませうので、こういう航路が必要であるというふうには私どもはいままで考えておる次第でございませう。

○説明員(本庄務君) ただいま御指摘のような事案が三月に一つございませう。暴力団員と見られる者が、沖縄航路の定期船内に乗りまして拳銃五丁、機関拳銃一丁、実包百四十九発を不法に所持していた事件を本年の三月に検挙いたしました。本事件におきましては、この拳銃を沖縄から密輸出いたしましたして、神戸税関の検査を免れるた

めに、途中、奄美大島の名瀬から乗り込んだ仲間の暴力団員に拳銃を手渡したのではないかという容疑が持たれておりますが、この点につきましては現在捜査中でございます。

警察といたしましては、今後とも琉球警察並びに税関と緊密に協力いたしまして捜査を徹底して、定期航路が密輸ルートとされることのないように努力いたしたいと考えております。

○原田立君 総理、きょうは私は、沖縄振興開発特別措置法を大中心にしてじみな国内問題を取り上げてやったわけでありまして、いろいろとまだ思いの至らない点等を意見を申し上げたわけでありまして、豊かな沖縄、平和な沖縄をつくっていくために、もっと手厚い処置を沖縄の人たちの心となつてやっていかなければならないと、こう思うのであります。最後に、総理がもっと沖縄の県民の心を心としてやっていくことの決意をお聞きして、私の質問は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私も原田君のお尋ねを静かに聞いておりました。また原田君の御意見をまじえてお尋ねについては、私もはさらにさらに勉強しなければならぬ点が多々ある、これをみずから反省したような次第でございます。私は、ほんとうに豊かな平和な沖縄県づくりにこの上にも邁進すべきだ。それには、何といまして県民の心に沿うという、そういう努力がなされなければならぬ。また、努力をするばかりじゃなく真にそういう実効があるようなことでないと、なかなか納得できないのではないかと、かように思ひます。

たいへん残念なことには、原田君の御質問中いろいろな事件が起き、そういうものが一貫した質疑をどうも乱したろう、かように思ひまして、その辺はおわびを申し上げます。

○委員長(長谷川仁君) 次に、森勝治君の質疑を行います。森勝治君。

○森勝治君 私は、これからVOAを中心とする

質問を行ないたいと思ひます。

先ほどのハイジャックの問題は、幸い誤報でお互いには胸をなでおろしたところでございまして、私はこの誤報は当委員会にとりましても、また一般にとりましても電波の持つ威力をいやというほど知らされた問題はなからうと思ひます。したがって、私はそういう観点から以下諸問題について、真剣に総理以下閣僚大臣に御質問をしたいと思ひます。

政府は沖縄の復帰が核抜き、本土並みで実現したと、こう強調しているところでありまして、私をもつて言わしむるならば、これは全くの欺瞞はないかと思ひます。この協定の内容は、われわれが多年沖縄を返せと渴望していたものとはおよそほど遠いものでありまして、残念ながら対米従属協定であると断ぜざるを得ないのであります。国民世論調査の結果を見てもわかりますように、国民の大多数が不満を表明しておりますことは、先刻御承知のとおりであります。特に、沖縄県民は今後の生活に強い不安を訴えておりますが、その一つには、侵略的な特殊部隊の配置とともに、謀略放送の色彩の強いVOAや諜報部隊と密接な関連を持つ極東放送などのいわゆる特殊放送の存続が、つづきに指摘をされておるところであります。このような外国政策機関による特殊放送がわが領域から昼夜を分かたず行なわれるという事は、せっかく芽ばええましたアジアにおける雪解けムードというものを破壊するばかりでなく、とりわけ今後におけるわが国の自主独立、平和外交を阻害する大きな要因になるであろうことを、心から憂えるものであります。そこで、私は具体的な問題について入る前に、若干基本的な問題について政府の姿勢をただしてみたいと思ひます。

去る五月、愛知前外務大臣は、沖縄返還交渉に関する国会における中間報告におきまして、いま私が質問せんといたしますところのVOAの存在問題については、電波法上わが国の法制上のためまえからしても、かかる外国政府の放送業務が国内で行なわれることが望ましくないことは当然である、と言ひ切っております。また佐藤総理の姿勢等から推察いたしましたも、このVOAだけに強い態度で臨むという姿勢が、われわれは感知されたところでありまして、もちろん、わが党は機会あるごとにVOA施設というものは断固撤去せしむるべきであるというところを、しばしば今日まで強調してまいりました。しかるに、政府は対米交渉の最終段階で大幅にこれを譲歩し、国内法のたてまえをくずし、しかも長期にわたってVOA施設の存続を認めることにしたのであります。一体これはどういふ理由によるのか。外務大臣の強腰、郵政大臣の同じように強腰、さらにうしろから押すいわゆる佐藤総理の一番強い姿勢というものが、まさにこれは急転直下と申しましよう

ありましようが、あるいはまた豹猫のようにされてしまったのかもしませんけれども、まことに変わり身の早いこの形というものを、私も自然として見る以外はないのであります。どうしてそういうふうな、ことアメリカに関する問題につくと、国内では大きな声をあげて強いことをおっしゃっておられるが、ずるずるといつのまにか相手方のベースに引き込まれてしまつたという感じがしばしばありますが、この問題もまたしかりであります。だからして、その点について明快なる見解を承つておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 外交交渉は、申し上げるまでもなく相手のあることであります。わが国で考えることがそのまま通らないという場合が間々あり得るのです。これはVOAの場合もそうです。VOAは貴重なわが国の電波、これを外国に許すというのですから、これは大きな問題。私どもは何とかしてその統一電波行政というものをやっていたい。こういうふうな考えまして、この返還交渉におきましても、何とかこれを返還時には撤去してもらいたい、こういうふうな考えが、そういう強腰の要求をもつて臨んでおつたわけです。ところがアメリカ側は逆に最後までこれに粘りつきました、そうしてしかも永久にこれを

ある、と言ひ切っております。また佐藤総理の姿勢等から推察いたしましたも、このVOAだけに強い態度で臨むという姿勢が、われわれは感知されたところでありまして、もちろん、わが党は機会あるごとにVOA施設というものは断固撤去せしむるべきであるというところを、しばしば今日まで強調してまいりました。しかるに、政府は対米交渉の最終段階で大幅にこれを譲歩し、国内法のたてまえをくずし、しかも長期にわたってVOA施設の存続を認めることにしたのであります。一体これはどういふ理由によるのか。外務大臣の強腰、郵政大臣の同じように強腰、さらにうしろから押すいわゆる佐藤総理の一番強い姿勢というものが、まさにこれは急転直下と申しましよう

やらせろ、こういう態度です。つまりアメリカ側の主張というものは、これはアメリカ大統領府の機関である、この大統領府の機関であるところのVOA、これは平和的な施設である、世界各地でやっておる。友邦日本においてこれをやらしうただけないという理由がどこにありましようか、こういうことでございまして。私もはそういう段階において、テープもつてみまして、その放送内容なんか点検したのですが、まずこれは軍事的色彩じゃない、謀略的な放送でもない、アメリカの政策を広報する、こういうような性格である。そこでとにかく沖縄返還を早く実現をしなければならぬ。これはわれわれに与えられた最大の課題であります。そこでこのVOAにつきましては、その運営につきまして、これが平和的に使用されるように誤りなきを期すという歯どめをいたしまして、しかも五年という期間を限りましてこれを認める、そういう妥協をいたしたわけでありまして、これはまあ私どもの最初の主張からいいます。ことに残念なことでありまけれども、また考えてみますと、沖縄返還という重大な、しかも歴史的な案件を処理するという上において、まことにやむを得ざる処置であつた、かように考えております。

○森勝治君 私は、基本的な問題という前提で御質問申し上げた次第でございますから、おそろく内閣を代表する総理からこの点についてのお答えがあつてしかるべきもの、こういうふうな素朴に理解をもつて質問したところでありまして、外務大臣なげささ々と来られた。どうも失敬であります。昨日もそうです、他の諸君が総理大臣と申してお願いしたら、あなたがしやつしやつと出てきた。これは一体どういふことなんでしょうか。そんなに総理より早くおやりになつたのかどうか、また佐藤さんがそこがでんばつていふ以上は、やはり総理をさておいてそれはできないのじゃないかと思ふ。角福といわれるあなたのほうではさささと出る気になつていふ。きのうは失敬であります。大蔵大臣代理はどういうわけだ

か、あなたは先を切って走りたい。田中さんのほうは一番どんじりのほうをするするするやっております。佐藤総理のみがまん中でやきもきしている。これは閣内不統一ではないかと、こう思うのです。しかしそういうこと言っても始まりません。ただいまのお話では、妥協に終始した、まあ妥協という表現を用いました。私は妥協とはほど遠いのだと思うのです。これは全く一方的に押されてしまったものと解さざるを得ないのであります。したがって、私はあらためて内閣総理大臣に御質問いたしますが、いま外務大臣は妥協という表現を用いました。私も妥協をもつて言わしむるならば、妥協ではなくして、これは力で押しまくられたという一語に尽きるのではないかと、思うのであります。この点ひとつ明らかにしていただきます。

○国務大臣(佐藤作) ただいま外務大臣が答えをいたしましたのは、この返還協定の当事者として折衝に当たった、そういう立場で、そこからお聞き取りいただくのが一番いいだろう、かように思っています。私も立ちかねていたのでございます。まあそこで、ただいま外務大臣が率先してやっただ、かようにはおとりにならないで、当の折衝の当事者であったから、その意味で説明したんだ、かように御了承いただきます。

私は先ほど、かねての主張ではありましたが、先ほど外務大臣が説明いたしましたように、折衝してみると、なかなか交渉の相手方があり、なかなかむずかしい状況だ、こういうことでずいぶん苦心し、苦勞し、最終的には私のところにも持ってきた。こういうような状態で、どうも進みかねるがどうでしょう、こういうことでですか、これはどうもやむを得ないだろう。しかしVOAは、これを無期限というわけにはいかない。だからその点で歯どめをひとつ考えようじゃないか、そういう意味のひとつ交渉をしてもらいたい、こういうことでいわれる五年とはいいたしませんが、まず二年、その辺でも一度相談してみよう、こういうような歯どめが一応できたものですか

ら、私もそれならやむを得ないだろう、また皆さんにも御了承願えるかと、かように実は判断を下した次第でございます。ただいまの点はそういう意味ですから、どうか御了承いただきます。

○森勝治君 どうも総理は歯どめをしたというのですが、歯が抜けたようなお答えの気がしてならないのであります。そこで外務大臣、今度は間違いなくあなたに質問いたします。よろしいですか。VOA放送に對しましては、かつて共産國諸國は約二千台もの通信機を動員いたしました。妨害電波を放射しておつたと、こういわれております。現在でも相当な規模で妨害工作が続けられているようでありまして、この事実によつていたしても、VOA放送なるものが共産國諸國においてどのような形で受けとめられておるか、十分おわかりであろうと思つております。一体あなたはVOAがどのような性格のものであるのか、またVOA沖繩の果たす役割をどのように把握されておられるのか、認識されておられるのか、この点ひとつ明らかにしていただきます。

○国務大臣(福田外務大臣) VOAは、これはアメリカ大統領直轄の機関である海外広報局の施設でございます。そしてアメリカの政策について解説並びにニュースの提供を行なう、そういう使命を持っております。

○森勝治君 郵政大臣、この点について、あなたの所見をいただきます。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 所見という御意味がよくわかりませんが、VOAは、ただいま外務大臣が御説明されましたようにアメリカ政府の機関でございます。海外広報局の出しております放送であります。したがって、日本の電波法では、外国の政府の放送は許されないということになつておるのでございまして、平素電波法、あるいは放送法を守つておられます私どもといたしましては、そのような放送が日本で行なわれたいことについては、もちろん反対であつたわけでございます。

いまして、私、承つておりますが、前の郵政大臣の井出君も、そういうような姿勢でいろいろ努力をされたのでございまして、先刻る外務大臣からお話がありましたような沖繩本土復帰というその大きな日本の目的のためには、どうしても妥協せざるを得ないというように、どうしたものかと感ぜられました。たゞ、これに考えておりました。私もさうであるうように考えておりました。たゞ、これが日本の法制下に入つてまいりますれば、その放送の内容につきましても、私の責任になつてくるわけでございます。いろいろVOAの放送内容については、ただいま外務大臣からお話がありましたように、きわめて平和的な、穏やかなアメリカの政策を、沖繩の中継局は、アジアの各国の理解を深からしむるという使命を持った放送であると考えておつたわけでございます。国会が始まりまして、野党の皆さん方からいろいろなお話を承つておるのであります。そういうことを承りますと、いろいろ心配もございまして、たゞ、たゞ以上は、私どもが責任を持って、御承知のようになつた交換公文には相当詳しく規定が設けられておりました。ことにその放送の内容につきましても、日本政府といたしましては、見解を述べることができるといふことになつております。その日本政府の見解に對しては、アメリカ政府が尊重するといふようなことでもありました。たゞ、このように考えておられます。たゞ、このように考えておられます。

○森勝治君 郵政大臣、重ねて質問したいのですが、あなたの後段の御説明の点は、これからじっくり御質問をしたいと思つております。あなたはこの法案については反対だと、こういう郵政当局の立場を表現されましたね。これはよろしいですね、そのとおりですね。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そこは誤解のないようにお願ひ申し上げたいと思つてございしますが、電波法、放送法を守つておられます郵政当局といたしましては、最初そういうような考えを持つておつたのございまして、沖繩の本土返還というきわめて重大な国家目的の外交折衝のためには許さざるを得なかつた、妥協に従わざるを得なかつたというわけでございます。さう御承知をお願いしたいと思います。

○森勝治君 申しわけありませんが、重ねてお伺いしたいのです。郵政大臣。反対であつたけれども、あなたが、こうおっしゃるわけですが、あなた方が反対されてゐる基本的な問題は何か。最終反対を前大臣以来ずっと総理大臣も含めて、こつてわが国は反対しておつたが、あなたの方の立場で言う本件についての継続反対というものは、どういふ内容のものですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) これは先刻申し上げましたように、電波法の第五條で外国政府の放送は日本では許されないといううなたてまへになつておられます。その精神からいたしまして反対の意見を持つておつたわけでございます。

○森勝治君 佐藤総理や福田外務大臣、さらにはただいまの郵政大臣等のお答えをかりますと、返還交渉をまとめるためにはVOAの継続は認めざるを得なかつた、こうおっしゃつておられるわけですが、VOAの放送は、共産國諸國を刺激するものではなく穏やかなものである、こういうことを郵政大臣も言われておられるわけですが、こういう御説明では、私どもは、どうにも納得がいかない。この点については、米國におきましては、御承知のとおりで、たゞ、たゞ十月の二十七日の沖繩返還協定に關する公聴会におきまして、アメリカの上院外交委員会のフルブライト委員長は、次のように反対の意向を明言しております。

「VOAは主として中國に向けられておられ、自由ヨーロッパ放送と同様、冷戦の産物であつた。これは、その当時始められたものであり、それが

元来の目的であった。しかし、これらの放送は、非常な金をかけているのに、何をもちたのだらうか。それは、まさに冷戦の道具であったにすぎない。と、こうきびしく批判をしておるんです。さらに同委員長は、ことばを繕ぎまして、こう言っております。「対中関係を改善したいと言いつつ、その改善をはばみ、彼らを刺激し、あるいは冷戦を長引かせることをねらいつたある種の活動を続けている。私は自由ヨーロッパ放送を保持することの有効性がわからないと同様に、なぜVOAを保持しなければならないのか、全くわからない。VOAも自由ヨーロッパ放送も、大体同じ種類の宣伝機関である。近代的な衛星通信をもつてすればニュースに接することができないうことはないのである。」と、ロジャー・國務長官に強い不満や疑問を投げかけております。郵政大臣は、特にこの点、御承知ですね。――うなずいておられますから、私は御承知のものと思ひます。私は、外交には協調と妥協が必要であることは否定をいたしません。ときにはそういうこともあるであらうでしょう。しかしながら、いままでのような皆さん方の説明では、一体、VOAに関する政府の認識が不十分だったのか。すなわち、甘かったのか、それとも、全面的にアメリカの要求に屈服したのかいずれか、さだかでない。すなわち、判断しがたい。したがって、一体、どういふ認識に立つてこの施設の継続を認められたのか。総理から、ひとつ率直に、明快にお答えをいただきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは御承知のように、いわゆる軍の機関ではございません。平和機関だと言われております。また、世界各地に実は放送、情報を提供するという意味で、同種のものを持つてゐる、こういう説明が強くありまして、また日本側も、それをそのとおりに受け取つたのであります。ただいまフルブライト委員長の話が紹介されましたが、私は電波がいろいろ各方面から入り乱れて、いろんな問題をかもし出しておる。そういう際でありますだけに、森君から御指摘に

なることも、これはよくわかりますけれども、私は、先ほど外務大臣がお答えをいたしており、また、いま私も立つてお答えをしております。つまり、まあ平和機関として存置を認めざるを得なかった、御了承いただきたいと思ひます。

○森勝治君 郵政大臣、私はアメリカの公聴会の点についての内容をかいつまんで申し上げたわけでありまして。アメリカでも責任のある地位の方が、こういうふうな害あつて益なしという表現を用いておられます。いままです省をあげて反対した郵政省が、どうもあたかも総理のあとにつくがごとく、失敬であります。符節を合致すごとく軟弱になつてしまつたその理由は何ですか。アメリカでさえもろもろの弊害があると認めておるのに、日本は平和と平和と、何も害がないのだとこゝろで逃げられようとしてゐる。なぜ率直にひとつ明快におしやらないのか、所管大臣としてひとつ御一言いただきたい。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 私ども郵政大臣が譲りましたのは、先刻来たたびに申し上げておりますように、外交には妥協もやむを得ないというような観点からでございます。

○委員長(長谷川仁君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

ただいま運輸大臣から発言を求められておりますので、この際発言を許します。丹羽運輸大臣。

○國務大臣(丹羽喬四郎君) 先ほど委員の御質問中、ハイジャックの問題につきまして御心配をかけた次第でございますが、その後四時三十分、鹿児島通常の位置通報を行ない、四時四十七分、パイロットの操作ミスである旨、東京管制部が沖繩管制部を経由いたしまして確認をいたしましたので、この旨御報告申し上げます。どうも御心配をかけたました。

○森勝治君 総理からそういうお答えをいただいたんですが、どうも説得力というものを認めるわけにはまいりません。なぜならば、それはもうしかたがないのだ、しかたがないのだという逃げのしかた

ことば一手のみ、こんな気がしてならぬので

そこで、さらに総理にお伺いしたいのであります。たゞいま米国の中国政策というものがどんなものであつたにしろしたといたしまして、先般の国連総会で中国を代表する唯一の合法政府は中華人民共和國であるというところが国際的に確認された今日におきましては、佐藤政権にとりまして、佐藤内閣にとりまして、その好むと好まざるとのいかににかかわらず、中国との国交正常化を推進せざるを得ないであらう。私はそう思うのです。しかしそういうことになりながら、わが領域内となる沖繩からこのような問題のある放送を継続させることは、これからの日中の国交回復に大きな障害になるのではないかと、こう思われております。重ねて総理の本件についての見解を承りたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私はこれを許すに際しまして、外務大臣は、特に謀略放送、そういうふうなことは絶対にしないでしょうね、こういう念を実は押ししております。またそういうことについては、VOAは、決して間違つたことはいたしません、謀略放送などはいたしませんと、かように申しております。またその点については、中華人民共和國からまだ何ら抗議めいた交渉、あるいはこれはもうもちろん電波ですが、そういうことはございませぬ。そういうことなぞ考えますと、ただいま先ほど来申し上げておるように平和的なものだ、またそういうことがこれは必要なんだろうというところで御了承いただけるんではないだろうか。私は、しかし日本の電波法、施政権が日本に返つた以上、日本の法律が施行する、その拘束力を受けること、これは当然だと思ひますので、これはもう特例中の特例、そういうことで期限を付したと、かように御了承いただきたい。

○森勝治君 総理、後段の特例中の特例とおっしゃったことばが、どうにも私はこれを日本語、まあ失敬であります。私流に解釈するとどういふことばになるんですかね。もう少し具体的に

言つてくれませんか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 本来、日本の法律そのままではこういうものは認められないと、こういうことでございませぬ。しかしこれは条約でございませぬから、そういう意味で特例を設けたと、そういうことです。

○森勝治君 それでは、VOAについて具体的な問題についてお伺いをいたします。

まず外務大臣にお伺いをしたいのであります。このVOAの施設につきましては、協定第八条で日米両国の取りきめに従い、五年間の継続運用を認め、二年後に将来の運営に付いて日米間で協議する。さらに合意議事録におきましては、予見されない事情により五年間に代替施設が完成しない場合には、日本政府は完成するまでの間、継続について十分な認識を払う用意があるという、いわゆる遅延条項が設けられております。ところで米国の背景説明では、VOA沖繩は返還後も存続することが合意ができておる、いわんや五年たつて撤去するなどという約束はしてない、また五年後に移転する気かどうかについては日米で協議することになる、こういう趣旨の説明があつたと、こう報道されております。私もそう聞いておるのです。現に沖繩の県民は、一体このVOAの施設がいつになれば撤去されるのだろうか、その見通しすらもさっぱりつかめない、そういう点で深刻な不安にさらされておるわけでございます。したがって、このあちらの報道と申しましようか、あちら側のそういう情勢と日本側の外務大臣等の説明等は非常に隔たりがある。すなわち数段の隔たりがありますから、この点もひとつ明らかにされたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 日米両国の間に隔たりのあつたところはない。これはもう条約にはつきり書いてあるのです。五年の期間を限つてこれを許します。しかしながら二年たつたならば、その将来の運営につきまして相談をいたしまして、こういふふうになつておる。それから合意議事録におきまして、もし予見しないような事情が起

こつてくれば、これはもう撤去される、というふうな約束はしてない、また五年後に移転する気かどうかについては日米で協議することになる、こういう趣旨の説明があつたと、こう報道されております。私もそう聞いておるのです。現に沖繩の県民は、一体このVOAの施設がいつになれば撤去されるのだろうか、その見通しすらもさっぱりつかめない、そういう点で深刻な不安にさらされておるわけでございます。したがって、このあちらの報道と申しましようか、あちら側のそういう情勢と日本側の外務大臣等の説明等は非常に隔たりがある。すなわち数段の隔たりがありますから、この点もひとつ明らかにされたい。

こつたならば、五年後のこれが存続について日本政府はこれを考慮すると、こういうふう書いてあります。そのとおりでありまして、もう書いてあるとおりなんです。そこで、私のほうの気持ちを上げますと、二年後、五年というふうな区切つてある、そこで万一天変地異というふうな事情が起りまして、これが代替施設ができない、そこで移転ができないというふうな場合におきましては、新たに条約を締結する必要があるわけでありまして、またそれに伴ひまして、それに応ずるところの国内立法も必要になってくるわけでありまして、これはアメリカも条約に書いてあることであるから、これは当然もう問題なく理解しておると、こういうふうな思ひます。ですから、五年といふことはもう非常にはつきりしておる。

それからもう一つの問題は、二年という問題です。二年たつたら将来のV.O.Aの運営について協議をいたしなうと、こういうふうな。私どもの気持ちを申し上げますと、この協議におきましては、五年という約束はしておるけれども、なるべく早く撤去されるようにこの協議に臨みたい、そういうふうな気持ちでございます。これを要するに、日米間でそういうふうなことにつきまして誤りがあるといはずはない、すつかりこの条約並びに合意議事録に書いてある、こういうふうな御了承を願ひます。

○森勝治君 重ねてお伺ひいたしますが、それは満五カ年間を経過した時はV.O.Aはわが国に存在をしない、これが原則である、そういうことですね。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○森勝治君 それでは二年据え置いて、二年からその期間満了の間三カ年間に協議するということにせず、直ちに次なる手を打てばいいんじゃないですか。もとより日本政府はこれの存在は認めたくなかつたわけですから、当然その日から移転について日米が合議をするのが、一番すなおなあり方じゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 五年という、まあ短く見えますし、しかしまた長い時間でもあります。ですから、その五年の中で二年はとにかくもう文句なしにこれをやってみましょう。しかし二年たつたらこれをどういうふうにするか、まあ一番大きな問題はどこへアメリカが移転するか、こういう問題です。そういう問題について相談を始めよう、こういうことであります。まあしかし実際上はおそらく郵政当局は、条約にはそれは書いてあるけれども、事実上はもう条約には書いてありますけれども、二年を待たずしていろいろの相談をする、こういうふうには見えております。

○森勝治君 郵政大臣にお伺ひします。外務大臣は郵政当局のことを心配されて発言をされた模様であります。私が想像いたします、推察いたしますに、このことは協定の中の問題を、そのあとの具体的問題をどうするかというこのみであつて、いま外務大臣が言われたように、移転を目的とする話が直ちに始まるはずはないと思ふのであります。二年を待たずに郵政当局でやりになるという外務大臣の言明ですが、そのとおり受け取つてよろしいですね。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 協定条約の問題は、外務省でやりになりますわけでございますけれども、郵政当局の気持ちといたしましては、一日も早くV.O.Aが日本から撤去されるようにという気持ちは強く持っておりますわけでございます。協定に書いてあります二年が来たらいたしましたならば、直ちに正式にも早くどこかに移つてもらいたいという交渉はできると思ふのでございます。二年といふことを特に出したのは、V.O.Aの設備は相当大きな設備なものですから、移転に二、三年はかかる、設備そのものの移転だけでも二年はかかる、場所を選定するといふようなことに一年かかるということになれば、それだけでも三年かかるということになりますわけでございますから、それでおそらく二年といふことにいたしましたと思ふのでございますが、

ただいま森先生御指摘のように、また外務大臣から言われましたように、なるべく早くこのように日本において放送するということが好ましくないようなアメリカ政府の放送でございますから、日本から撤去してもらいたいという気持ちは当初から持っておりますけれども、ぼつぼつそういうような気持ちで外務省にお願いをいたしてみたい、かように考えております。

○森勝治君 どうも理解に苦しむような発言をされて、どうも知識のない私としては困るんでありますが、「ぼつぼつ」といふことを、もつと平易なことになぞえたらどういふことになりませんか。まことに恐縮であります、私の頭でも十分理解のできるようにお話をしたいでございます。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 先刻申しましたように、二年を経過いたしますれば、正式に将来の運営についてアメリカと折衝ができるということになつておりますので、その前におきましてぼつぼつと申しましたのは、非公式に、機会あるごとに外務省に私もお願いをするという意味でございます。

○森勝治君 ぼつぼつというのは、やるごとく、やらざるごとく、ということでしょう。間隔をあけるんでしょう。ぼつぼつと、こういうふうにはそう言つてないんです。郵政大臣聞いておられましたか。片やには二年間据え置くと書いてあるけれども、郵政当局ではさつそく始めるであろうと、こう言つておるんです。あなたの言うぼつぼつというのは、日が暮れて道遠しのたぐいでありまして、まことに迷惑ですから、もう少し外務大臣の発言とあなたの発言を、ぼつぼつ協議してもらいたい、打ち合わせしてもらいたい。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 私どもの気持ちを、外務省のほうから率先してごそんたくいただきます、非常にうれしく思つておるわけでございますが、前向きに外務省にそういうことをすつと最初からお願いしてまいりたい、こういう気持ちでございます。

○森勝治君 ならば、二年間の据え置きを待たずに、直ちに作業にかかると、こう明言したと理解してよろしいか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 毎日、ひっきりなしにそういうことをやるというわけにはまいりませんけれども、そういう前向きの姿勢で外務省と連絡をとつて、しかも日米外交上に支障のないような方法でやつてまいりたい、このように考えておりますわけでございます。

○森勝治君 本来、外交というものは、あげ足取りで恐縮であります、外交というものをうしろ向きにやつたというのは、世界の歴史にないでしょう。押すか、押されるかでしょう。そうでしょう。しつぽを巻いて逃げて来たのですか。そういうじゃないでしょう、やはり。よかれと願つて、はかりごとをめぐらすのが外交でしょう。そうじゃないですか。しかるに、外務大臣の発言と郵政大臣の発言は、明らかに食い違つております。したがって、皆さん、委員長、お聞きのとおりでございますから、外務大臣と郵政大臣が意識の統一されるまで私はお待ちをいたしておりますから、ひとつ、よしなに委員長のほうからお取り計らいをお願いいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、森さんはおっしゃいます、さつそく——直ちにと言いましたか、さつそくと言いましたか知らぬが、さつそく交渉を始めますなんて、そんなことを言いません。私は、二年という期限がありますけれども、その期限前といえどもこれは郵政当局としては返還の動きを始めるでありまして、さういふふうな申し上げたわけなんです、さういふふうな言つておりませんから、その点はひとつ御了承願ひます。

○森勝治君 そういうお話がありました、いざれといたしましても、私の受ける印象ですから、私の受ける印象では、両大臣、明らかにこの問題について食い違ひを来たしておりますから、ひとつお話し合ひをしていただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、ここにたくさ

んの委員の方が聞いておられるので、私も廣瀬大臣の話を聞いておりましたが、全然食い違つてはおりません。期限二年とは限つておりませんが、その前提でも努力を前向きでいたしましうと、こう言つておるわけでありませう。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 私の気持ちも、ただいま外務大臣がおっしゃつたとおりでございませう。

○森勝治君 ただいま外務大臣は、大ぜいの人が聞いておられたと言われましたが、外務大臣、あなたの耳も二つ、私の耳も二つです。あなたが聖徳太子の子孫であつたとしても、そんなにたくさん耳に入るわけはない。したがつて、言うことは一つであります。だから、違つて言うんです。なぜ違ふか、私が申し上げましよう。あなたは、二年据え置きということがあつた、二年を待たずにさつそく郵政当局でそれをやつてもらいますと言つてゐる。いいですか。二年を待たずに二年というのは協定でしう、あの約束でしう。だから、二年間は動かさずにとつておくんでしう、そつと。手を触れないというんでしう。そういうアメリカと約束したけれども、郵政省では二年を待たずに始めると言つてゐるんですよ。それで二年を待たずだつておやりになるんじゃないかと、だから郵政大臣にさつそくおやりになるかと言つたら、ぼつぼつとおっしゃるから、私は返つて返したわけですよ。それでしう。筋道は立つてゐるでしう。あなたの耳は——私が聞いたこと、私が言つてあなたが聞いた、あなたが言つたことを私が聞いた、どこに食い違いがありますか。違わないでしう。違ふのは、あなたと郵政大臣の間の受け取り方が違ふということですよ。

○國務大臣(福田赳夫君) 私の発言と廣瀬大臣の発言は、いささかも食い違いがございせん。私が郵政大臣でありまして、ぼつぼつと、こう言うかも知れせん。

○森勝治君 まあ、門の入口でこれ以上やり取りするのはどうかと思ひますから、私は次の問題に移りたいと思ひますが、少なくとも協定では二カ年間据え置くということになつておりが、日本政府は二カ年間を待たずに撤去の方向に向かつて作業を開始する、これは明確でございませう。

○國務大臣(福田赳夫君) 作業ということ、これは私はもう理解してございせん。ぼつぼつ話を始める、こういうふうにも私も考へておるのであります。

○森勝治君 私は作業という表現を廣義に解釈したので。広い意味にとつたのです。話し合ひも作業の一環だと私は思ふのです。それでしう。何も、そろばんばかり持つてきてパチパチやるのが作業じゃないでしう。話し合ひを進めるといふことではしう。それでしう。総理大臣うなずいておられます。だから、アメリカとは二年間まではそのまゝそつと触れないでおいておく、雪解けは二年間だけで塩づけにしておくということであるけれども、郵政省のほうではこの二年間を待たずに話を進めると、こういうことではしう、あなたのお答えは、それでしう、外務大臣。

○國務大臣(福田赳夫君) 森さんはことばに非常にとこだわられますから、私もこだわります。作業という、普通は話し合ひというよりなことでなくて、何か工事でも始めると、こういうようなことに受け取られるようです。そういう意味においては作業ということはいはしませんと、こういうことであります。私も言つてゐるのは、ぼつぼつ移動の話をいたしましうと。これはまあ、廣瀬大臣と話し合ひがあると言ふから、私は、ことさらぼつぼつと、こういう表現を用ゐるのですが、非公式な話し合ひはいたしますと、こういうことではしう。

○森勝治君 外務大臣、語るに落ちましたね。いませに、あなたはいみじくも非公式な話し合ひをするとおっしゃつた。アメリカと二カ年間の塩づけの期間を待たず、塩づけの満了を待たず本件撤去の問題については非公式にアメリカと話し合ひを進める、そういうことではしう。明らかにして

ください。

○國務大臣(福田赳夫君) そのとおりです。

○森勝治君 郵政大臣、お答えください。

○國務大臣(廣瀬正雄君) そのとおりでございませう。

○森勝治君 私は、なるほど一見して「そのとおり」ということをすなにおに受けたのです。しかし、この「そのとおり」ということを、対米折衝の間にあまり使われてはまことに困る。この点だけは総理大臣、ひとつあなたにお願いしておきます。外務大臣は先ほどの私の質問に答えまして、予見される事情という問題について若干触れられました。まあ天災地変などという表現を用ゐられましたが、この「予見される事情」とはそもそもどういふ場合を想定して言われておるのか、この点をひとつ明快にお答えをいたしたきたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 「予見される」というのは「予見される事情」でございまして、私どもの念頭にあらうことは、先ほど申し上げましたとおり天災地変、そういうようなことで工事が予定のとおり完成しなかつた、こういう場合であります。

○森勝治君 天災地変ということばを外務大臣は二度引用をされました。そこで私も、これはたとえにあるいは若干ずれのかもしれませんが、私の頭脳をもつて、私自身質問しておる立場であつたのそのことを納得する意味でお伺ひをしたいのであります。たとえば天災地変等の問題ですと、労働基準法の三十三条の発動等については「災害」といふことばがある。それで、この「災害」とはそもそもいかなるものかというときに、天災地変、公安、人命と、こういうふうになつておりますから、そういうときの天災地変と同扱ひをする、同義語である、同じ意味だと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 私が申し上げておるのには、その議事録に書いておられますように「予見される事情」と、こういうので、「予見される事情」といふのはいろいろあると思ひますが、差しあたり私が念頭にあらうのは天災地変等である、そういうことでございませう。

なお詳細につきましては、この起草に当たりました政府委員がおりますから、お答え申し上げます。

○政府委員(井川克一君) この八条の条文と合意議事録に書いてありますことが一つとして考えていただきたいと思います。

まず第一に、五年で終わるということではあります。五年で終わります。先ほど来問題になつておられますように、二年後に話し合ひを始める。そして、かりに先方が五年以内でもやめるということがございまして、それではなはだけつてございませう。しかし、われわれとしては、条約上は五年間までは協定によつて認めなければならぬ、こういうことになつておられます。そして五年終了時に、そこでやめてしまふということならば、これもまた問題が起らないわけではあります。そこで二年後の話し合ひといふものの、非常に大きな意味を持つてまいります。先ほど郵政大臣がおっしゃいましたように、予算を取つたり土地をさがしたりするということによりまして、それから建設ということ、もしよその国に移転しますならば相当時間がかかるということ、二年後に始めるといふことになつてゐるわけではあります。そして、合意議事録をごらんになりますとあれでございませうけれども、合意議事録は「ヴォイス・オブ・アメリカの日本国外への移転の場合において」と書いてあるわけではあります。繰返して申し上げますが、沖繩でやめてしまふという場合は、それで問題が解決いたします。そこで、したがつてここで適用になりますのは、そのやめてしまふ場合でなくて、ただ日本国外への移転の場合のみでございませう。移転の場合に、もうすでに二年あるいは、先ほど来のお話しによりまして、非公式にはその前から話が始まつてゐるわけではあります。どここの地域に移つてどれだけ、どういふものを建

てるといふ話し合いが行なわれているわけでございます。したがって、そこで「予見されない事情」ということは、ことにこの予見されない事情によって、その延長について、代替施設が完成するまでの間「運営を継続する必要性に対し、十分な認識を払う用意がある」ということになっておりますので、その終期におきまして「予見されない事情」というのは、もうまさしく外務大臣がおっしゃいましたように、天変地異以外にはあり得ないと、こういうことになるわけでございまして、普通私どもが考えておりますのは、地震でありますとか火事であるとか、そういうことであるわけでございまして。

○森勝治君 いまのお話でやや明らかになりました。天変地異以外にはあり得ない、こういう局長の答弁でございましたが、総理大臣、それでよろしいですね。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも、法文のことですが、私もそれでいいのかなあと考えています。聞いていたのですが、私の考えが間違っていたら、外務大臣が訂正するだろうと思います。よろしくひとつ。

○国務大臣(福田赳夫君) 政府委員からお答えしたとおりです。

○森勝治君 予見せざる事情とは天変地異、私は地変という表現をしましたが、外務大臣は天変地異というところを出されましたが……

○国務大臣(福田赳夫君) 天変地異。

○森勝治君 天変地異ですか。まあどちらでも同じであります。天変地異でけっこうでございます。天変地異以外にはあり得ない。したがって、たとえば外国等に、局長も引例されましたように、国外へ移転の場合、用地取得等が何か難航するとか、あるいは建物等の建築がおくれた等のごときものでこれが遅延するものでは何らない、そういうふうにあらためて確認をしたいのであります。そのとおりでよろしいかどうか。

○政府委員(井川克一君) 先ほど来申し上げておりますように、正式には二年後に協議が始まるのでございます。

でございます。そこに三年の余裕があるわけでございます。そして、こういうものをよそに移転し、構造物を建てる場合には、まず最初に土地を取得しなければならぬということでございます。したがって、四年半たつてから土地が取得されないというようなことは、予見される事情というのに全く該当いたしません。構造物が何らかの事情で遅延したというふうなことも、これは普通のプログラムに従っていきますれば大体わかることでございます。ただそれが、新築中に火事が起こって焼けてしまったというのは、これまさしく予見される事情に該当すると思えます。

○森勝治君 だから私は聞いておるのです。建物が焼けたということで天変地異という表現を用いることができずか。外務大臣明快にお答えいたされた。

○政府委員(井川克一君) 先ほど私は地震や火事と申し上げました記憶がございまして。

○森勝治君 あなたはそう言うけれども、私は確かに外務大臣と同じように天変地異という表現を用いて、それ以外はありませんとお答えになったはずで、それから私は、あなたいまちょっと、私がたまたまかいたからいま逃げておられる。もう少し明快にお答えいただきたい。

○政府委員(井川克一君) ただいまの御答弁ではございまして、その前に、私なりに長く八条と合意議事録との関係を上上げましたときに、地震や火事のごとくということを上上げたと思っております。

○森勝治君 天変地異以外には考えられないと言っておるのです。これは私と明らかに食い違いであります。私の頭脳の乏しさのなせるしわざかもしれません。したがって速記録をひとつ取り寄せるまで、私はこの質問を保留したいと思っております。委員長、ひとつよろしく願います。だいぶん食い違いがありますから。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記をつけて
○国務大臣(福田赳夫君) 先ほどから私が申し上げておりますのは、予見せざる事情というものは、読んで字のとおりといいますが、これは天変地異などを含むわけでありまして、その「など」という中には、火災もまたこれを含みます。

○政府委員(井川克一君) 外務大臣のおっしゃったとおりでございます。

○森勝治君 だから私は労働基準法三十三条の点を持ち出して、かりそめにも三十三条の拡大適用ということはまかりならぬという見解があるわけですから、これと同じように、あそこにも「災害」と書いてある。で、これは三十三条を発動するときにはどういふことかと、それはやはり天変地変と、こうあるんですよ。天変地変、公安、人命と、こうあるんですよ。だから、それと同じかと言っているんですよ。そうしたら重ねて——私はこだわります。大臣いいですか。こだわりますけれども、三十三条のいいですか、問題について触れてみてください。そうすればわかりますから。それで水俣すれば私は次に移ります。氷解しなければ、これは、より以上こだわりますよ。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は労働基準法第三十三条というのを承知いたしませんから、それに触れてのお答えはできませんけれども、要するに、予見せざる事情というのは天変地異などでありまして、この「など」という中には火災が入る、こういう意味であります。

○森勝治君 そこに法制局長官、専門家がいらっしゃいますから、三十三条の関係についてちょっとお聞きしたい。——労働大臣、来ましたね。

○国務大臣(原健三郎君) お答え申し上げます。

労働基準法第三十三条の一項にこう書いてある。「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受け」等々と書いてあります。「災害その他避けることのできない事由」、

災害というのはいろいろありますが、天変地異等、もちろんあるいは大火災等も含まれておると解釈いたします。

○森勝治君 そうしますと、この天変地異というのは、大上段に振りかぶっているけれども、「など」でございましてしまったというんですね。何でも拡大解釈ができますね。そういうことですね。そもそもこういう、この種のものは拡大を許さない。そうじゃないと、あとで双方の意見の食い違いを来たすから、その辺は明快にワクをはめておくのでしよう、そもそも外交というものは、ばくたもの、等々などと言って、ばくたもの、空々ばくたものじゃないでしようか。

○国務大臣(福田赳夫君) ですから、私が申し上げておりますように、書いてあるとおりなんです。「予見されない事情」と。予見した事情を怠って、そうしてこの工事がおくれたとか、そういうような場合は含みません、これは。ですから、具体的にいえば何だと、こういうことになりますると、天変地異など、つまり「など」というのは天変地異に準ずるものである、こういうことだろうと思えます。

○森勝治君 まあ次に移りましょう。——いや、その点はですね、私は意見が不一致であります。しかし、そのことばかりやってもいけませんから次に移るのです。あとで、機会があったらたしめてみたいと思います。

いまお話が出ました予見されない事態が発生する場合に、新たに条約を締結する、こういうお話でございましたね。さっきのこの天変地異でどこかに吹き飛ばされた感がありますから、この点ひとつ、もう一度御意見をいただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 条約上は五年となっております。したがって、五年の期限が延びる場合におきましては、両国間であらためて協定を結ばなきゃならぬ、かように考えます。

○森勝治君 このVOAにつきましては、最初、政府のほうでは買い取り資産等を含めて交渉をし

ていた模様でありますけれども、またアメリカ側といたしまして、この移転等につきましては膨大な費用がかかるという主張をされた模様ですね。ところで、いま天変地異のない限りですね、これは満五年間の期間満了を待って移転という、あるいは撤去ということばを使ってもよいのでありましようが、そういう場合に、その撤去や代替施設の建設費等の問題は一体どうなるのか、お聞きしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) その辺が非常にむずかしい交渉だったわけです。まあアメリカ側としては、日本が負担するというようなことも考えた時期があります。しかしまあわがほうはそれに対して、わがほうでは負担をしない、しかし、まあ五カ年間の存続を認めましよう、こういうことになった。その辺をひっくりかえして、まあたまたまの移転費等はアメリカが全部負担をする、しかし存続五カ年間は認めます。こういう妥協になったわけでありまう。

○森勝治君 移転費用あるいはまた撤去費用は出さないと、こういうことだそうであります。そこで私は、この点を押したいのであります。たとえあちら側から要求があつても、本件については一銭でも支払ふ必要はないと思うのであります。この点ひとつあらためて明快にしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) VOA移転につきましてはわが国の負担をいたすような問題は起こりません。○森勝治君 次の問題に移りたいのであります。それは、この協定や、取り決め、あるいはまたこれを実施するための特別措置法には、いすれもヴォイス・オブ・アメリカ中継局というこの字句を使用しております。それにもかかわらず、この施設が中継機能しか果たし得ない、つまり現地制作にかかると番組を放送してはならないという制限規定はどこにも見当たらないのであります。したがって、VOA沖繩がアジア地域にある他のVOA施設と同様に自主番組を放送できるものと解

せられるとするならば、そういう解釈をされたとするならば、この協定には重大なきずがあるものと私は言わざるを得ないのであります。この点について外務、郵政双方の大臣から答えをいただきたい。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 協定の第八条にうたっておりますのは、あくまで中継局の五カ年間の存続でございます。中継局の存続でございます。したがって、自主番組を放送するということは許されないものと解釈いたしております。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま郵政大臣からお答えをいたしております。○森勝治君 いまのお答えのように、沖繩におけるVOAは中継局であるから自主放送はしない、こう言っているわけです。しかし、法律上は自主番組を放送することができないという制限規定は何もない、私はこう思うんです。これは先ほど郵政大臣が言われたように、平和なものだというようになことを見せかけにするために、影響が少いというところを前面に押し出すための見せかけの道具にすぎないと思うのであります。郵政大臣重ねて見解を承りたい。

○国務大臣(廣瀬正雄君) これは何度申し上げても同じでございますが、協定で明らかに中継局の存続でございますから、かつてに自主番組を放送するといふようなことは認められない、協定そのものからかように解釈いたしております。○森勝治君 郵政大臣、重ねて質問して恐縮であります。もう一つ質問があります。

先般の当院の予算委員会におきまして、このVOA施設の取りきめの第六項に関連したいわゆる番組の歯どめ措置についての統一見解が表明されておりますが、それによりますと、VOA放送の傍受を実施する、なお番組内容の概要についてもあらかじめ入手できるように交渉する、こういうことになっております。そのとおりですね。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そのとおりでございます。○森勝治君 ところで放送全般についてのモニ

ターを実施するということは、技術的にも實際的にも非常に困難ではないかと私は思うのです。また番組の中で歯どめを必要とするものは主としてニュース解説というような時事ものであると想像されるのであります。これらがワシントンVOA本部で制作されるものに限られることとなりまうと、事前に番組内容をわが国で承知すること、これもまた不可能であると思われまう。先ほどの政府の統一見解についての具体的な担保措置を承りたい。

○国務大臣(廣瀬正雄君) ただいま御指摘のように、VOAはアジアの各国に向けて放送せられるわけでございまして、したがって、非常に指向性の強い電波ということになるわけでございまして、そこで日本の本土あたりではどうも聞こえないようございまして、幸いに沖繩の送信所のすぐひざ元と申しますか、足元と申します。ごく近いところであれば一カ所で全体の放送の把握ができるようございまして、そこにかんがりの設備をしましてすべての放送を傍受する、聴取する、記録にとどめるというようにしたい、と思っております。なおそれから先の具体的な方法につきましては、ただいま関係の各省庁におきまして協議中でございます。

それからあらかじめ入手いたします資料は、たとえばプログラムというようなものについては入手ができるかと思っておりますが、この傍受を運行してまいりましてやっております、あるいはそれ以外に必要なものが出てくるかもしれないので、そういうような必要な資料が、プログラム以外に入手しなければならぬということになります。もしもそうならば、そういうことについてVOA当局と交渉をいたしてみたいと思っております。そのような努力をいたしまして、りっぱな放送——国際的にいろいろ友好を損ずるとか、あるいは親善を損ずるとかいうような放送を規制していかなきゃならない、かように考えております。

○森勝治君 先ほどからいよいよやながら押しつけられていふというやなしものを、いまおつ

しゃつたように具体的に交渉ができ、私が指摘したような問題についての解決がすみやかになされますか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そのことにつきまして、責任をのがれるというわけじゃございませんけれども、外務省のほうにお願いいたしまして、外務省のほうから御交渉願うということに考えております。

○森勝治君 郵政大臣の御希望もありませんから、福田外務大臣、おそれ入りますが答えをいただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 郵政省の要請を受けて、できる限りの努力を、御協力をいたしたい、かように考えております。

○森勝治君 郵政大臣、まだ私の質問にお答えにならぬ点が一部あるのであります。たとえばモニター等の問題については、技術的にも實際的にも困難ではないかと私は具体的に指摘をいたしている問題がありますが、この点についてもお答えをいただきたい。

○国務大臣(廣瀬正雄君) それにつきましては、さつきお答えをいたしましたつもりでございますが、送信所のごく近いところで適当な場所がありそうでございますから、沖繩の地点でございますが、そこですべての放送を記録にとどめたい、という考えでございます。

○森勝治君 重ねて郵政大臣にお伺いいたしますが、私は技術的にも實際的にも困難ではないか、この指摘をし質問をしているのです。あなたはその近くに一定の施設をつくってそこでおやりになると、こう言っておられるわけでありまうが、これでは私の質問とあなたの答弁がやや隔たりがあります。したがって、もう少し、四、五メートルしかないのですから、もっと隔たりのない、身近な、ことばをかせますと、具体的な問題を指摘しているわけですから、その線に沿ってひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 話の筋道はただいま申したとおりでございますけれども、電波の専門に

府委員から説明させます。

○政府委員(藤本栄吉) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、指向性がついているわけでございますので、日本国内で受信するということが非常にむずかしいわけでございますが、沖繩のV O Aの近くに参りますれば、それが可能であるということが調査の結果わかっております。

○森勝治君 調査の結果報告を聞いているのではないのです。この問題については他の方もよく質問をされました。ところがその議事録等を拝読いたしますと、この問題は完全に実施すると、こういうふうな、当初はそうでもなかった模様であります。失敬であります。そういうお答えになった模様であります。したがって、この席上で答弁さえがなればあとはどうでもいいということにはならぬと思えます。くだいようであります。私は重ねて聞いているわけですが、これだけのものをやるならば、規模の点、予算の点、なかなかたいへんだらうと思うのです。それをあたかも一片の紙きれのように簡単に、できますと、こうおっしゃっておる。そんな簡単にできるものではないのではないかと私は思うから、この点を重ねて聞いておるわけです。大臣おわかりですね。ひとつ、明快にお答えをいただきたい。

○国務大臣(廣瀬正雄君) つくりましては絶対間違いないと思いません。郵政省関係の予算要求いたしましたしは四千六百万円要求をいたしております。外務省関係が一億、二、三千万円ではなかったかと思えますが、これは外務省のほうからお答えをさせていただきます。

○政府委員(吉野文六君) 外務省といたしましては一億二千四百二十万七千円の予算を要求しております。

○森勝治君 予算規模の内容はつまびらかにされませんが、そのような予算措置で十分この問題を解決することができる。ことをかえします。

が、消化できる、こうはつきり明言されたものと解してよろしいですね。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そのとおりでございます。

○森勝治君 郵政大臣、あなたの明快なるお答えを長く記憶いたしております。ゆめお忘れのなきよう一言申し上げておきます。

このV O A放送については、政府はもと共同正犯になりたくない。しかし、さりとて放送内容にかなぬきをかけないわけにはいかない、こういう考え方から、これは私の推察であります。私に失敬であります。そういうことを先ほど申し上げた失敬であります。これは法的な規制は何もないのではありませんか、法的な規制がなければ、また実効も伴わない単なる気休めにすぎないものだと私は断ぜざるを得ないのであります。これでは国民を愚弄するもはなはだしいもの、こう指摘せざるを得ないのであります。一体、政府は、わが国の見解表明にどのような法的規制があるかと考えておられるのか、また国益を害するような放送を一体どうやって食い止めることができるのか、申しわけありませんが、総理、あなたからひとつ明快なる御答弁をいただきたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) これは日米の取りきめにあるように思いますが、外務大臣からお答えいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、もう森さんよく御承知ですから、いまさら申し上げるまでもありませんけれども、「日本国政府は、必要と認めるときはその番組につき自己の見解を表明する権利を留保し、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が表明した見解を尊重する」、こういうふうな書いてあるわけでありまして、これが、この運営がわが国の政策意図に従って動く、そういう証拠であります。

○森勝治君 法制局長官にお伺いしますが、私は

法的効果のことについてお伺いしているわけですから、専門的な立場でひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(高辻正巳君) 中身については、た

いま外務大臣が仰せになりましたとおりでございますが、その法的関連につきましては、これもすでに十分御存じのことだと思えますが、この協定の第八条をごらんになればわかりますように、「両政府の間に締結される取極に従い」という規定がございます。これは、交換公文もまたこれを受けまして、「同条にいう取極を次のとおり」というふうになっております。したがって、先ほど外務大臣が言われました、見解を尊重するといふのは、協定上の義務になっております。そういうこととの関係を私は申し上げればよいかと思っております。

○森中守義君 関連。これは協定委員会のほうで聞くべき内容のものかわかりませんが、ちよつと外務大臣に、二問お尋ねいたします。

八条で示されている内容ですけれども、どうなんでしょう、アメリカ側の意向は。どうしてもこの種の施設は沖繩でなければならぬというのか、他の地域でもいいんだが、せつかくいままでつくっているから、五年たてばどうか直りましようという意味なのか、つまり、V O Aの置かねばならぬという地点は沖繩に限るというのか、よそでもないというのか、この点、どうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) アメリカ側の意向は、五年先のことになりませんが、五年先の時点までは沖繩に置きたいと、しかしその後におきましては、沖繩にあるこの施設を撤去しちやう、やめちやうと、そういう場合と、沖繩以外の地域に移す場合があると、こういうふうな考えております。

○森中守義君 そうなると、合意議事録の問題ですが、この中身をちよつと見てみますと、何かすでも予防線が張つてあるのです。だから私は、合意議事録の内容と本体の八条の関係を見ますと、一面においては沖繩でなくてもよろしい、

他に直りましよう、一面においては沖繩でなければならぬ、こういう二つの読み方ができる。何となれば、さつき問題になりました予見せざる事情ということですね。これは裏返しに言うならば、アメリカが考える特定の地域、たとえばグアムであるとか、あるいはその国の委任統治地帯であるとか、南洋群島であるとか、まあそれはどこであれ、ここにかわるべきものを用意する、そういうものがいやくも前提にならないと予見せざる事情というものは生まれてこないですね。一体世界のどこなんだと、こういうことを言う場合には、だからどこか、その文言からいくならば、いま申し上げるように、グアムであるとか、あるいは南洋群島であるとか、そういうどこか予定しているような気もするんです。したがって、そこに予見せざるという問題が生まれてくる。しかし後段において、そういう事情等のために、代替施設ができないかも知れない、そのときには運営を継続する必要性に對し十分なる認識を払う用意がある、こういうことを言われている。だから五年というのは絶対的なものじゃない、ここにさらに延長する可能性がある。こういう、非常に含みが多過ぎるわけじゃない。だから私は沖繩でなければならぬというのを前提において、あとは適当にばかすという意味、予防線を張るという意味で合意議事録というものが説明されているんじゃないか、こういう認識を持つわけですか。ですから、沖繩でなければならぬということなのかどうなのか、この点をばつきりしてくれませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) 非常に端的にお答えいたしますと、沖繩でなければならぬと考えているんです。もう五年たてばやめるか、あるいは他にに移転するか、その二つしか考えておりません。

○森中守義君 委員長、もう一問。そうすると予見したくさんの条約であるとか、まあこれに関する交換公文あるいは合意議事録、私は見てきま

したがね。この種のものというのはあまり他に見当たらないですね。予見するとか、あるいは将来のことをおもんばかって一定の期間内に事がなし得ないという場合にはさらに延期するぞという、こういう、二国間であれ、あるいは多数国間であれ、条約あるいは合意議事録、交換公文、あまりこの種類はないのですよ、ほかには。おそろくこれに限る限りだというふうな気がしてしうが。だから私は、まあこれはまたいづれ私の出番があればもう少しお尋ねしますが、ここでは沖繩でなければならぬのだというふうな、その前提がやっぱりある。それを適当に包まれていて、どうかこの抜け穴をつくっているのじゃないか、こういう見解を私は強く持つのですがね。しかし、あなたはそうじゃない。どうか直つてもいいんだ、こういっておるようですから、これ以上答弁は求められぬかわかりませんが、少なくとも条約の本体といい、協定の本体といい、合意議事録といい、十二分にそういうことを推理するに余りある内容のものである、こういうことを御認識いただきたい。

それといま一つは、愛知さんからマイヤー大使に出された書簡がありますね。この中に実施細目は権限のある当局の間で合意する、こういうことですが、これは一時的なものなのか、あるいは五年間というもののなのか。あるいは、たとえばそのこまかな内容等が付されておりますが、そういう技術的なものをいうのかどうなのか、これはどうなんですか、この期間というの。つまり私は、こういうことになりましてね、すでに設置されている日米合同委員会、こういうもので十分事が足りるのじゃないか、しかるにこれだけをわざわざ権威ある当局にということはどういう意味なんですか。まあさっきのとあわせてお答え願いたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 第一点は、森中さん、そういう推理も成り立つと、こういうふうにおっしゃいましたが、まさにそれは推理だと思えます。私は、これをすなおに読みますれば、アメリカはもう五年後におきましては撤去するか、あるいは他の地域、沖繩以外、日本以外に移転するか、この以外には考えておらぬと確信をいたしておきます。ただ一つ場合があるのは、いまさっきから話にある天変地異等の場合であります。そのときは、その天変地異等によっておくれるその期間だけ沖繩におりましょと、そういうことにならんでありまして、これはもう推理は私のほうの頭では成り立たぬ、そういう見解であります。それから、第二点のほうは、これは局長からお答えいただきます。

○政府委員(藤本栄君) お答え申し上げます。第七項の「取決めの実施のための細目は、必要に応じて、両政府の権限のある当局の間で合意する。」ということをごさいますして、主として郵政省ということになるかと思ひます。

○森中守義君 ちょっとあと一言。これは外務大臣、推理になるのかどうなのか……。ある意味では時間が解決する問題でもありますが、たださっきから申し上げるように、天変地異、予見せざる事態というのはどこでこのなかぐらひのことはある程度交渉の中なり、あるいはこの場で示してもらわないと、アメリカがいつにどこかにきめた、まあそこでわざわざそういうところを選んで、発生したときに、あそこにつくろうと思ったんだが、天変地異があったからだめになったと、もうこう言われちゃ困りますし、そこまですぐた見方をしているいかどうかからぬけれども、しかし、これはどうしても合意議事録というものがこういふかっこうで出ている。私は推理じゃないと思う。ですから、交渉の中で、まあ大体どの辺に直りたいんだという程度の輪郭ぐらいアメリカが示してなければそれをどういふ合意議事録の中に載つて予見せざる場合、どこに行くかわかりませんよというところでは、ちょっとやっぱり日本政府としてはどうかという気がしてなりませぬ。いんや国会ではこれはおさまらない。だから、私は推理じゃない、断定的に沖繩でなければならぬ。それを適当に表向きに隠蔽をするために合意議事録等が生まれてきたんじゃないか、他に

こういう例を見ませんからね。ですから、交渉の経過の中に何か出たのかどうなのか。

○国務大臣(福田赳夫君) 交渉の経過の中でこの移転先はまだ出ておりません。そこで、そういう種類の話は、まさに協定に書いてあるとおり、二年たつたら始めましょと、正式に。そういうことなんです。二年先の話でありますから、その時点で立ちましてどこへ移すか、あるいはやめてしまふのか、その辺のことはわかりません。しかし、いづれにいたしまして、アメリカが故意に天変地異をつくり上げて、そうしてまで沖繩に居直ろうと、そういうような考え方は持つておらぬと、そんなような考え方を持つといううなことになるれば、これは日米間の重大な国交問題になると考えます。

○森中守義君 ちょっと関連で恐縮ですが、ここにも、二年後というのはそういうことを意味するんですか。この文言に関する限り、将来の運営について協議に入る、こういっているでしょう。だから、これはまあ読み方はどうでもできますが、私はさっきから問題になっている、たとえば番組の問題であるとか、あるいは周波数の問題とか、つまり郵政が中心になるという技術的、内容的な問題のことを二年後というのじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま、この協定の起草に当たりました条約局長から聞きましたが、これは移転でありますとか、あるいはやめるとか、そういうことを意味しておるといふことであります。

○森勝治君 政府が歯どめ措置を講じたい、こういうことはVOA番組というものが共産圏諸国を刺激する、そして、わが国の利益を害することがあるというところを心配しておられる。私はそうだと思うのです。しかし、政府は、おだやかなものだ、共産圏諸国を刺激するものではない。そういう先ほどから盛んに主張をされておるわけですが、さっぱりつじつまが合わないような気がしてならぬのです。また番組の歯どめ等につきましても十分な対策を講じておると言いながら、

その実効を確保する手だてというものは何一つ見当たらないし、何にもない。これは空々ばくばくたるものにひとしい。それで国民を納得させようといつても一体それは無理ではないかと私は思うのです。

そこで、佐藤総理にお伺いをしたのであります。が、そもそもVOA放送は謀略放送である、そして、中国を刺激するものである。しかし、政府はこれをやめさせる手だてというものが、ない。こういうふうな率直にお認めになりますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 私は、ヴォイス・オブ・アメリカ、それはどうもいま言われるような謀略放送、そういうものではないように思ひます。いろいろ外国放送は私どもときどき聞きまします、あるいはモスクワ放送、あるいは北京放送、いづれも日本語放送でございまして、VOAはなかなか私どもに東京にいてつかまらない。どうもそういうのは同じような放送かどうか、これは私どもつかめませんが、どうも話を聞いておるところでは全然違うようでございます。

○森勝治君 それでは総理お答えになりませんね、話を聞いたところによれば全然違ふと。だれの話も聞いたのでしよう。いま私の話を聞いてあなたが答えになつておるんでしよう。私はそれは害があると申し上げているのでしよう。謀略放送じゃないかと具体的に指摘しておるのですから、第三者の話云々となぞらえることはひととおやめになつていただいて、私は簡潔に具体的な事項を示して質問しておるのですから、どうぞひとつ、申しわけないですが、私の質問の趣旨に沿つて——もちろん見解の相違で、また別な見解があり得るわけけれども、それはそういうことにして議事進行に御協力していただけないと次の問題に移れませんか、ひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 私の確かめたのは外務大臣からでございます。

○森勝治君 ですから、外務大臣からそういうお

聞きをしたであらうけれども、それは総理ですか
ら事情を聴取する権限をお持ちですからおわかり
でしょうが、私はいまことあげて申し上げてい
るのです。ですから、そういうことをお認めに
なりますか、こう申し上げているのですから、答
えを失敬であります。総理に對してまことに
無礼だと思ふのです。しかし、これは非常に大
切でありますから、どうも総理はお答えの点をば
かされていきますから、「ぼつぼつ」のその外のお
話でございます。これではちよつと迷惑ござい
ますから、ひとつ明快にお答えをいただきた
い。

○國務大臣(佐藤榮作君) VOAについての話は
私外務大臣から聞きました。森君からいまこれは
謀略放送じゃないかとおっしゃるが、VOAがい
ついつ、これこれの話をした、これは謀略放送
じゃないか。こういうお尋ねなら私にも判断がで
きます。しかし、VOAは謀略放送じゃないか
と、かようなお話だけならどうも私もお答えがで
きません。またこれはその他の国からこういう謀
略放送が沖繩にあつては困ると、かような話も私
ども承つておりません。

○森勝治君 VOAの海外施設の設置に関する米
国とわが国以外の各国との協定においては、協定
そのものの中に、米國は所在国の利益を害するよ
うな番組を放送しないようあらゆる努力を払うと
いう一項が明文化されております。これは御承知
のとおりであります。したがつて、このような協
定の前に徴しても、わが国の利益を害しない
番組であること、いまも説明のあつた番組の
歯どめ措置等については、当然第七項によつて細
目を取りきめすべきが妥当だと思ふのであります
が、これは外務大臣、郵政大臣双方からこの点に
ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 細目のことについて、
この細目を活用して何か歯どめの規程を設けては
どうかという御意見であるかと思ひますけれど
も、そういうような大きな問題については、もう
すでに交換公文の本文に書いてありますわけでご

ざいまして、細目というのは周波数の承認の手続
でありますとかというふうな手続的な規程をこれ
によつて設けるということに私どもは解釈いたし
ておりますわけでございます。そこで歯どめにつ
いてはどうかというところになりますわけござい
ますけれども、これは番組の内容について先刻来
お話が出ておりますように、日本政府の見解を表
明することができ、しかも、これをアメリカが
尊重するということになっておりますわけござい
ますから、親善、信頼感の上に立つております
アメリカと日本のことであります。もし日本政
府がこのVOAの放送について国際親善を害する
とか、あるいは日本の利益に反するとかというよ
うなことがございましたならば、外交ルートを通
じて誠意をもつて熱心にアメリカのVOAの注意
を喚起する。このことによつて私は十分歯どめが
できるものだ、このように考えておりますわけ
でございます。

○森勝治君 ただいまのお答えはこういうこと
で、推しはかつて恐縮であります。アメリカ
の善意に期待する以外ない、こういうことであ
る。

○國務大臣(廣瀬正雄君) その意味はよくわか
りませんけれども、私の申しましたのは、日米間
ういうような状態でございまして、それに日本政
府が誠意をもつて交渉すれば、十分考へてもら
える、日本の見解というものは尊重しなければなら
ないというように交換公文に書いてあります。か
ら、それで足りるというように考へておりますわ
けでございます。

○森勝治君 琉球政府は復帰措置に関する建白書
の中でVOAは一千キロワットという超電力を
使用しているために、その周辺地域の住民はテレ
ビ、ラジオ等の聴取が困難で、いわゆる聴取妨害
を受けているばかりでなく、有線電気通信設備に
も誘導障害を発生させたり、電話の設置にも支障
をきたしているとして訴えております。さらにまた、
VOAは中波一、短波五十二、超短波十七、計七
十波という膨大な電波を占有しているために電波

障害や電波権益擁護という面からも問題があると
つぎに指摘をしております。そこで、VOAに
よる電波障害の実情とその対策はどのように講じ
られてきたか、この点、外務大臣と郵政大臣にお
伺いをしておきたい。

○國務大臣(廣瀬正雄君) ただいま御指摘のこと
については、琉球政府から提出されております建
議書の中に書いてございまして、VOAの
が、まずこの電波の数から申しますと、VOAの
使つております電波は中波が一つでございまして、
短波が八つ、それに連絡用——これは送信所と受
信所の間を連絡するのがおもでございまして、こ
れが十四ありますわけでございます。したがつ
て全部で二十三波ということになっております。
琉球政府が申しております五十とか七十とかい
う数は当たらないわけでございます。

それから、ただいまお話ししたVOAの公害と申
しますか、被害と申しますか、御承知のように、
千キロワットの電力を使つておりますわけござ
いますから、近傍に電話がよく聞こえない、ある
いは放送がよく見えないというふうな事実がござ
いまして、それでこれはVOAと折衝をいたしま
して、電力線あるいは電話線を地下に埋めたいし
ましたり、あるいは放送の共同視聴設備をつくり
ましたり、また今婦仁と申しますか、あそこはテ
レビジョンの中継所をつくつたりいたしまして、
そういう問題は一応解消いたしました。なくなつて
おるのでございまして。将来またそういうようなこ
とが起るということになりますれば、混信その他
のことで電波の妨害につきましましては交換公文
に、そういう事実があれば直ちにそれをなくする
措置を講じなくちゃならない、必要な措置を講じ
ておきますし、その他一般的な被害につきま
しては、VOA当局あるいはまたVOAに對して
おります職員に対する請求、そういうものに對し
ましてはこれまた公正に迅速に解消することに努
力していかねばならないというように交換公
文にはつきり書いてありますわけでございますか

ら、私は将来問題ない、かように考へておりま
すわけでございます。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいま郵政大臣が
る申し上げたとおりであります。

○森勝治君 外務大臣も郵政大臣も問題はないと
いうお答えと承りました。

そこで、私は総務長官にお伺いをしたいんであ
りますが、どうぞたばこをお吸いになつて聞いて
ください。VOAの電波障害は非常に大きいので
あります。たとえばテレビが火をふいた、やけど
をした、牛が物干し用のコードに触れてひっくり
返る、こういう事件が発生をし、民主団体や琉球
立法院、琉球政府もこれを放置できないとして現
地調査を行なつてはいるはずであります。山中長
官、その調査結果はどうなつておられるか、お伺
いをしたい。

○國務大臣(山中貞則君) 大体郵政大臣が答えら
れたような措置を一応VOA自体も含めていたし
ておるようではあります。ただラジオについて大
体もともと離島地域ではあるようではあります。し
かしながら、ラジオについては措置がいまだとら
れていない。その点は今後郵政当局を中心に現地
側とよく実情について相談をいたしながら、ラジ
オについても電波障害のないような措置を講ずる
必要があつて考へております。

○森勝治君 どうも政府では沖繩の現状というも
のを適切に把握していないようでもあります。私
は時間がございせんから、この問題について具
体的なものについてのことあげることができま
せん、残念ながら。しかし、端的に申し上げまし
たように、たとえばコードに触れた牛だとか、テ
レビが火をふいたとか、そういうことで一、二を
申し上げましたが、こういうことが数限りなくあ
るのであります。これは大臣は十分もう御承知の
はずであります。所管の長として郵政大臣は御承
知のとおりであります。まあ時間がありませんか
ら、前に進みたいと思ふのでありますが、これ
はいままでの沖繩の置かれた地位などから見

も、ある程度やむを得なかったことかしらぬ。

こう百歩譲って考えてみましたが、しかし、返還後に一体これらの問題のみならず、こういうVOAの継続は反対だと多くの人は念願しているけれども、政府が無理にこれを継続をさせるならば、取りきめ等第四項、第五項等によって、テレビラジオの受信障害に限らず、VOA施設の活動によって生ずる人畜の損傷や、物件の損害に対して、政府は責任を持って施設者たる米國政府に完全な障害の排除ないし損害の賠償措置を講じさせるのがこれはもう当然のことでありますが、この点はいま私が申し上げたような内容で、アメリカがその措置をとる責任を持つ、こういうことで確約されたものと理解してよいかどうか伺いたい、郵政大臣に。

○國務大臣(廣瀬正雄君) ごもっともな御意見だと思っております。そのとおりでなくちゃならないと思っております。

○森勝治君 郵政省から当院の通信委員会に提出されました資料によりますと、六月一日のVOA放送の使用電波は中波一、短波八となっておりまして。したがって、季節的な変動等を加味しても、この程度ならばいたした数ではないとこう考えておりました。琉球政府の建白書等を見ますと、五十三波、連絡用を含めると七十波、それもわが国で一番逼迫しているという短波が五十二波であるというふうに指摘されておりますが、郵政大臣、この数字は間違いありませんか。

○國務大臣(廣瀬正雄君) これはただいま申しましたように、中波が一、短波が八、連絡用が十四波ということになっております。間違いございません。

○森勝治君 いま大臣の言われたのは表面向きであります。琉球政府は、現地でつぶさに指摘しているわけですから、現実には私がこゝあげしたような内容ですね。

○政府委員(藤木栄君) お答え申し上げます。中波の一波とそれから先ほど大臣が申された連絡用の十四波はそのままでございますが、短波の八波

というものは、これは御存じのように、季節によりまして、あるいは昼と夜によりまして、電波の伝わり方の相違によりまして、適当な周波数をきめなければならぬということ、返還協定期間は八波ということであつたわけでございまして、その以前におきまして、それ以外の周波数もいろいろ使つておりました。そういうものの合計が五十波というところになっておるわけでございまして。

○森勝治君 NHKはほとんど全世界を対象として海外放送を行なつておるわけでありまして、このNHKの割り当て電波はどのくらいの数字ですか。

○政府委員(藤木栄君) お答え申し上げます。NHKは現在十八方向二十三カ国語でやっております。先ほどVOAの五十波に対応します数字としましては八十波、そういうふうになっておるわけでございまして。

○森勝治君 VOAオキナワの放送対象地域というものは中国、朝鮮、ソ連の一部、しかも、その重点は朝鮮の中国です。その使用電波数が五十三波、電力は十五キロワットから一千キロワットという超大電力であります。世界的規模で行なわれておりますNHKが三十三波でありますから、いかにVOAがぜいたくな電波の使い方をしているかということが、これをもつてしてもおわかりだらうと思つております。

とここで協定第八条に基づく取りきめ第二項第四号によりますならば周波数、空中線電力などの基本的特性に関する事項については政府が現在の特性を基礎として承認する。その後の変更についても承認を要すると、こういうふうな協約しておりますが、この「現在の特性を基礎として承認する」とはいかなる意味なのか。すなわち、占有している五十三波なのか、それとも現在の使用波数なのか。ひとつこれは郵政大臣でも外務大臣、どちらでもけっこうですがお答えいただきたい。

○政府委員(藤木栄君) お答え申し上げます。「現在の特性を基礎として承認する」ということは、VOAが使用しております周波数のほかに電力、運用時間等あるいは対象地域といったような諸特性につきまして、署名時における状態を基礎として必要な調整を加えて承認すると、そういうこととございまして、先ほど申し上げましたように、この短波の周波数はだんだんと変化しなげなからぬというところがあるのですから、そういったものも含めまして、必要な調整を加えて承認すると、そういうことでございまして。

○森勝治君 米國が沖縄におきまして行使してまいりました国際的な電波の割り当て権というが、周波数の管理権というが、電気通信条約上の主管庁としての権限は復帰と同時に日本側に引き継がれるのが当然であります。沖縄では、米軍の電波需要が多いために周波数事情は本土よりもかなり悪いと聞いております。しかるに、このような形でVOA施設の継続を認めるということは沖縄県民がVOAの電波障害に苦しめられておるばかりか、今後の沖縄における電波利用に重大な障害になることは火を見るよりも明らかであります。ここでも琉球政府は本土政府のこの電波権益についての無配慮ぶりを嘆いておるわけでございまして。したがって、私は佐藤総理に率直にお伺いするのであります。VOAに関する琉球政府の建白書をどうにかになつてあなたはどう感じられましたか、お答えをいただきたい。

○國務大臣(佐藤栄作君) まあいろいろ事実を報道されている面もあるし、また必ずしも事実そのものでもない、かように私は相当懸隔があるように見ております。

○森勝治君 この建白書によりますならば、この協定は、VOA一つをとつてみましても、米國の要求をまのみにした片務的なものであるばかりか、VOA存置に関する諸外國の協定と比較をいたしまして、いかに國益を無視したといわゆる対米従属の協定であるかがよく知られるとして協定のやり直しを主張しているのではありませんか。

か。佐藤総理や福田外務大臣の話を聞いておりますと、「星影のワルツ」という歌の文句ではございせんが、「仕方がないんだ」「仕方がないんだ」と、そのことはかり言つて逃げておられるのであります。アメリカの声は届きましても沖縄の声は聞かぬふりをしていふような気がして私はならぬのであります。失敬であります。いまのもろのお答え、私はもともと質問をしたのであります。時間がありませんから私ははしょつたわけでございまして、この沖縄の政府の建白書を見ておわかりのように、現地の政府や住民はこのVOAの問題でたいへん困つておるわけでありまして。したがって、そういうことで問題がない、問題がないというふうに、この問題をすりかえられるのはまことに沖縄の皆さんにとっては不幸なことと申さざるを得ないのであります。

そこで、最後に二点質問したいと思つておりますが、米國広報庁はVOAの海外施設を活用して、無線テレビタイプによる米國の海外出先機関や、軍部に情報を提供していることも周知の事実であります。わが國は、外交関係に関するウィーン条約で、通信の自由を保障している外交施設団の使用する無線局でさえも、周波数事情や相互主義を貫きたいという立場から、その国内の実施を渋つておるのが現状であります。しかるに、何らの代償も求めずとなく、このVOA中継局の運営の継続に同意するといふのは、こういう点から見ましても不平等ではなはだしいもので、私はこゝ断ぜざるを得ないのであります。これでは全く対米従属的な協定であると言わざるを得ません。重ねて佐藤総理の見解をいただきたい。

○國務大臣(佐藤栄作君) 対米従属ではございません。これは、対等な立場で返還協定その他の法案を整備しております。どうも遺憾ながら森君と所見を異にしております。

○森勝治君 対等とおっしゃいますけれども、あなた方は当初の交渉では、非常に強気でありました。それが途中で急転したわけでありまして、全く押されつ放しですから、対等という総理

か。佐藤総理や福田外務大臣の話を聞いておりますと、「星影のワルツ」という歌の文句ではございせんが、「仕方がないんだ」「仕方がないんだ」と、そのことはかり言つて逃げておられるのであります。アメリカの声は届きましても沖縄の声は聞かぬふりをしていふような気がして私はならぬのであります。失敬であります。いまのもろのお答え、私はもともと質問をしたのであります。時間がありませんから私ははしょつたわけでございまして、この沖縄の政府の建白書を見ておわかりのように、現地の政府や住民はこのVOAの問題でたいへん困つておるわけでありまして。したがって、そういうことで問題がない、問題がないというふうに、この問題をすりかえられるのはまことに沖縄の皆さんにとっては不幸なことと申さざるを得ないのであります。

のお答えを私どもは容認するわけにはまいりません。時間がありませんから最後の問題にいたします。

米国広報庁はばく大な費用を投じ、十カ国十二カ所にVOAの海外放送所を設けて、延べ数百波に及ぶ電波を占有使用しております。連日連夜謀略まがいの反共宣伝を行なっていることは御承知のとおりであります。先ほど私が指摘をいたしましたように、米国上院外交委員会のフルブライト委員長でさえ指摘しておりますように、国際情勢は大きな変化を遂げております。したがって、対中関係の改善に重大な支障を及ぼすVOAを、米国に盲従してわが領域に存置させる必要はどこにありましょうか。それこそ頭越しの米中交渉、繊維問題以上の煮え湯を飲ませられる結果になるのが関の山ではないかと思うのであります。VOAは即刻アメリカに持ち帰ってもらわなきゃなりません。米国が全人類の共有財産とも言ふべき電波を、米国の意のままにしている体制を打破すると同時に、VOAの電波を開放させ、そうして、国際親善に役立たせるような活用方策を推進すべきではないかと思ひます。この点恐縮であります。総理に重ねて所見をいただきたい。さらに、私はもっとも質問をしたいところではありますが、残念ながらその時間がもう切れたようであります。しかし、まだまだ質問がありましますから、慎重審議のたてまえからいたしまして、この私の残った分はひとつ後日また発言の機会を与えていただきますようお願いを申し上げます。で、私の最後の質問といたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも森君と私の間にはずいぶん開きがあるようであります。ただいまVOAは謀略まがいだ、こういう表現をされました。どういふわけで謀略放送だかおっしゃらないのです。まがいというのはどうも聞き捨てならない、どうも確信のないような表現ですが、どうもこの点では私は納得ができない。私は、先ほど来政府が説明しておる、そのほうが私のほうはよほどはつきりしている。かように考えますの

で、この点ではどうも所見を同じくいたしました。○委員長(長谷川仁君) 本日の質疑は、この程度にとどめます。

次回の委員会は、明後二十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十九分散会

昭和四十六年十二月二十四日印刷

昭和四十六年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局